

「慰安婦問題」にどう向き合うか

朴裕河氏の論著とその評価を素材に

当日の会場での発言記録

3月28日当日の会場での発言記録

司会の開会挨拶（蘭信三・板垣竜太）

蘭信三: こんにちは。これからですね、「慰安婦問題」にどう向き合うか—朴裕河氏の論著とその評価を素材に、ということですが、これから研究集会始めていきたいと思います。みなさんよろしくお祈りします。まず、集会始める前に、司会を仰せつかってます私たち二人から簡単な自己紹介をしたいと思います。わたしは上智大学の蘭信三と申します。今日はこういうたいへんな機会に司会をするということで緊張してますけれど、どうぞよろしくお祈りします。私の自己紹介を簡単にしますと、わたしは「満州」から引き揚げてきた人たち、残留孤児の人たち残留婦人の人たちの研究をしています。主に、帝国崩壊後の、ポストロコニアルな状況というふうなものを中心としています。それでもう一つは、かなり聞き取りを中心としつつ行っております。今日は会の進行を黒子として徹していきたいと思います。どうぞよろしくお祈りします。

板垣竜太: こんにちは、同志社大学の板垣です。今日はこの大事な場で司会をさせていただきましたましてちょっと重たい役割なんですけれども、またひょっとして議論が収束に向かうのか、発散に向かうのかまったくわからないような状況ではありますが、可能な限り交通整理をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお祈り申し上げます。

蘭: ではですね、この会を仕掛けられた外村大さんにその経過報告を、それから趣旨の説明をしていただきます。どうぞよろしくお祈りします。

実行委員より経過報告（外村大）

外村大: どうも、外村と申します。ここの駒場で歴史の教員をやっております外村大です。いろいろ準備していた割にはここに、集会のタイトルもないし〔会場正面に集会名を示す横断幕的なものがない〕、いろいろ〔準備を〕やってたけど、わたしの名前も、〔数秒聴き取れず、。外村が自分の名前を示す掲示の紙を用意しなかったことを述べた〕

簡単に経過報告をしたいと思います。わたしの自己紹介も必要ですね。わたしはそんなに「慰安婦」の問題について、熱心に取り組んだり研究してきたわけではありません。ただ同じ戦時期の、労働力動員ですね、炭鉱、鉱山、土木の現場などに配置される軍需工場に配置される人のことは勉強してきましたし、もちろん「慰安婦」問題についても、なにかあまりよろしくない方向に向かっているということを憂慮しておりました。また、戦時〔を扱った歴史〕に限らず、歴史修正主義の問題については、歴史学者の端くれですので非常に強い懸念を持っておりました。朴裕河さんとの関係に関して言いますと、10年以上は知り合いでありまして、本を送ってもらったりしております。そのことで本が出たあといろいろと対立があったり、韓国内で訴訟があったり、ということも、これも憂慮してきましたし、いろんな方にも聞かれることもありまして、よくわからないけど、というような話で困惑している

方もいらっしゃるということも、これまたちょっと困ったことかなと思ってまいりました。それで、そんなわけでまあいろんな、本〔への評価〕とか、別に市民運動に限らず、いろいろ見解が違っているのは当たり前のことで、人間っていうのは誰でも、すべてのいろんなことを知っているんなら視点を持って状況を把握できるってことはできないわけですから、わたしが書いた呼びかけ文でも、わたしがその見落としていたことですかね、この人たちはここが、われわれはここが見えてこなかったことですか、自己点検も、あるいは他人にそれを伝えるというのも必要で、そのことによってもうちょっと議論が深まるのじゃないかと、こういう風に言えば、例えば自分たちの主張ももうちょっと〔ほかの人に〕理解してもらえんんじゃないか、とかですね、そういうことをお互いに知って行くこともあるかと思えます。

そんなわけで、いろんな意見の方を招いて討論集会やるといいんじゃないかと、朴裕河さんの交友というか友情というほどのことがあるかどうかわかんないんですけど、それも思いながら、発起といいますか、関係者に呼びかけた、ということです。

誰がどういう形でこの集会つくるかっていうのもまたいろいろ考えたり、なにか非常に〔名のある〕長老級の方が重鎮の方が呼びかけてくれればいいなとか、思ったんですけど、逆に、わたしのような、先ほど申し上げましたようにわたくしあまり「慰安婦」問題を中心的にいろいろ何かやってきたというということでもなく、逆に大きな役割を期待されていたというわけではない、そういう人間が呼びかけた方が動く〔こともある〕かなという、そういう人間にはそういう人間の役割があるのかな、と思ひまして、お話をして実行委員会〔を作った〕、実務的なことは実行委員会でやろうということになりました。

実行委員会は金富子さん、中野敏男さん、西成彦さん、本橋哲也さん、とわたしという形で結成しました。これからご報告もありますけど、濃淡はいろいろあるんですけど、朴裕河さんに対して批判的な方、もうちょっと意義を認めて議論すべきだ、という方と、わたしがなんか中立とか人から言われることもありますけど、灰色系の身として、配置されている—わたしが〔集会の企画を〕言い出したんですけどね—ことになっております。

報告は金・中野委員推薦枠と、西・本橋委員推薦枠を設けました。西さん、岩崎さん、浅野さんが、西・本橋推薦枠です。鄭榮桓さん、梁澄子さん、小野沢あかねさんが、金・中野推薦枠であります。そういうことで、入口で〔の会場受付でも〕批判的な人、もうちょっと意義を見出そうという人というふうに分かれていますけれども、もちろんそこで議論して一致点を見出すとか、妥協点を見出すということではないですし、ましてやディベートで言い負かすというような話ではない、ということです。あの呼びかけ文にも書きましたが、あくまで議論を深めると。お集りの方は、なんとか日本の社会のなかで植民地主義に対する反省を確立したいとか、性暴力の被害者に対して、〔数秒不明。本来の意味での和解を考える〕ような社会とかを実現したいと思ってるわけですから、それをどういう風にやっていくかのために、状況をいい方に向けていくかということに対して議論するということです。

これから早速報告、をお願いしたいのですが、その前に若干注意、お詫びも含めてですけど、お詫び・注意、お願いがあります。

実行委員会で取り決めをやりまして、シンプルに、複雑にやるよりは、ということもあり、決めたことなどもあります。一つは追加資料とかは認めないというようなこと。前日の晩に持ってきて出してもそれは迷惑です。際限なくじゃあこっちもとかいうことにもなります。なんでこの集会を自由参加にしなかったのっていう意見もいただきましたけど、やっぱりなかなか落ち着いて自由討論するための環境維持を考えて、その場合の実行委員会の力量で、あるいはキャパシティとか、そういうこと考えて登録制ということにしました。その段階で西・本橋さん関係で呼びかけた人、金・中野さん関係で呼びかけた人ということにして、報道関係の人もいるかもしれませんが、受付も別になっております。ただ、このことに関してぜひご注意いただきたいんですけど、これはあくまで、偶発的な要素でこの方々に呼びかけられたという話であります。そもそもが、朴裕河さんに対して批判的な人も、もうちょっと意義を認めようというような人たちも、ずっといろんところで一緒に仕事をしてきた人でありまして、これまでもなにかでいろんところで一緒に仕事していく方でありまして、人脈というのは重なってるわけですね。わたしは先ほど灰色系って言いましたが、それはわたしだけに限らずいろんの方がそういうことであるかと思っております。ですので、今日は、あの人あちら側で受付やってたので、とか、あの人あちら側の人みたいなことは、絶対思っていたかかない、あるいは、冗談でもあまり言っていたかかないように、というふうをお願いしたいと思っております。そしてまた、とりわけ研究の世界、大学院生、学問の系統で、あの先生はああいう人で、あの人の院生はああだとかですね、言うようなことありますけど、言っちゃうことありますけど、指導教授と院生は全然毛色が違うっていうケース、相当多かったですりしますので、それが健全なことでもありますし、そしてまたあの指導教授は、職場の上司はちょっとわかんないですけど、そういうふうに統制をかけるみたいなことはあってはならないことなので、あくまで、特に若い人が自由に考え討論する、という場を保障するということをしたいと思っております。

それと進行ですけれども、さっき言ったようにその本橋・西推薦枠と、金・中野推薦枠がありまして、それぞれ 60 分が持ち時間にしております。その後討論の方でも、ちょっとぜひこの問題に対してはこの方に発言してもらってのが、5人掛ける 2 っていうそれぞれの推薦枠を、5人掛ける 2 で 10人お願いしております。それで討論をして、今日の表紙の方で、簡略に書きすぎてますが、先ほど打合せで、司会の方も含めて打合せしまして、時間配分とか、最初の報告というのは 60 分ずつなんですけど、その後も時間判断とか進め方は、司会の方で決めて進めていくということになります。その結果として、もしかするというか、かなりの確率で、今日わざわざお集りで喋りたいことがあって来たという人も相当いらっしゃると思うんですけど、会場から発言する時間は、通常の集会よりは制限されてることになるかと思っております。その代わりにというわけではないんですけど、なんらかの形で、今日参加の方のご意見を集めたりして、それを記録として残すということも考えてはいます、ということでもあります。

それとビデオもいま撮ってまして、もちろん参加者の顔をクローズアップしたりとい

うことはなくて、登壇した方は映ることになりますけど、ビデオ撮って公開することも考えております。登壇者の許可を頂いてですね。報告集も作る予定でおります。

そういうこともありまして、写真とか録音もあのう実行委員で議論したのですが、基本的はこちら側で準備して、録音する、写真を撮る、という方をお願いする形でやっています。マスコミの方もちょっと控えていただくということ、そういうことにしようということを実行委員会で決めましたので、ご了承いただきたいと思います。そのかわり、そのもちろんあのいずれそれほど日をおかずに、ビデオですとか、討論の記録などは、マスコミの方なども、アクセスできるようにということにしたい、ということでご了承いただければと思います。

X：すみません、よろしいですか？

外村：はい。

X：ジャーナリストとして参加させていただいている X と申しますが、写真は別に困られる方を撮るつもりはまったくございません。あの通常の集会の時と同じように、パブリック・フィギュアで前に登壇された方以外撮るつもりはありませんけれども、取材者を入れていくということで、正確な記録のためにも録音はさせていただきますので、それはちょっと先ほど外村先生にも申し上げましたけれども、それはジャーナリストとしては納得できませんので。その一方的にそういう規制をされる、情報を統制される、問題だったら、言論の自由や学問の自由をきちっと保障されるこういう討論では考えられませんので、よろしくご理解申し上げます。録音はさせていただきます。全然迷惑はかけないし、どなたの人権も侵害はしないと思いますので。ご了解ください。自由だと思いますよ、一般市民の方も。

西：他のメディアの方はどうですか？

外村：今日いらっしゃったのは、こちらが呼びかけたメディアの関係の方ですので、他の方はどうでしょうか？ ではそれでよろしいですか？ 録音は？

西：他のメディアの方はどうですか？

Y：Y といいます。わたしもよろしくお願いいたします。

X：手で書くのも録音も変わらないので、まったく同じです。早いし正確だし。

外村：はい、わかりました。じゃあ、メディア枠で受付をされた方はそういうことで、もちろん一般の参加者の方の顔をクローズアップして写真撮るなんてことはないということで、録音と写真は認めさせていただくということにさせていただきたいと思います

あともうひとつ言っておきます。ごく簡単な話です。今日はいろいろ立派な先生方も来ていますが、先生の敬称は付けず、自由にリラックスして発言していただけるといいということをお願いします。以上です。

報告（西成彦）

蘭：どうもありがとうございました。これからですね、報告をしていただきます。これから約2時間、西成彦さん、岩崎稔さん、鄭栄桓さん、で報告をしていただいて、その後でコメ

ントを、浅野豊美さん、小野沢あかねさん、梁澄子さんから行っていきます。その順序で進めていきますので、2時間ですけども、みなさんよろしく願いいたします。じゃ、西さんよろしく願いします。

西: みなさんこんにちは、西です。トップバッターを承りました。原稿を一応用意してありますが、時間の都合もありますので、多少端折りながらながらやります。

『帝国の慰安婦』は韓国で発売されてからはや2年半、日本語版が出てからもう1年余りになりました。いずれの国においても、当初は比較的好意的な評価が少なくなかったと思われませんが、2014年6月の告訴、2015年2月の仮処分決定、および削除版の刊行、そして同11月の刑事起訴という流れの中で、同書に対する評価はいつしか二分され、しかも批判的な方々の主張は、裁判結果をすら左右しかねない苛烈さを帯びるに至ったことは、当初より同書を手がかりにして「慰安婦」問題の理解が深まることに期待をかけていた者としては、期待を踏みにじられる思いでいます。

もちろん告訴は「名誉棄損」という容疑に関わるものであり、同書に対する批評と裁判は、それぞれに独立したものだと思えるべきでしょう。しかし、同書が「名誉棄損」に当たるという原告らの判断と、否定論者の論難とが「同調」しているかのような現実には、私は事態の深刻さを見ないではられません。結論を先回りして言うならば、『帝国の慰安婦』という書物を正確に受け止めて、そこからくみ取れるものをくみ取り、また異論を唱えるべきところは唱えるというような「健全」な批評精神が作動してさえいれば、同書が「名誉棄損」にあたるというような判断が下るはずはなかったと思うからです。

昨年の11月、起訴に対する抗議声明に私も名を連ねましたが、私たちが《この本によって元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えず》と、敢えて主張せざるをえなかったのは、同書が日本軍「慰安婦」サバイバーの方々の「名誉を傷つけるものである」という判断を固定化させるようなジャーナリズムや知識人の動きが、原告の告訴を後押ししているのではないかという疑いから自由ではなかったからです。

さらに今日お話しいただく鄭栄桓さんは、私たちが声明を発表して間もない頃に次のようなことをブログでお書きになっていました——《韓国で出版された際に『帝国の慰安婦』が学問的論争以前の著作であることを適確に識者たちが指摘し、公の言論の場から退けていけば、私も含めた研究者たちがまっとうな社会的責任を果たしていれば、元「慰安婦」の女性たちが自ら立ち上がり訴訟を起こす必要などなかったのではないか》とのことです。それでは、知識人の「社会的責任」とは何でしょうか？

研究書であれ、一般書であれ、曲りなりにも「公けの言論」に一石を投じようとして刊行された書物を、そこから「退ける」とは、どのような身振りを指すのでしょうか？

そしてその本のなかに「名誉棄損」を嗅ぎとる原告たちの判断力にまで影響を及ぼしかねない「言論」を積み重ねられる鄭さんをはじめとする方々の読みとは、何を展望するものなのか？ 私は今日、それを問いたいと思っています。

決してこれからの私の読みを皆さんにおしつけないとは思っていません。しかし、健全な

言論と私が言うもののあり方とは、世に問われたものを「退ける」のではなく、「乗り越える」ことによって構成されるものだと信じて疑いません。だとしたら、鄭さんのおっしゃるような批判は『帝国の慰安婦』をどのようにして乗り越え、「その先」を展望させてくれるのでしょうか？ 一昨日、鄭さんの『忘却のための和解』を入手することができましたので、読ませていただきましたが、この本がまさに鄭さんなりの「馬跳び」であることは確認できました。今日はそれが元「慰安婦」サバイバーをめぐる議論を、少なくとも『帝国の慰安婦』出版以前に引き戻そうとする身振りからなっている書物でないという認識をみなさんと共有できれば幸いです。

ところで、ここは『帝国の慰安婦』を裁く法廷の場ではありませんし、かりに「擁護派」と「批判派」の顔合わせという形を取っているとしても、あくまでも公論の場で、同書の受け止め方に対して幅広く意見交換をする場だと理解しています。

もちろん、「慰安婦」問題の解決といったときにそれぞれが抱くイメージ、あるいは日韓「合意」の評価についての意見もさまざまでしょう。しかし、そういった差異を膨らませるやり方で議論をするのは、あまり生産的なこととは思いません。まず前提として、昨年5月4日に発表された「日本の歴史家を支持する声明」Open Letter in Support of Historians in Japan——みなさんご存じと思いますが、後ろに資料でつけています。——これを、共有することにしたいと思います。私が注意を向けておきたいと思った場所には、下線を施してありますので、適宜ご覧ください。

<http://www.asahi.com/articles/ASH575KGGH57UHBI01Y.html>

私は『帝国の慰安婦』が、日本と韓国のあいだの国家間・民族間の政治的対立の構造が双方に「民族主義的な暴言」——この言葉はさきほどの声明にある言葉ですが——をかきたてる状況を生み出し、結果的に「問題の解決」を遅らせてしまうという現実に対する打開策を一般市民向けに示し、「世論」を動かすことに主眼を置いた「一般書」であることを認めつつも、それが同時に学術的なレベルにおいてもきわめて重要な問題提起を含み、また支援運動の射程を縮めるのではなく、国境を越えて運動を広げるための知恵をも含んだ書物だと思っています。

現在もなお東アジアの地域平和を脅かしている「民族主義的な暴言」に温床を提供しているのは、たとえば「慰安婦」問題を、民族間の「懸案」としかみなさない思考です。私にとって、『帝国の慰安婦』は、韓国語版が最初に出たこともあり、韓国内の「民族主義的な暴言」を抑制するための工夫に満ちた著作だと思うのですが、批判者の多くは、これを日本国内の「民族主義的な暴言」を容認し、結果的に韓国の「民族主義」に火をつける仕掛けを持つ本であるという読みに固執されているように思います。

しかし、この本は、二項対立的な図式で問題に向き合うことの不当性を、執拗なくらいに説いています。「加害者と被害者」・「協力者と抵抗者」といった二項対立に「日本人と韓国・朝鮮人」を対応させてしまうことで、不可視化されてしまう部分を問おうとしたのが同書です。

そこで最も問題視される箇所として、《朝鮮人慰安婦と日本人兵士の関係が構造的には「同じ日本人」としての〈同志的關係〉だったからです》（日本語版、p. 83）という一文があります。この直後には《そのような外見を裏切る差別を内包しながらも》という一文が添えられていて、この箇所を通して読めば、要するに「帝国日本」の「植民地支配」は、それ自体のうちに「内包」されていた「差別」を解消することがないまま、「朝鮮人慰安婦」を「日本人兵士」と「同じ日本人」としての位置に置いたと書かれてあるわけです。「被害者」であったはずの慰安婦の方々を、あたかも「協力者」であったかのように見せかけてしまう「構造」を生み出したのが「帝国日本」の暴力性だったという論旨です。

そして、それは戦場においてだけそうだったわけではないでしょう。「差別」と「暴力」に晒されながら、しかし〈同志的な関係〉を生きざるをえなかった自分たちの「過去」を、戦後＝解放後のサバイバーは、必死に「隠蔽」しようとされたはずで、韓国もまた、これは引用ですが、《韓国もまた、解放後、ずっと彼女たちと同じように、そのような記憶を消去しながら生きてきた》（p. 83）と、朴さんは書かれています。それは元慰安婦サバイバーだけの問題ではなく、国民的な「忘却」の歴史があったとおっしゃっているわけです。

こうした彼女の姿勢をはっきりとあらわしているのが、慰安婦の動員や移送や搾取、場合によっては虐待にも関与した「業者」のなかに韓国人・朝鮮人が含まれていたことをくり返し強調する論旨です。

この「業者」について考えることは、「韓国・朝鮮人」は、あくまでも「被害者」そして「抵抗者」のカテゴリーに属さなければならないという考え方を、一旦は「宙吊り」にすることを要請します。そして、そうした二項対立的思考では捕捉できない部分こそが、「帝国日本」の植民地支配を、その内部にまで分け入って究明するためには避けては通れない要素であるというわけです。

朴さんの論の進め方は、「民族主義」によるバイアスがかかりがちな二項対立の図式を解体するばかりではなく、まさしくそうした二項対立的な図式での思考そのものを、あらかじめ不可能なものにしていたものとして「植民地支配」を問おうという手順に則っています。つまり「植民地支配」を歴史的に検証するにあたって、二項対立を事後的に「再構築」することによってであってはならない、また日本の戦後、朝鮮半島の解放後に確立された双方の「民族主義」の対抗軸の上でだけ、真相の究明や責任の追及を行ってはならないということなのです。この方法論的選択に対して、一定の批判がありうることは私にも理解できます。しかし、「植民地支配」を問うにあたって、「民族主義」を拠り所にする以外の道はほんとうに存在しないのでしょうか。

朴さんは上記の日本兵士と「朝鮮人慰安婦」の〈同志的關係〉という一種の幻想や錯覚について指摘された箇所で、現場では束の間の「恋」があったかのような事例を、文学作品を含む日本や韓国側の叙述を用いながら「再構成」されています。しかし、こうした「幻想や錯覚」を彼女が敢えて強調するのは、「日韓・日朝対立のパラダイム」を超えて、むしろ日本軍の戦争遂行の「協力者」としての役割を強いられた男女が、それぞれに「被害者」であ

ったかもしれないという新しい認識の可能性を視野に入れるためであったと言えないでしょうか。

「慰安婦制度」が日本兵による慰安婦の「レイプ」を常態化させるシステムであったという見方からすれば、日本軍兵士と慰安婦は、「加害者」と「被害者」というふうに、截然と分かれたる存在だったということになるでしょう。しかし、両者がともに「帝国日本」の戦場へと送られた「協力者」であり「被害者」でもあったことによって、「境界横断」的な「同志関係」を抱きえた可能性とは、「日本人〈対〉韓国・朝鮮人」という二項対立を超えて、むしろ「帝国日本〈対〉「徴兵」や「徴用」から逃げられなかった内地、および外地の民衆」という図式にこれを置き換えることを提案するものです。

そうした流れの中で、朴さんは書いておられます——《そのような記憶を無化させ忘却するのは、彼女たちの体験を、民族の裏切り者の意味である「親日」と指さすのと同じくらい、暴力的なことだ。そして、そのような自家撞着的な状態に陥れたのは言うまでもなく〈帝国〉である》(p. 84) と。

この箇所もまた批判者が必ずと言ってよいほどに注目する一文、特に前半ですが、ここはまさに解放後にサバイバーをおし黙らせた「偏見」が、彼女らを「民族の裏切り者」とみなし、その「記憶を無化させ忘却する」方向にはたらいたかもしれない戦後史全体を批判の対象に据えようとした『帝国の慰安婦』の中でも最も重要な箇所だと私は思っています。

しかも朴さんは、戦後の日本、そして解放後の韓国において「看過」され、「忘却」されてきたことの全体を可視化するために、アイロニカルにこうしたエピソードを選択されているのです。

かたや日本軍兵士は、戦地で命を落とそうと、戦後まで生き延びようと、一定の「顕彰」や「補償」の恩恵に与りました。ところが、慰安婦たちがかりに日本兵と同じく「帝国日本」の戦争遂行への「協力」を強いられた存在であったとしても、日本政府からは一切の謝罪、一切の補償、一切の慰謝も受けることがありませんでした。それどころか、どこに身を置こうが、さまざまな「偏見」に晒され、半世紀近いあいだ、沈黙を強いられたのが彼女たちでした。

要するに、一旦は「同志」でありえたかもしれない男・女のあいだには、じつは深い「切斷」があらかじめ持ちこまれていたのです。《彼女たちは兵士の「命」に代わる「性」を「国家」(＝男)に捧げるべく連れてこられた存在である。それでいながら兵士のように靖国が待っているわけでもなく、遺族たちが年金を受ける保証があるわけではない》(p. 218) という文章は、まさにそのことを語っていると思います。

つまり、兵士の場合は、その動員から戦後の補償まで概ね「法」の名の下に実施されたわけですが、慰安婦の動員、そして後の賠償は、この70年間ずっと「法」の「埒外」に置かれたまま、放置されてきたのです。

2011年にソウルの日本大使館前に設置された「少女像」こそが、ある意味で、そうしてずっと放置されてきた彼女らに対する「慰霊と名誉回復」のモニュメントだと言えるのかも

しれません。しかしその「法」的なステイタスは、いまなお曖昧なままです。それこそ「法」に埋め込まれた「家父長制」が、戦前から戦後、植民地時代から解放後まで、ずっと生き延びてきたことの証ではないでしょうか。「家父長制」をいかにして克服するかは、日本だけでなく、韓国においても重要な政治的課題でしょう。戦時性暴力は、つねに「家父長制」と共犯関係を結んでいるものだからです。

そして、「慰安所制度」がそうであったように、そうした制度を生き延びたサバイバーたちを長く取り巻いてきたシステムそのものもまた、国境や民族の境界をまたぐ「越境的」で、「共犯的」なものでした。「帝国日本」に蔓延していた「家父長制」や「階級問題」、さらには「人種問題」、それらを今日にまで生き延びた「悪」として現在進行形で俎上に載せていくためには、「日韓（日朝）」といった二項対立の克服と、粘り強い「連帯可能性」の追求が不可欠です。

左派的でリベラルな運動体が志向するような国境を超えた連帯を追求する姿勢が貫徹できるかどうかは、旧弊な二項対立に陥りやすい「民族主義」なるものをいかにして扇動せず、むしろそれを抑制する身ぶりを持続させることができるかどうかにかかっていると私は思います。

1990年の挺対協の結成、翌年の金学順さんの名乗り以降、それまで韓国を蔽っていた「偏見」は、かなり拭い去られたと言っていいでしょう。そうした歴史的展開に対して私は敬意を払います。しかし、ここに来て、彼女らが演ずるべく強いられた役割を「売春婦」という名で呼んだり、その同時代的文脈のなかで「日本兵の同志」であった可能性を言語化したりすること自体が全面的にタブー視される空気が醸成されるに至ったことは、長きにわたって韓国を蔽っていた「偏見」に対する過剰な「リアクション」であると思えてなりません。

韓国に比べて、日本で慰安婦サバイバーの存在感が薄いのは、ひとつには「売春婦差別」の根強さの結果かと思いますが、韓国の場合には、彼女らの「復権＝エンパワーメント」が進んだ分、「慰安婦」という呼称と並んで、「協力者」或いは「親日」という呼称を彼女らにあてはめる圧力に対するタブー意識が飛躍的に強まったように思います。しかし、こうしたタブー意識こそ、「加害者と被害者」・「協力者と抵抗者」といった二項対立に「日本と韓国・朝鮮」を対応させようとする「パラダイム構成」の再生産を引き起こしているのではないのでしょうか。

もちろん、日本と韓国のあいだには、いわゆる「民族の浄化」にも等しい「植民地支配」という、しかるべき歴史認識の共有化によって克服しなければならない悲惨な過去が横たわっています。朴さんも、そうした民族間でいまだ「懸案事項」にさえなっていない現状について言及されています。（引用は、省きます。）

こうしたある意味で民族間の「歴史問題」として、「二項対立」で割り切りやすい問題を後まわしにしてでも「慰安婦問題」を優先的に解決するというのは、きわめてむづかしい問題だとは思いますが、そうしてしまった以上、正当な道筋での解決に微力ながらも協力したいと思っています。そして、そういった問題の解決にあたっては、「民族主義的な暴言」をい

かに挑発・煽動することなく、抑制するかという課題を、おのおのが引き受けるべきだと思います。

また、こういった問題を考えるにあたっては、先ほど言及した声明にもありますように、《戦時体制のもとにあつて、個人は国のために絶対的な犠牲を捧げることが要求され、他のアジア諸国民のみならず日本人自身も大きな苦しみを被りました》という認識を退けてはならないと思います。

そして、あの日韓合意を白紙撤回して、歴史の歯車を元に戻そうする動きに一定の正当性があるとして、それを『帝国の慰安婦』の刊行以前にまで時計を巻き戻し、同書がなかった時代にまで研究を後退させることには私は断固反対したい、ということです。

そして、日本の「免罪」のために『帝国の慰安婦』を「濫用」abuseすることが誤りなら、同書を過剰なまでにabuse(=攻撃)することもまた同じく誤りであるだろうということ、ここでは強調しておきたいと思います。

ともあれ、『帝国の慰安婦』を手がかりにしながら前向きに議論すべきことは無数にあります。そうした千載一遇のチャンスを、同書を「退ける」ことによって、みすみす逃してしまうのは残念です。学問的にも、おそらく運動の上でもそうだと思います。

そして同書を乗り越える場合にも最低の「鞍部」で超えるのではなくて、その「頂上」を乗り越えるような成果がこれから先に現れることを期待したいです。

今日の話はそうした未来を展望するものとしてお聞きくださったら幸いです。どうもありがとうございました。

報告・岩崎稔

蘭：はい。西さん、どうもありがとうございました。では続いて岩崎さんよろしくお願いたします。

岩崎稔：岩崎と申します。わたしの論文のコピーが御手許に出ておりますが、「『帝国の慰安婦』やそれへの極端な反応をめぐって考えたことの中から」という内容でお話をいたします。

『記憶と認識のなかのアジア・太平洋戦争』は岩波書店から出ている講座ですが、これのために長志珠絵さんとともに「慰安婦」問題が照らし出す日本の戦後」という論考を書き、そのなかで、わたしたちは一定の問題意識から『帝国の慰安婦』に言及をしております。そのコピーがこの当日資料の中に入っております。後ほど読んでいただければと思います。

わたしたちの問題意識は（わたしたちと言うときはとりあえず長さんと一緒に作業したわけですから、そのわたしたちでありますけれども）、問題意識というよりも、ある種の焦燥感がありました。この四半世紀の「慰安婦」問題をめぐる多くの人たちの格闘をふりかえって整理してみたときに、歴史認識と植民地支配責任の問題に関して、一方では紛れもなく、実証的な研究という意味でも、それに取り組む運動面での試みという点でも、明確な前進があったと思います。それにもかかわらず、その他方で、なぜこれほど歴史修正主義的な言説が跋扈し、拡散されることになったのだろうか。この関係です。つまり、経験や運動の展開

と、社会の、言ってみれば知的劣化（という言い方に少々傲慢な響きがあるんだっただけ言い換えますが）といった現象の間に、奇妙な逆立関係が生まれている。もっと雑に言うと、なんでこれほど負けている状況ってというのが生まれてしまったのか、ということですね。そのことについての危惧でありました。

この岩波書店の講座の文章の中にも、例えば 225 ページの「本稿では」から始まるパラグラフのところで、「くり返すが、「慰安婦」の制度の特質や出来事の経緯であれば、この四半世紀を通じて歴史家や市民運動家たちの格闘が生みだした成果は傑出したものであった。にもかかわらず、事態の悪化と深刻化を招いているとすれば、どこに問題があったのかということを考えておかななくてはならない。」と行きました。これがこの文章を書いたきっかけであります。

歴史認識をめぐる否認派のバッククラッシュや政治攻勢に目下の事態を招いた主たる原因があることは間違いのないわけであります。グローバル化に伴うメディア環境が構造的に変わってきたということもあると思います。インターネット・メディアの存在形態が内容を規定している点もずいぶんあると思います。しかし、同時にわたしたちはその運動圏の呼びとや、それを支えたり伴走したりする知識人の言説の中にも、実は運動の政治的な幅とかスペクトルを内側から狭隘化してしまい、苛んでしまうような傾向が、停滞の因子として働いていたのではないかと疑いました。（なお、長さんとわたしの間ではちゃんと議論をしながら論文を作りましたが、認識は完全に重なっているわけではありませんから、本日のここでの発言の責任は私にある、とお考えください。）

わたしたちが書いたこの論考ですが、『帝国の慰安婦』を主要な対象にしたものではありません。「慰安婦」問題をめぐってこの四半世紀の経緯を段階別に再整理してみようとしたわけです。その中で、最近になって、朴裕河氏が晒されている攻撃は、わたしは「異様な」と感じましたが、その攻撃は、わたしが冒頭に申し上げた懸念が看過できないものであることの徴候であると考えました。『帝国の慰安婦』について、朴裕河さんと理解を同じくしない個々の点ではありますが、少なくともわたしたちの共同論文の中では、ある箇所を重要な問題提起として引用しようと思いました。わたしたちは次の部分を引きました。御手許の資料の中では、コピーの 245 ページです。朴裕河さんの論文からの引用です。大急ぎでざっと読みます。

「たとえ表面的といえども、そこに確かに存在した〈自発性〉を無視することはできない。なぜなら、それは、元慰安婦たちに限らず、誰がその状況に直面したとしてもありうること、つまり植民地化とはどういうものだったのかについて、ある一面を教えてくれるからだ。こういった隠蔽は今に始まったのではなく、戦後、韓国解放後に自らの〈自発性〉を忘却の彼方へ消し去りたかった元帝国臣民によるものである。植民地は一貫した〈抵抗の地〉でなければならず、それは本人の記憶や意志を超えての、新しく出発した独立国家の夢でもあったのだろう。その過程における、さまざまな〈自発〉への沈黙は、〈嘘〉というより、むしろ「モラル」でさえあったはずだ。その出発からして「ポスト植民地国家」は、ほとんどの国

民が経験した〈過去の否定〉から始まるほかなかったのである。数少ない抵抗者たち——たとえば上海臨時政府やイ・スンマン（李承晩）臨時政府大統領、中国東北部満州地方で独立運動をした人や、国内でも「反体制派」だった人々の行動や記憶を、中心記憶にして再出発するほかなかった。——中略ですが、——〈慰安婦たちの愛国〉が忘却されてきたのは、カッコつきの〈慰安婦たちの愛国〉が忘却されてきたのは、まずはそのような構造が作ったものである。それと同じようなある種の忘却と隠蔽が、慰安婦と挺身隊の混同にも起こっていたと考えられる。」

この文章を引用しつつ、わたしたちは一定の議論を試みました。朴裕河さんのここでの指摘は、ポストコロニアル的状况においてともすると閉却されるような、被害者の集合的な記憶の一面を言い当てており、運動のなかにも、『帝国の慰安婦』に対する非難のなかにも作動しているある防衛的な心的機制を明らかにしているのではないかと推測しました。確かに朴裕河さんの指摘する特徴は、従来の植民地支配研究の全体を覆うものとは思いませんし、すべてをこの批判でまとめて切り捨てることはとてもできないと思います。しかし、植民地支配に抗する主体の記憶の選別や、あるいはモデル化、範例化が起こっている、という批判は、聞くべき指摘だと受けとめました。そして、そこで指摘されている記憶の操作が、暗黙の内なる記憶の操作が、韓国における『帝国の慰安婦』叩きの一端を説明するんじゃないかと考えました。これをナショナリズムと呼ぶことが妥当かどうかはともかく、そうしたフィルターが問題への取り組み方を単純化したり、ときには強張らせたりしてきた。そういう指摘は、これは枝葉末節ではないと思っております。また、心の底で思い当たる指摘であったからこそ、朴裕河氏の議論は、運動系の一定の人びとから丸ごと否認され、それ自体が「敵の危険な攻撃」に祀り上げられてしまったんじゃないでしょうか。

朴裕河氏が、「慰安婦」を自発的に志願した女性たちである、と貶めたという決めつけが行われていますが、これは一つのテキストをまともに読む限りはとうてい出てこない解釈だと思います。わたしはとてもそういうふうには読めませんでした。そのようなレベルで攻撃するのは、まったく筋違いであるだけではなくて、本書が拓くかもしれない議論の可能性をただ封殺してしまうだけです。今度は引用ではなく、わたしたちの論考の中での乳地の文章を引かせていただきます。岩波のページで言いますと 249 頁にあたりますが、その最後のパラグラフです。

「『慰安婦』問題はときに強くナショナリズム的なバイアスがかかり、それによって問題が単純化されてしまってきた。他方、日本では、運動局面の険しさによる孤立感のなかで、相対的に近い位置にいると見ることも可能なはずの試みや主張を、運動を分断する「敵」としてだけ同定し、それとの差異化やそれに対する決然たる拒否の姿勢をもって自分たちの正当性を確認し、そのことでもらうじて安心を得るといった内的回路が生まれる。運動のなかで起こっている心的機制であるから、それ自体が実に多くの差異のなかでのひとつの傾向性を指摘することにすぎないけれども、そうした現象は間違いなく存在している。」

たしかにこれは、運動論です。歴史学の「学問的な」問題ではありません。せいぜい運動

論とでも言う程度の主張ではあります。この場合に念頭に置いているのは、挺対協です。挺対協の歴史的に重要な役割はもちろん前提にした上で、しかし、「慰安婦」の問題の四半世紀をふり返ってみた時に、それが個々の局面で、あるスタイルや認識を唯一の解釈として運動圏全体に強いという効果を示しているということ、またその内容をやはりナショナリズム的なものだと同定せざるを得ないと書きました。もちろん、わたしたちがこうした指摘をする資格を持っているのかどうか、お前はいったいどこから喋ってるのか、と自問しましたし、これはきっと運動圏で格闘している人たちに対するある種の流聖的行為と受け取られるだろうなど予想もできました。挺対協は韓国の側の問題でありますけれども、日本の支援者の中にも、日本の左翼運動の中でくり返されてきた政治文化の自家中毒が反復されているのではないかと、思っております。そうした自家中毒の中から、リベラルこそが主要な打撃対象になり、リベラルのなかにある「植民地主義に対する隠された否認の欲望」といったものをことさらに主題化する政治戦略が出てくる場合があります。一定の局面においてこれが無意味であるとは思いますが、しかし、これらが硬直した陣営の攻撃パターンになってしまった場合には、問題を解決していこうとする人びとの中にいたずらな分断を生むことにならないでしょうか。そういうことがいちばん危惧されることであります。左派やリベラル全体がかくも弱体化したり追い詰められたりしている現状が、いま、わたしたちの現実です。そういった事態が生まれた原因の一つ、理由の一つが、このようなふるまい方や、内輪もめや、潰しあいではないか、というのが私の申し上げたかったこととございます。

国民基金の問題も激しい論争がありました。『和解のために』や『帝国の慰安婦』について当然さまざまな批判はあり得ます。わたし自身も朴裕河氏に向かって、わたし自身の意見を書いたこともあります。多面的に論争するなかで問題は深められていくのは言うまでもないことですが、問題にしたいのはそういう一般的なことじゃなくて、これらのものがあらわれた時に生まれたある種の攻撃のスタイル、論争を論争として成り立たせないようなこわばった政治文化のこととあります。『和解のために』や『帝国の慰安婦』が、決めつけや単純化によって、右派の策動とそっくり等置されたり、ただ当てこすりによって片付けられたりする場面を幾度も見てまいりました。そういった反論をするんだったら、具体的に事実を、日時を限って論証せよ、っていうふうに、迫られるかもしれませんが、確かに運動のなかでの振る舞いに関することでありますから、細かく特定することは難しいとしても、わたしが集会や運動の周辺でそうした場面をくり返し突き当たったと考えるのは思い過ごしでありましょか。そのように朴裕河氏の仕事を歴史修正主義の典型的な否認言説と同置するのは、否認派と批判派の配置関係を、そういった全体の配置関係を、真剣に批判者として取り組んでいる人にとって厳しいものにしてしまうだけじゃないのか。ある政治的局面での暫定的な前進のチャンスがありそうな時に、しかし、そこにも死角はあるのではないかというふうに鋭く指摘しつつ、その暫定的な前進によって不可視化されてしまう声を聞き取ろうとすることがあれば、それは大事なことだろうと思います。でも、そのことから、自分たちだけを正義として、具体的な局面で戦略的に一步を確保しようとする人びとを

最も許しがたい敵として同定し真っ先に攻撃してしまうスタイルまでの間には、大きな開きがあると思います。今日の社会がこれだけ反知性主義の風潮がはびこっているときに、批判的知性はやせ細っていています。そのようにやせ細っていくのを見るのは忍びませんが、その痩せさらばえ方の原因の中に、わたしたちは責任があるのかもしれないと思うわけです。批判派のふるまい方の中にも、原因があったんではないか。在日の知識人や日本人の知識人が、「継続する植民地主義」という契機に気がつき、それを指摘するという作業は重要だと思います。しかし、例えばいま申し上げた批判的知性がなぜこれほどまく社会状況のなかで全体として後退を余儀なくされているのか、ということとは、一応それとは別の問題として考えるべきではないでしょうか。批判派が後退することの理由までリベラルのせいに、あるいは戦後左翼がコロニアリズムの問題をめぐって、死角を抱えていたことのせいにするというのは、これは違った問題をショートさせているのではないか、辻褃の合わないことではないか、と思います。左派文化やリベラルが弱体化している理由は、簡単には説明のつかない複雑な問題でありますから、たった一つの原因に帰することはできませんが、そうした文化が抱えてきた政治的なハビトゥスも一因であったのではないのでしょうか。政治的な態度、姿勢、あるいはさっき政治文化という言い方をしました、それでも結構です。そもそも運動の熱意が、ともすると非常に権力的に作用してしまう局面っていうのがあるのです。それを一から指摘しなくてはわからないほど、ここにいる方たちは、ナイーブな政治経験しか持っていないわけではないでしょう。

開かれた運動をつくり、節度のある公共的な討論文化を通じて、ぜひ、先ほど西さんの議論の中に、「二項対立を超えて」というふうにありましたが、東アジアの公共空間を開いていきたい、というふうにわたしは願望しておりますし、そのためのいろんな工夫、いろんな試みをしていくべきです。これは空理空論でしょうか。この共同論文を書いたわたしたちにとって、朴裕河氏を、民事にしろ、刑事にしろ、司法的手段によって排除するようなことは論外の措置です。問題は、こうした形では絶対に深まっていきませんし、われわれは退廃してしまいます。朴裕河氏が裁判をめぐって免職という可能性にも晒されている限り、わたしは朴裕河氏の権利擁護のために発言しますし、こうした裁判による言論の自由の侵害に「快哉を叫ぶ」人には、例えその方が運動圏において大きな貢献のあった方であれ、深い失望感を抱かざるをえません。わたしは、朴裕河氏の著作の取り上げ方について、こわばりを解いてほしいと訴えたいのです。適切な討論のスタイルと、党派的にならないような運動のスタイル、そして、もう少し厚みのある政治的判断力を満たせない限りは、劣化するばかりの言論状況に、ほんとうに批判派はもう対応できなくなるのではないか。岩波講座のこの論考を書いた背景にある焦燥感というのは、そういうものでありました。そのことを申しあげて、わたしの発言にしたいと思います。この問題を無視し、扱わないのは横着です。これだけわたしたちが負けてるわけですから、その負けた理由をしっかりと考えるところからでないと、立て直しも難しいのではないか。

報告・鄭栄桓

〔マイクの不調で若干、中断があった。〕

板垣:それでは再開をしていきたいと思いますが、企画のプロセスをご存知ない方はちょっと今日のこと分かりにくいかもしれませんが、冒頭で外村さんが「西さん・本橋さん推薦枠」とか、それから「金富子さん・中野さん推薦枠」とかいう回りくどい言い方をしております。それがこの『帝国の慰安婦』をめぐる「擁護派」とか「批判派」とか言わないための便宜的な何かだったと思います。実行委員会のなかでは「A側」「B側」という言い方を実はしておりました。先ほどの西さん・岩崎さんはそういう意味ではA側という推薦枠になっております。そして鄭栄桓さんはB側。この表紙のメニューのところを見ますと、中黒「・」で切つてあるところと点「、」で切つてあるところがありますが、そこで区別してあります。その応答コメントがA側浅野さん、B側小野沢さん梁さん。A側合計60分、B側合計60分ということで進行していくという、そういうルールで休憩前は進んでいくということですので、そのように理解していただければ幸いです。

それでは、B側ということで、明治学院大学の鄭栄桓さん、歴史学者で、つい最近、たぶんまだ書店に並んでいたりいなかったりするかもしれませんが、『忘却のための「和解」』というこの本を出された方です。では、よろしくお願ひします。

鄭栄桓:みなさんこんにちは。鄭栄桓と申します。よろしくお願ひします。

私は、『帝国の慰安婦』事態と日本の知識人』というお話をさせていただきます。

私は、『帝国の慰安婦』という本の内容というのは内容の水準に見合わない高い評価をされていると思っています。

さきほど西さんから、「公の言論の場から退場させる」と書いたのはどういうつもりなのか? というご指摘がありました。私は、とくに関連する研究者とかあるいは、こういった本に対して評価をする立場にいる人たちが適切な評価を与えるべきである、出版を停止するとかそういうことではなくて、この本は見合った評価を与えるべきである、そうすれば、被害女性たちのですね、このような本が説得力をもって社会に流通しているという思いがあるからこそこの本に名誉棄損されたと考えたのだと思います。私はむしろこの本に対する適切な評価というものをなすべきだと思いますし、とりわけですね日本の言論界——出版言論の世界においてこの本に対する評価がやはり異様に高い。高すぎると思います。なのでこれからその理由を今から説明していきたいと思ひます。

この本についての評価は一応引用いろいろしましたが、ほんとに絶賛というところだと思うんですが、これに対して被害者の女性たちが名誉棄損で訴えたということがありました。これに対する反論として、例えば、在宅起訴の抗議声明の呼びかけ人の一人でもあります若宮さんは、ハルモニたちが一部の記述を感情的に取り上げて、あるいは批判者たちが短絡的に問題にするのは著者の真意を見損なっている。

あるいは岩崎さんは、この間いろいろな批判が行われてきたにもかかわらず、批判者のな

かで朴のテキストはきちんと読まれてこなかった、このように指摘されているわけです。

つまり、この本の中身ってというのが一つの論点になっているんですね。この本の内容とは一体なんなのか。つまり論旨が何なのかということの評価の分裂がおきているわけです。

さきほど西さんのご報告では批判する側は本の内容をちゃんと読めていないというご批判だったと思います。今からそれに私なりに反論したいと思います。

この本の論旨が問題になるのは、読み手の側の偏見や責任ではなく、この本自体が極めて問題のある叙述の構造を抱えているからなんですね。この本には一見、日本の国家責任を問う、あるいは日本が国家的に国家として命じて女性たちを徴集したかのような表現が一方である。にもかかわらず実態としてはですね日本国家の法的な徴集は否定するという内容をもっている。

つまり、明らかに矛盾する叙述が散見されて、かつこれらのなかに登場するいろいろな当事者がいますね。元「慰安婦」被害者・業者・日本国家・軍・あるいは韓国政府。これらが抽象化されていて、具体的にどのことを指すのかははっきりされていないわけです。だから読み手側は、ある意味で自分たちが読みたいものを読めてしまうという問題がある。

だから、この本を適切に内容に何が書かれているかを読むためには、例えば「動員」という概念を朴裕河さんがどういう意味で使っているのかということはこの本のなかでの「動員」の用例を詳らかに並べて「動員」ってどのように使ってるのか、読み手が考えなければならぬ。そのようなある意味では読み手に非常に法外な負担を課するような本であり、この点でこの本が明晰さを欠いているがゆえに、読み手がさまざまなメッセージを受け取らざるを得ないというところがこの本の最大の欠陥であります。

まず、この本の論旨というのは一体なんなのか。一つ目で「帝国の慰安婦」論——この本のタイトルになっていますが、「帝国の慰安婦」論というのが一つの大きな売りになっているわけですね。ここでは、朝鮮人「慰安婦」というのは中国や東南アジアの女性たちのような「敵」の女性たちとは異なって、日本人「慰安婦」と同じような大日本帝国の臣民たる「帝国の慰安婦」であり、それゆえに日本軍との基本的な関係は異なっていた。で、日本人・朝鮮人の間の差別はあったが、朝鮮人「慰安婦」女性たちも愛国的存在として、日本軍兵士と同志意識をもち、同志的關係を結んでいる。こういった側面が長らく韓国では抑圧されてきた。こういった記憶がですね。それゆえに、朴裕河さんのソウル大使館前にある「平和の少女像」批判というのは非常に厳しいわけです。

〔レジュメ p.2〕「そこには日本の服を着せられて日本名を名のらされて『日本人』を代替した『朝鮮人慰安婦』はいない。日本軍兵士を愛し、結婚した女性も、そこでは居場所を与えられていない。死に赴く日本軍を最後の民間人として見送り、日本軍を自分と同じ運命に落ちた気の毒な存在とみなして同情する『朝鮮人慰安婦』は、そこにはいないのである。」

このように指摘している訳です。では、朴さんはどういった手続きを経てこの愛国的存在であるとか同志意識があるとか同志的關係があるということを証明しようとしたのか。ここがやはり私たちがこの本を一つの——先ほど結構政治の話が出ましたけれども——この

本をちゃんとした書物として読む場合にそれを考えなくてはいけないと思うんですね。朴さんはどういう手続きを経てそういうことを主張しているのか。

朴裕河さんはまず千田夏光の本の読み直しというところからこの本をスタートしていくわけです。千田夏光『従軍慰安婦』についてこのように高い評価からスタートします。例えば、

〔レジュメ p.2〕千田が「慰安婦を、兵士と同じように、戦争遂行を自分の身体を犠牲にしながら助けた〈愛国〉的存在と理解している。国家のために働いた軍人の犠牲のための補償はあるのに、なぜ「慰安婦」はその対象にならなかったのか、というのがこの本の関心事であり主張でもある。そしてこのような千田の視点は、その後に出たどの研究よりも、「慰安婦」の本質を正確に突いたものだった」とするわけです。

これで二つの問題を考えなければならない。まず、千田夏光は本当にそういう風に朝鮮人「慰安婦」を位置づけたのかという事実確認の問題。かつ、千田がもしそのように指摘しているとすればそれは適切なのかという問題。この本の深刻な問題は、第一のポイントでつまづくわけです。千田夏光の本をどれだけ読んでも朝鮮人「慰安婦」が愛国的存在だと言っていないわけですね。本の中では、そう読めるかもしれないという叙述はすべてピックアップしましたが、基本的には日本人「慰安婦」が出発をする段階で「お国のために働けるかもしれない」と日本人業者に語ったという証言なわけです。日本人業者に日本人「慰安婦」の証言が、やっぱり行ってみたら違っていたという証言がつづいていく。だけれども、ここにおいて朴さんは朝鮮人と日本人は「帝国の慰安婦」として同じような境遇にあるから、日本人女性の証言も朝鮮人女性の証言として読めるかのような方法で、日本人女性の証言もすべて朝鮮人の証言として読んでいく。つまりここでは、「帝国の慰安婦」論が証明すべき仮説であるにもかかわらず、「帝国の慰安婦」であるという前提にもとづいて史料と証言を読んでいくという演繹的な形で読んでしまうという誤りを犯しているわけです。千田夏光の本のこういった初歩的な読み方の誤りがほかにもいくつありまして、本日もいらしている能川元一さんがこれは明らかにされたことですが、千田夏光はこのように言っている。

〔スライド p.4〕「占領直後とおぼしい風景の中に和服姿で乗り込む女性。中国人から蔑みの目で見られている日本髪の女性」という写真がある。自分が「慰安婦」問題に関心をもったすごく大きいきっかけになった写真なんだ。千田夏光にとって大事な資料ですね。

これについて朴裕河さんは、〔スライド p.4〕「おそらくこの言葉こそが、あの十五年戦争における「朝鮮人慰安婦」を象徴的に語ってしよう。なぜ朝鮮人慰安婦が、「日本髪」の「和服姿」で日本軍の「占領直後」の中国にいたのか。そしてなぜ「中国人から蔑みの目で見られていたのか」これが大事だという。

つまり、朝鮮人と中国人の敵対関係ということが『帝国の慰安婦』の前提ですから、この写真というのはいわば「帝国の慰安婦」論のすごく大きな証拠になると朴さんはおそらく考えたわけですね。ただ、上の二つの文章というのは、ここでは中国人が「日本髪」の朝鮮人「慰安婦」を蔑んでいる写真があるという風に読めますよね。だけれども千田夏光は実は二

つの写真のお話をしている。一枚目はこの写真なんですね。この写真は右側にいる中国人の男性たちが「日本髪」で「和服」の女性たちを見ている。キャプションにはこんな風にある。

〔スライド p.5〕「天津。後方の銃火がおさまった町々には日本内地から早くも脂粉のカオリまきちらす”女”たちがやってきた」。日本人か朝鮮人かわからないんです。キャプションには。日本人の可能性が高いのではないかと思われませんが。朝鮮人「慰安婦」が出てくる写真っていうのはもう一枚こちらの写真。二つとも千田夏光に引用されている。キャプションには二つちよっと違うキャプションがついていますけれども、65年版の『日本の戦歴』という写真集にはこの二人が朝鮮人「慰安婦」なのかまでは書いてない。だけれども「慰安婦」には「朝鮮人おおかった」と書かれている。67年では、「黄河をわたる慰安婦たち」というキャプションがつけられている。

この二枚の写真について千田夏光が語っているのを朴さんは一枚の写真であると勘違いしているんだというのが能川さんのご指摘です。つまり、朴さんはですね〔スライド p.7〕右側にいる中国人男性がこの女性を蔑んでいる、こういう史料解釈をしたわけですね。

これはですね、本当にこんなことが起こりうるんだろうかと思われるかもしれませんが、これが「帝国の慰安婦」論の前提のなかで語られていく。こういった初歩的な手続きの誤りという問題がたくさんあるわけです。これは揚げ足をとっているのではなく、全編にわたってこのような恣意的な史料操作がおこなわれていると私は指摘せざるを得ません。

3ページに移ってください。〔レジュメ p.3〕じゃあ同志的关系についてどのように言っているのか。朴裕河さんは、女性たちの声に耳を澄ませたんだと書いておられます。後ほどおそらく梁澄子さんがおっしゃられると思いますが、この本は、こういうふうに言うと言言を聞きに行きまして今まで挺対協が隠していたような証言をとったんだと思われる方も多いかと思いますが、実際には挺対協が編んだ証言集——活字化された証言集から引用しているわけです。もう一つ朴さんが用いた資料は、小説です。とくにこの本の中で特権的な位置を与えられているのは、古山高麗雄という小説家の小説です。先ほど西さんが徴用に関して引用されたのは実は朴裕河の文章ではなくて、古山高麗雄の小説の一節ですよ。古山高麗雄の小説を引きながら朴裕河さんは、古山の小説のなかで慶尚南道から「徴用」だといわれて「慰安婦」になることを知らずに連れてこられた朝鮮人「慰安婦」が登場するわけです。このなかで「運たよ。慰安婦なるのも運た。兵隊さん、弾に当たるのも運た。みんな運た」と語った場面について、朴さんは次のような解釈を示すわけです。

「ここにはだまされてきたと言いながら、軍人と自分の状況を運命とみなして、軍人と自分を同一視する慰安婦がいる。彼女は日本軍を恨まず、彼女の前には、民族の違いは意識されない一人の軍人がいるだけだ。目の前にいる男性はあくまでも〈同族としての軍人〉であって、〈憎むべき日本軍〉ではない。彼女が軍人を自分と変わらない〈運命の者〉として共感を示すのは、彼女に同志意識があったからであろう」このように解釈を示すわけです。

つまり、この本では繰り返し同志意識があったことを前提にテキストを読むという方法をとっているわけです。例えばこの中でカッコのなかで〈同族としての軍人〉という表現が

あります。これは実は古山の別の小説に出てくる表現で、古山高麗雄自身の体験をモデルにして、古山が「慰安婦」の女性たちを同族という言葉ではたして考えられるだろうかというところででてくるわけです。つまり、兵士であった私の側の言葉として選択されている単語ですね古山高麗雄のなかでこの「同族」という言葉は。にもかかわらずこの同族という言葉は女性側の意識を解釈する言葉として逆にこう使うというかたちでそこには同族意識をもった、かつこれを運命と受け止めた女性がいた。こういう解釈。フィクション以外にも、証言についても同じような操作をしているわけです。

例えば、小説だけでは不十分に考えられると思うんですが、例3 黄順伊さんの証言の解釈ですが、『運命』と話す人は、小説の中にのみいるわけではない。現実の慰安婦のなかにも、自分の体験を『運命』とみなすひとはいた。自分の身に降りかかった苦痛を作った相手を糾弾するのではなく、『運命』ということばで許すかのような彼女の言葉は、葛藤を和解へと導くひとつの道筋を示している」。

この言葉は朝鮮語版にはありません。日本語版で加筆されたものなんですね。この証言、この本のなかでは、証言者の名前は基本的に出てこない。誰による証言なのか、証言集たどって見直してみたところ、2007年に亡くなられた黄順伊さんの証言です。黄さんは一体何を語ったのか。黄さんは13歳の年に内蒙古の慰安所に連れて行かれるわけです。で軍人に無理矢理押し倒されそうになったときに拒んだわけですね。そしたら、酔っぱらっていた軍人に頭のとっぺんを銃でめった打ちにされるということがあった。これ聞き取りをしていた奥山さんという女性は黄さんの頭を触ると手の平くらいのくぼみがある。それ以降一生片頭痛に悩まされるということを書かれています。そして殴られて病院にも連れて行かれず薬局に置いて行かれるわけです。そのときに黄さんは次のように語るわけです。

「私は口が上手じゃなかったからうまくも言えないし、私は思った通りにしか言えない人間だから、日本人には抑圧はされたよ。たくさんね。しかし、それも私の運命だから。私が間違った世の中に生まれたのも私の運命。私をそのように扱った日本人を悪いとは言わない」。この下線部が朴さんの引用した箇所です。

「同じ韓国人だけど韓国人が主人になってからどれほど私を殴ったかわからない。客をとらないからって。股が痛くて死にそうなんだ。たくさん涙も出てくる。ご飯も食べられない。夜は軍人が来ないから自分の世界だと思えて大丈夫なんだけど、夜が明けると軍人が来ると思うと、ただそのまま地獄に入るような気がする。地獄で生きているみたいだ。軍人たちが怖くて。[...] いま思うとなんであんな目にあったのかと思う。私は犬も同じだ」このように証言がつづく。

この証言は、「自分の身に降りかかった苦痛を作った相手を糾弾するのではなく、『運命』ということばで許すかのような」言葉なのか？ ということについて、私はそうは読めない。ここでいわれる運命というのは許しとしての運命というよりは若干の諦念というか自分の運命に対する嘆きが入っている。ただもちろんこれもテキストだけからとうぜん言うことは軽々しくしてはいけないと思います。やはりそれは黄さんの人生の総体のなかで位置づ

けられるものだと思うんですね。しかし、それは和解の言葉として3行だけ抜き取られてしまう。しかも、黄さんはこの後、カミングアウトされた後水曜デモに参加し、かつ米下院決議で日本への謝罪を求める公開書簡に署名をしているわけです。つまり黄さんは許しているのかという問題です。

この本ではこのように証言をつまみ食いをするので、朴自身の政治的メッセージを代弁させるという方法がとられているので、この点でも声に耳を澄ませたとは到底いえないと私は考えます。

一方、被害者たちだけではなくて、日本軍についてどのような理解をしているのかという問題に移りたいと思います。朴さんはとくに訴えられた後に自分は日本を免罪しようとしたわけではないんだと、むしろ業者の問題は今まで語られてこなかったと。業者の問題をいったから支援団体や批判を受けるようになったとっています。私はこれは二つの点で誤っていると思います。まず、業者の問題を今までの「慰安婦」問題解決運動は言ってこなかったのか？ これは言ってきているわけです。二つ目の問題は、業者の問題を指摘したから批判されたのか？ そうではない、業者の問題だけを指摘したから批判されているのです。この本は明確に業者主犯説に立っています。後ほど吉見先生からお話があると思いますが、この本の日本軍「慰安婦」制度に関する日本軍の責任の理解というのは、基本的には秦郁彦さんの認識と共通するものであります。この本は業者にのみ責任を指摘し、日本軍については、「需要」つまり兵士たちが性的欲望をもつという「需要」を作り出し、制度を「発想」し、業者の犯罪的な人身売買を「黙認」した責任のみ問える。かつこれらの責任については法的責任は問えないということを明確に指摘しているわけです。ゆえに、業者主犯説に立っているわけです。この点については引用しておきましたが、秦郁彦さんはおそらく正確にこの本を理解していて自分と朴さんの言っていることは同じだと指摘していて、私は秦さんの読み方は正しいと思っています。しかし、問題はなぜかこの『帝国の慰安婦』は一見歴史修正主義批判のように見えるんですね。なぜそのように見えるのかというのは、この本のつくりの一つの問題があります。

〔レジュメ p. 5〕 この本を読み解く上での一つのポイントというのは、この本の第一部第一章第一節の最初の段落で書かれている次の文章をどう読むかです。

『慰安婦』とは一体誰のことだろうか。韓国にとって慰安婦とはまずは〈日本軍に強制連行された朝鮮人の無垢な少女たち〉である。しかし慰安婦に対する謝罪と補償をめぐる問題——いわゆる「慰安婦問題」をなかったものとする否定者たちは、〈慰安婦とは自分から軍について歩いた、ただの売春婦〉と考えている。そしてこの二十余年間、日韓の人々はその両方の記憶をめぐって激しく対立してきた。

この否定者に対する批判を朴さんはこの本のなかでは一節を割いて具体的に展開しています。よってこれを見れば私たちは朴さんは必ずしも右派ではないと、否定者に対して批判しているのではないかと、思われるかもしれません。しかし、問題はこの二項対立自体が、歴史修正主義の現状を踏まえていないということなんですね。現在の日本軍の責任論は、自発

的な売春婦であった、軍の関与はないという主張をしているわけではないわけです。もちろんそういう存在もいますが、実際の日本軍の責任論は、京大の永井和さんが日本軍無実論と
いった、秦郁彦さんの所説に表れているように、基本的には軍を従、業者を主として戦地の
公娼施設としてこの日本軍「慰安婦」制度を理解しようとするわけです。それによって軍の
責任を否定するという主張がある。それゆえ、軍の関与は否定しないが、「よき関与」であ
るという議論の展開になっているわけです。朴さんのこの二項対立では、こういった現在の
日本軍無実論の主張ってというのが捨象される。歴史修正主義の枠には入らないという操作
が行われることになります。そしてそれは朴さん自身が基本的にはそのような日本軍「慰安
婦」制度理解に基づいてこの本を書いているからなわけですね。なので問題は具体的に、そ
のたしかに右派を批判する表現はただそれも「帝国の慰安婦」のロジックに基づいて行っ
ているので、たとえば「慰安婦」の女性たちは性奴隷ではない。なぜなら、慰安所で彼女たち
は笑って楽しそうだったという証言に対して、確かにそれは楽しそうだったかもしれない
けれど、それは「愛国娘」としての笑みなんだ、愛国的存在としての笑みなんだという右派
批判を行うわけですね。なのでこの本は総体としてどういった論によって構成されている
のかという分析をしないと、この本のちゃんとした論旨というのは確定できないわけです。
それを今、その一端を指摘しました。そういう風に考えたときにこの本は日本の責任は一切
ないとは言っていない。ただそこでは、現在の日本軍「慰安婦」制度に関する研究の進展
をまったく踏まえられない、極めて限定された責任に局限化する。こういった特徴があると言
えます。

ちょっとすいません、さっき飛ばしてしまったんですが、もう一つこの本は一見すると日
本軍が公的に女性たちを徴集したかのような表現が出てくるわけです。「動員」ということ
ですね。[レジュメ p.4] いろいろ動員したという風に出てきます。日本軍が動員したこと
は否定していないではないかと思われるかもしれませんが、この本はものすごい特殊な使
い方をしているんですね、動員という言葉。論証は省略しますが、この本では、植
民地化という貧困状況によって売春を強要されざるをえない経済状況に置かれることをこ
の本は「動員」と呼んでいるんです。これも秦説とひじょうに近いんですけれども、2015年
7月に安倍晋三首相が河野談話における「意に反する」の表現に関しての解釈修正を行う、
この間ずっと行われているわけですが、「慰安婦のときにも、これはみんな、自分の
意思ではなくて、さまざまな、経済状況等も含めて、意に反する場合もあった」というかた
ちで「意に反する」という概念を、言葉の解釈修正を行っていく。この本における「動員」
の用法というのは、意識しているかどうかは分かりませんが、このような基本的には秦さん
の河野談話解釈に従うようなかたちで「動員」概念が設定されていくという問題があります。

あともう一つこの本のポイントはですね、戦後の日本が賠償した、補償した、というところ
に結構力点が置かれていて、日韓条約・日韓請求権協定によって支払われた経済協力は賠償
だと言っているのですね。まさかと思うんですけども、言っているわけです。それは、今
日もいらしていますが金昌禄さんの研究についての誤読によるものなんです。あと韓

国政府が自分から進んで朝鮮人「慰安婦」の請求権を放棄したとっているんですね。研究史的にはかなり驚くべきことを言っているんですが、これも同じく先行研究の誤読にもとづいています。でも誤読にもとづいているのも揚げ足を取るために引っ張ってきたのではなくて、この本の最初のまえがきにもものすごく重要なポイントとしてそれを言っているわけです。このあたりについても基本的には戦後日本がいかに賠償補償をしてきたか、謝罪反省をしてきたか。だけどそれが、うまく韓国政府に伝わらなかった。こういった主張のなかで行われていることとなります。他にも、河野談話と国民基金は植民地支配への応答だったという主張をするなかで、日本政府は河野談話は朝鮮半島に関する言及はあるんですが植民地支配責任とかあるいは国際法違反とか戦争犯罪という明言は避けたんですね。だけど植民地支配責任について指摘しているということを言っているわけです。ここで、ものすごい読み込みをしているわけですね。朝鮮半島が日本の統治にあった結果」といっているんだから、それは植民地支配という「精神的強制体制」にあったことを認めていたんだということを読みこんでいて、「近代化しても貧しい人はあふれていたし、朝鮮人慰安婦問題が、性差別と階級差別以上に、(植民地支配問題)であるのはそれゆえのことである。そして「河野談話」は、そのところに明確に応えた談話だった」。こういう風に言っているわけですが、ただこれはやっぱ過剰な読み込みをしているわけです。

国民基金についての説明も、ちょっと引用文を皆さん読んでいただきたいのですが、何を言っているか、私は明晰さを欠いていると思うんですね。なんで国民基金が補償といえるのか、その根拠がまったく明示されていません。このようにこの本は一つは日本軍「慰安婦」問題に関する日本軍の責任の極小化と同時に、日本軍「慰安婦」問題に関する「戦後日本」の反省の過大評価——二つの軸によって構成されている。これらを背景になる資料の読解とか根拠、資料の読み込み、読み方が極めて恣意的なんですね。こういう風にいうと、文学者と歴史研究者では資料の読み方が違うではないかという批判もあるかもしれませんが、私が言っているのは、歴史的な史料批判とかそういうことではなくて、根拠になってる論文に書いてないことを言っているとか、ちゃんと根拠に書いてあることを読みましょう、こういったある意味では大学生とかに教員が教えるような論証の第一歩のようなことがすべてこの本では破綻している。だからまったく成り立っていないという意味で私は冒頭の1ページに挙げたような『帝国の慰安婦』の絶賛というのはこの本が持っている水準からすれば、あまりにも過度な絶賛である。むしろこの本の問題は全体としてのまず論旨がまずちゃんと伝わっていない。本人自身も自分は「同志的關係」というのは枠組みのことを言っているんであって女性たちがそう思った・言ったなんていっていないと言ってしまうわけですね。でも、本を読むと女性たちがそう思っていたと書いてあるわけですから、まずは朴さんにはご自身の著書について責任をもっていただきたい。そうでないと……あとは擁護する人たちにもこの本に書いてることをちゃんとやっぱ読んでいただきたい。そうでないと議論は混乱するばかりなんです。そこが私が言いたいことです。やはりそういった意味では、『帝国の慰安婦』は、兵士たちの目線、そして大日本帝国の論理による被害経験の再解釈で

ある。西さんは私のこういった作業は基本的には『帝国の慰安婦』登場以前に時計の針を戻そうとするものである、問題提起を受け止めないものだど批判をされましたけど、私は逆に『帝国の慰安婦』というのが金学順さんがカムアウトされた後、90年代以降に兵士たちの視点、大日本帝国の論理からのみ語られてきた「慰安婦」像についての根本的な批判が行われたにもかかわらず、『帝国の慰安婦』は、もう一度それを80年代以前に時計の針を戻そうとしているんですよ。だからこそ、当事者たちが怒るのも当然であると思います。そして、謝罪と補償を求める要求は「記憶の隠蔽」であるという風にされてしまうわけです。だからこそ、にもかかわらず、これほど質的に見て明らかに称賛に値しない本がなぜ受け入れられるのか。明らかにそれはそのような「慰安婦」イメージを求めている日本の社会、言論界の側の欲望に問題があると私は言わざるを得ない訳です。そのような点で、これはタイトルにしたように、日本の知識人、日本側、このような声を聞きたがっている人びとの問題として考えなければいけなくて、『帝国の慰安婦』から私たちが考えなければいけないことは、この本に書かれているポジティブな面を引き出すというよりも、このような本が受容される日本の思想風土全体を、金学順さんがカムアウトされた後、この25年間以上の歴史の中でなぜここにたどり着いてしまったのかということの自己点検が必要なわけです。それこそがこの本をめぐる事態を積極的に生かす唯一の手段であると考えます。以上です。

コメント・浅野豊美

蘭:では、3人の方の報告がされまして、次はコメントに移りたいと思います。最初のコメントは浅野豊美さんをお願いしたいと思います。浅野さんは早稲田大学の政治経済学部で国際政治の視点から報告をされると思います。よろしくお願いします。

浅野豊美:紹介に預かりました、浅野です。最初にコメンテーターとしての第一にいいことは、まず朴先生を批判されるとしたら、自分自身の枠組みを出すことによって、行ってほしいという点です。「慰安婦」問題をどういう風に解決していくのかということについての枠組みです。つまり、日韓がこれだけ悪い関係になってしまって、これから一体どういう展望をもって「慰安婦」問題の解決を望んでいかれるのかという問題でもあります。〔本で使われている史料や、その用い方について〕演繹的手法で批判されていたように思いますが、その手法についても今日は話しをしたいと思います。

最初に、私常々、決して席を同じようにしないような人間を集めて議論することが大事だと思っています。その意味で、本日は、外村先生はじめ、関係の先生方に深く感謝申し上げます。

〔アジア女性基金の話から始めますが〕1997年当時、私はアジア女性基金の資料委員会に、最年少の委員として入っていました。最初は、秦郁彦先生と和田春樹先生が和気あいあいと議論していました。ともかく真相究明を一緒にやってみようという雰囲気があって、吉見〔義明〕先生にも声かけて、何度も入ってくださいと高崎〔宗司〕先生がいるいろいろをお願いしたことを思い出します。その資料委員会が最終的に崩壊したのは、秦先

生がご自分の思いのままのエッセイを女性基金の出版物の中に入れて発表しようとしたことがきっかけでした。さすがに基金設立の目的に反するような、ご自分の感想めいたことは、資料委員会の目的ではないため、あくまでも実証的な史料を使って言えることだけが資料委員会の目的であるべきということで、高崎先生と和田先生が取り下げてもらうようお願いしましたが、結局それは言論弾圧だっという批判が秦先生から出て、目の前で大声での応酬となり、資料委員会は破綻しました。私はその現場に居あわせましたが、8人から9人くらいだけの場でしたが、それ以来、学者間のあいだでお互いに基本的なスタンスとか感情、モチベーション、それが全然違う人間同士が話す場所が全然なくなってしまうました。こうした状況が、〔感情的応酬に利用される研究者の側の〕言論を助長していると思ってきました。

「慰安婦」問題で私が何か発言するのは20年ぶりです。かつて、駒込武さんと金富子さんが居るお茶の水女子大で発表させていただいたことがありましたが、この間、いろいろと言いたいことがありましたが、〔金富子さんにまたお世話になり〕20年ぶりに発言させていただくのは本当ありがたいことだなと思います。

最初に鄭さんの発表を聞きながら思ったのは、一体、〔歴史学という〕学問というものは何だろうという点です。私が思いますに、それは、過去に漂っている全く我々には理解できない未知なもの、現代人の頭では容易に理解できないものを、史料のすきまを通じて、はぎとってくる行為だと思います。そして、はぎとられたわずかばかりの断片と対話しながら、現代という世界を逆にみてる、相対化してみる、それが現代と過去の対話ということの中身だと思います。ですから我々現代人が、もう頭で大前提としてしまっている、「日本人／韓国人」、「日本社会／韓国社会」、「民族〔的抵抗〕と帝国主義〔的抑圧〕」、というような概念、それこそが今現在の〔韓日・日韓相互の〕世論の衝突をもたらしているわけですが、そうした既成の概念自体を見直してみる必要があるわけで、それこそが恐らく朴先生がモチベーションとして抱かれたことだと思うのです。

たしかにそれはわかるけれど、ちょっとそれは恣意的な〔資料〕解釈じゃありませんか、と〔いう批判を〕、小野沢先生のレジュメを拝見すると書いてらっしゃいますけれども、それは別に議論していただくべきものだと思います。

それをその恣意的とされる〔解釈の部分を強調して〕誤読をしているとって裁判を容認し、それだけをもって激しく感情的に、私からはそう見えるわけですが、〔批判し〕位置づけるのは、〔政治〕運動の論理に学問を組み換えようとするものだと思います。運動の論理の中に学問を解消してしまおう〔とする行為ともいえるでしょう〕。学問〔研究〕は運動とは別のものです。確かに、運動をしっかりとすすめる過程で、いろんな社会の変化があり、「慰安婦」の方の名誉や尊厳も回復されてきたことは、私もつくづく認めます。しかし、この運動圏の論理に従って、学問の論理もすべてそれに従属しなければならないという〔批判〕ではないのか、と私にはどうしても聞こえてしまいます。

さきほど言ったように、学問というのは、われわれの現代人の頭では〔容易に〕理解できないような過去と対話しながら、現代を違う角度で見つめ直すための材料を探し、それと対話せんとするものです。朴先生が具体的にやられたことは、まさに日韓のあいだの〔将来の〕和解の可能性を求めて、過去を異なる角度から見てみることだったわけです。出発点とか、立つ土俵が、〔運動圏の方とは〕違うわけです。運動家は、あくまでも正義と尊厳の回復を求め叫びますが、実は無意識的に帝国主義対民族とか、日本社会対韓国社会という現代のわれわれの既成概念を大前提に議論しているわけです。それは運動家であるためには当然のことです。

しかし、問題は、個人の尊厳や名誉の回復が、韓国の民族としての尊厳の回復を当然の前提としている点です。挺対協の方々は「慰安婦」のハルモニたちを「民族の娘」と位置づけて運動を拡大してきました。悲惨な抑圧を受けながらも抵抗精神を失わずに独立しつづけてきた民族の代表こそが、ハルモニ達だと位置づけるわけです。これに対して、朴さんは、民族的価値と一体となった形で、ハルモニ達の名誉や尊厳が回復されるのではなく、日韓の国民的な和解が達成されるような形で、それを回復せんとしたのだと私は思っています。つまり、国民相互の和解をいかに生み出すのかという問題意識を前提としながら、この「慰安婦」のハルモニたちの尊厳を、現在の運動の論理とは違う枠組の中で、回復できる道はないのだろうか〔苦悩された結果が、『帝国の慰安婦』の〕出発点だったと思います。それを見抜かずに、議論を進めても〔こまかな資料批判をしても生産的ではない〕いかなるものでしょうか。

私もレジュメは用意しましたが、本当に外村先生から直前に言われて、急遽、一晩でつくったものです。ですから、内容は、感情の混じる、反証可能性のないものです。ですから大いに反論していただいて、ひとまず対話したい気持ちで〔本日は参りました〕今のところはこういう風に思っていますよという〔のがレジュメです〕。

反証可能性については、「花は美しい」、いや、「花は美しくない」という論争を思い浮かべて欲しいのですが、この議論は反証可能性がないものです。つまり「美しい」証拠をいくらだしたところで、私はそう思う、いや思わないの論争にしかありません。今の論争はそういう次元に入り込んでいるのではないかと、私には見えてしまうのです。しかし、例えば、「花は被子植物の生殖行動のための器官である」といえば、「花」を持たずに「生殖行動」をする植物を見つけ出すことができれば、それは反証できるわけです。

やはり我々の学問の議論というのは、反証可能性があるようなかたちですべきものです。しかし、研究者にも感情や信念はあって、それは学者が学者となった所以に深くからまっています。私も鄭さんも研究者ですが、日本社会の中で学者になる過程で、先輩として尊敬するような先生方の生き様とか学問を間近に見ながら、さまざまな信念や感情を内面化することによって学者になってきたと思います。しかし、今の時代は〔グローバル化という変化と国民的社会相互の記憶の摩擦の中で〕それをいかに乗り越え、収斂させるか、という問題に直面していると思っています。

〔戦後日本社会には、大きな三つの歴史的信念の潮流があったと思います〕このレジュメのなかの4ページの上から三行目のA〔近代化論〕、B〔階級闘争史観〕、C〔復古主義史観〕という三つのグループをご覧ください。これは私の独断と偏見であえて書かせていただきました。今回のA側〔と呼ばれる『帝国の慰安婦』を肯定的に見る私も含めた見方〕は、朴裕河先生の議論の中で、明治以来の対外拡張には必ず無名の「日本」の女性達が存在しており、その延長に総力戦の時代に今度は「朝鮮」の女性達はその役割を担わされたという議論の骨格に魅力を感じているのだと思います。これはあえて言えば、近代化論的な見方をベースにしており、明治以来の日本の近代化や民主化っていうのはあったとしても〔その影には無名の女性がいた〕、それがあるとき脱線してそれで軍部が台頭して戦争になって、それが戦後に復活して民主的な系譜にもどったというのが近代化論です。それに対してBの階級闘争史観は、民族と帝国主義の枠組みを大前提として、〔そもそも乗り越えることの難しい階級や構造が存在しており〕民衆が行動するときには、必ず帝国主義的な抑圧があり、その運動によってそれは克服されるから、〔そこに歴史の焦点を置くというのが〕階級闘争史観です。Cの復古主義史観というのは、とにかく近代日本は何も悪いことなんかしてこなかった、アメリカに騙されて戦争に行ったんだ、という議論です。

〔以上の三つの潮流を背負って研究者も存在しているわけで〕だからメンタリティや、感情の面で研究者といえども、時代的な背景から完全に決別して存在できないわけですね。このA、B、Cという潮流は、三すくみ状況を生み出していると思っています。Bからみると、AとCは〔闘わない、闘う民衆を見ないという点で〕同じなわけですよ。だからAもCと変わらないと見える。その一方、CからみるとAもBも同じ〔で日本を批判するだけの勢力〕に見える。また、今度はAからみると、BもCも過激なイデオロギーに染まっている〔点で同じ〕と見える。別な歴史認識ゆえに、ABCがお互いに三すくみ状況になっている。

これが戦後日本社会の基本的な〔歴史認識の〕構造、私は国内冷戦状況って呼んでいますがけれども、だと思っています。しかし、97年資料委員会ができた時には、国内冷戦状況を乗り越えて新しい学者のネットワークがつけられかけて、結局できなかった。今こそ、こうした構造を乗り越え、自覚的に対話しないと行けないと思っています。

申し遅れましたが、こういっている私自身の紹介ですけれど、私はこの駒場で18年過ごして参りました。この場所には昔、図書館があったのに全然違ってしまった様子に驚きます。私が修士論文の研究テーマに選んだのは、1945年に衆議院議員選挙法が朝鮮・台湾に拡大施行された際の政治過程でした。ある審査員の先生から、帝国主義を糾弾するような論調ばかりでは論文にならないと言われたことを懐かしく思い出します。

ともかく1943, 44, 45年、終戦前の3年間のあいだに朝鮮半島をめぐる何があったのか、すべて資料という資料は、当時あったものは全部読みました。もちろん今は〔慰安婦関連を含めて〕新しい資料が次々に出てきていますが、〔その際に自分の中に作られた認識の枠組みは〕「慰安婦」問題を議論する上で大事な資産になるなと思っています。

私のレジュメの方に入りますけれど、その1ページの所で、朴先生が考えた手法〔分析の枠組み〕というのがどういうものだったのかについて説明してあります。それは帝国システムというのが、どういうものだったのかということを経済的に説明〔することを出発点と〕したのだと思います。それはB的な民族対帝国主義というパラダイムとは違います。

「明晰さを欠く」とか、「誤読だ」とか、そういう批判がよく出るんですが、そもそもパラダイムがまったくちがう。そのシステムというのがどういうかたちで存在していて、どういうかたちで「慰安婦」たちは動員されていったのか、そのシステムとともに考えるということなのだと思います。

構造という概念がキーワードだと思います。「構造的強制」〔というAの説明がBの論者にはわかりにくい〕が使われています。それから「民族主義」そのものが一種の変数として位置づけられており、〔「日本」とか「朝鮮」とかの内実にも関心を有しつつ〕民族主義が生まれて力をもってきたのかを、帝国システムとともに考えようという手法で、徴兵や徴発・徴用の対象となった、内地兵士や外地の兵士・軍属・慰安婦、階級や育ちに注目するのだと思います。私は植民地の法制を20年間やって来たわけですが、どういう風に違ふのかということ踏まえつつも、その〔構造的〕共通性に注目するのは確かです。

なぜあえて〔朴さんが帝国の拡張には必ず女性が存在していた形で〕共通性に注目するのか、それは日本の〔CとAがまじる〕保守派を説得するための議論をつくらうとしたからです。糾弾するのではなくて、粘り強く説得して相手の感情に訴えながら、日韓の和解を達成するためだと思います。そういう〔説得による〕和解はないのかという問題意識から朴さんは資料を読んでいるために、鄭さんなどから見ると「些末なこと」を過度に強調しているように見えるし、「誤読」だという批判も浴びるのだと思います。

鄭さんの今の話を聞いていて、大いに説得力があるなと感じた人がいるかもしれませんが、私はそれを「鄭栄桓現象」という風に見なせると思っています。ちょっと申し訳ないのですが、これは「朴裕河現象」と呼ばれたら、いかに悲しい思いをするのかという点をわかってほしいただきだけに書いたものです。古い革袋を自分も持っているという点をあんまり意識せず、せっかく新しいお酒がよくできているのになんで古い革袋にお酒入れてしまうのかというのが私の基本的な問題意識です。レジュメの3ページの4のところですが、要するに鄭さんの言っていることは、私から見ると、「新しい革袋ではない。帝国主義者もしくはCの復古主義者に同調しているだけなんだ」ということだとも思います。

〔この主張を慰安婦に関する実証的アプローチを取っている研究者が容認し、運動家が歓迎する現象があるわけですが〕この会場の中には、実証的に慰安婦問題に取り組まれてきた、本当に尊敬すべき女性史研究者が居られます。日本人「慰安婦」の本は本当に素晴らしいものでした。そういう実証的な研究者〔がなぜ鄭さんのような議論を容認するの

か]を思うと、私は林哲（リム・チョル）先生のお姿を思い出します。差別っていうのを目の前にしながら自分がいかにしてそれに抵抗しながら戦ってきたのかを語って居られました。そういう先輩たちが培ってきた植民地研究の伝統を配慮すると、やはり威勢のいい若い鄭さんの言っていることには、正面から批判できないなと感じるのではないのでしょうか。

他の先輩研究者達から私も、ともかく加害者の側からは被害者の側に対してその民族主義を批判することが出来ない、「日本人にはたとえ韓国人が過激なナショナリズムを唱えてもそれを批判する資格はないのだよ」と口をすっぱく言われてきました。その言葉には怖さがある、すごい迫力でした。〔体験や〕モラルを前提として研究をされてきた先輩たちの姿を思い起こせば、正面から鄭さんの言っていることは批判できないよ、という感じになってしまうのでしょうか。韓国〔の世論一般〕では、日本社会の中での〔この『帝国の慰安婦』批判の〕議論が拍手喝さいを受ける。他方、日本の中でも、今までとは異質な朴さんの議論に対して、特にAの運動家の側に緊張が生じるけれど、結局、鄭さんが批判してくれることでほっと安堵して、それが韓国で更に拡大する、そんな現象が起こっていると思います。これは、茶化しているのではなくて、ともかく運動と違う次元で学問というものを考えつつも、運動の側の論理と、学問的な論理との共存関係のうちに、この現象が起こっていることを指摘したいとおもいます。

レジュメの1ページの2に戻ります。「ハルモニの「名誉」を傷つけていないか」という点ですけれども、その「名誉」は一体どこからくるのかという問題を質問させていただきたい。それは、今日は〔あまりこちらから厳しく〕フォローしないところなので、家に戻ってからゆっくり思い起こしていただければと思っています。

無意識のうちに、先輩たちが抱えてきた、民族主義対帝国主義という歴史観に依存していないのでしょうか〔本来、個々の人間の名誉が、民族の名誉と一体化してしまうことで悪循環を起こす問題です〕。自分自身がどういう風は無意識のうちに歴史を見ているのか、その枠組みについて、もうすこし考えていただけてから、この「名誉」というものを自分自身に問かけながら考えていただけないかと思います。〔私の問題意識としての名誉が傷ついたのか否かという点についての考察は〕レジュメで分かるように書いたので読んでいただきたいです。

次に、2ページの3のところの、「朴の具体的手法と論争」というところに入りたいのですけれども、これは要するに、朴さんが追求しようとしたのは、国民的な和解という枠組みのなかで、ハルモニの名誉や女性としての尊厳の回復はできないのかという問題であったのだという点です。無反省な、韓国ナショナリズムと日本ナショナリズム、それがお互いに悪循環している現在の状況、それを何とかできないのかという問題意識が根底にある。

性奴隷論の話はちょっと飛ばして、さっき鄭さんから話がでた問題をやります。「朴さんは業者主責任論である」というのがありました。しかし、朴さんが言っているのは、

「法的責任を国家の側に問おうとするのなら、業者の法的責任も問われなくてはならない」ということです。〔法的責任を問おうとすれば関係者全ての役割と全体の構造が問われなくてはならない〕つまり、政府に問えるのは政治的責任なのであって、法的責任ではないと朴先生は言っているのだと私は思っています。なんでそこを無視して業者主責任論っていうのか〔Bの時代の歴史観を持ち出さざるを得ない〕は、そもそもの問題です。見たい対象だけを見てしまうというのは、〔容易に免れがたい〕学者の運命でしかたがない点ではあります。

〔しかし、私が訴えたいことは、業者種責任論というレッテルを貼ること〕それは恣意的にすぎませんかということです。国家責任をあいまい化しているという話があったのですけれども、その国家責任の問題っていうものも話したいですけれどもちょっと時間がないので〔レジュメにある「可能な限り全体的で、出来得る限り偏見なき清算」の部分を見て欲しいです〕。

最後には、私自身がどういう風に考えるのかということを一言簡単にまとめます。とにかく「深い和解」という言葉を、レジュメの最後の4頁下の方に書いておきました。最初から真剣で〔はっきりとした、わかりやすい〕深い和解を前提にすると、かえって反発の悪循環を生むだけなので、かろうじて生まれた政治的な枠組み、これを土台としながら市民が積極的に対話していくこと、こういう様な集会を何度もこれからもっていくことが本当に必要だと思います。

また、レジュメの最後に書いておきましたが、沖縄問題、福島問題、「少数者が正義と法を唱え多数者は社会の安定やいわゆる和解を叫ぶ」という〔正義なき和解、和解の暴力〕という問題が国内でさえあるのですけれど、国境と言語を越えて議論する際には、非常に慎重に言葉を選びながら、でも我々が今まで注目してこなかったような可能性を粘り強く発信する必要があると思います。それをやりながら、慰安婦問題で新しい枠組みを作ろうとしているのが朴先生だと思います。

いろいろと失礼なことを言ったかもしれませんが、鄭さん、これは私が真に対話したいがためにしたことです。ご批判を自由に。ありがとうございます。

コメント・小野沢あかね

板垣:それでは二人目の討論に入りたいと思います。立教大学の小野沢あかねさんをお願いしたいと思います。日本近現代史、女性史がご専門で公娼制度、あるいは廃娼運動、あるいは最近、日本人「慰安婦」問題、日本人の慰安婦に関しても研究を進めておられます。では、小野沢さん、よろしくお願ひいたします。

小野沢あかね:みなさんこんにちは。小野沢と申します。よろしくお願ひします。

お手元のレジュメの文章を見ながら聞いてください。私は『帝国の慰安婦』にはいろいろな問題点があると見なしている側です。本書の問題が最も凝縮している点は、朝鮮人「慰安婦」被害者の証言の一部をその文脈を無視して恣意的に切り取っているというこ

と、そしてそのことによって朝鮮人「慰安婦」の自発性や愛国、それから誇りとか日本兵との同志的關係ですね、そういうことが恣意的に作り出されてしまっているという点だと思っています。つまりどなたか具体的な個人の人生とその証言の全体の文脈を見て解釈するのではなく、証言の一部を恣意的に切り取っているということです。

その際に本書の特徴は、根拠なく、「からゆきさん」が、日本人「慰安婦」であり、そして朝鮮人「慰安婦」は日本人「慰安婦」と同様の存在であるとしている論理だと思っ
ですね。

まず「からゆきさん」に愛国と誇りがあったということになっていて、それから日本人「慰安婦」の愛国とか日本兵との同志的關係が、過度に強調されることによって、日本人「慰安婦」と同様であるとする朝鮮人「慰安婦」にも愛国と日本兵との同志的關係があったという恣意的な論旨になっています。

さらにそうやって恣意的に作り出した朝鮮人「慰安婦」の「愛国」とか「自発性」、「同志的關係」というのが、性奴隷制概念への批判や売春婦差別批判につながっていくという点が非常に特徴的だと思いました。

今日の私の報告は、以上の『帝国の慰安婦』の論旨というものを、日本人「慰安婦」研究の立場から批判し、この本の内容を評価する風潮のなかにフェミニズムやジェンダー史を掲げる方々がおられるのは、どうしてなんだろうかということできれば聞きたいと思っています。

あらかじめ強調しておきたいことは、日本軍「慰安婦」被害者の多様性というのを探求していく、いろんな被害の形があったことを探求すること、「慰安婦」徴集に朝鮮人を含む業者が介在していたということなどを明らかにすることは非常に重要だと私自身も思っているということです。加えて、被害者をその前歴、つまり売春をしていたか否かということで差別してはもちろんいけないと考えています。それから「からゆきさん」など売春をする女性とか「慰安婦」被害者たちが、人身売買や戦時性奴隷制のなかでも、自分の意思で苦闘したこと、証言のなかで過去のある経験を「楽しかった」などと発言する場合があることの意味をその人の置かれていた境遇や、その人の人生経験と証言の「全体」の文脈のなかに位置づけて理解しようと努めるならば、それは重要だと私は考えています。だからこそ、私自身、もともと娼妓とか芸妓とか酌婦であった日本人の女性たちが「慰安婦」になった経緯についての調査・研究を行っています。けれども、「慰安婦」被害の多様性を主張したいからといって、根拠なく、あるいは数々の文献と被害者証言の一部を、その文脈を無視して都合よく切り取って恣意的に話をつくるということはやってはいけない、というのは言うまでもないのではないのでしょうか。

それではレジュメの1に入ります。まず本書の論旨の一部、「からゆきさん」の愛国とか誇り、生きる力というものが本書でどのように論じられているかを見ていきたいと思
います。『帝国の慰安婦』が主張する「からゆきさん」の自発性とか愛国というのはほぼ、

森崎和江さんの『からゆきさん』からの引用が根拠にされています。ちょっと長くなりましたがレジュメに引用しておきましたので、読んでいただければと思います。『帝国の慰安婦』の37頁から38頁にかけての部分です。

そのなかで【A—引用者】と示した部分が森崎『からゆきさん』からの引用です。『帝国の慰安婦』37～38頁では「からゆきさん」について述べながら、「からゆきさん」＝「慰安婦」という著者の恣意的前提に基づき、途中から主語が「慰安婦」になり、そしてまた「からゆきさん」に戻っているという奇妙な現象が見られることをまず指摘したいと思います。ここでは「からゆきさん」（もしくは「慰安婦」）がすすんで愛国者となっていく、その役割が誇りとなって生きる力になり、そして自立した主体性を持つ存在になろうとした、というのが本書の主張として読み取れるわけですが、その根拠として示されているのは森崎『からゆきさん』から引用したこの【A】部分しか見て取れないわけですね。しかし、この【A】部分とその前後を実際に森崎『からゆきさん』に当たって読んでみますと、森崎さんはこの【A】部分から、そのようなことは言っていないということがわかります。で、切り取られたこの引用が記載されている森崎『からゆきさん』の実際の文脈というものをレジュメの2～3頁にかけて示しておきましたので読んでいただければと思います。特に下線を付した部分が重要だろうと思います。つまり近代日本の玄洋社などの集団がアジアで活動する際に「からゆきさん」たちがすすんでその人たちの世話をしたと述べているのは『東亜先覚志士記伝』だということです。これは戦前に黒龍会が編纂した本です。この本が「からゆきさん」はすすんで志士の世話をしたと言っていたとしても、「からゆきさん」たち自身が実際にそう考えて行動していた根拠にはならないのではないのでしょうか。

ちなみに森崎和江さん自身は、レジュメの引用部分の下線部をお読みいただければわかるように、「からゆきさんはかれらにまめまめしくつかえ」たけれども、それは「客たちへの心づかいにすぎない」と述べているのみです。客につかえるというのと、愛国的役割を果たして誇りを持ち、誇りが生きる力となって自立した主体性を持つというのとは違うでしょう。

次にレジュメの2に入りたいと思います。このように、「からゆきさん」の愛国と誇りと自立性を恣意的に解釈した上で、本書は「からゆきさん」＝日本人「慰安婦」＝朝鮮人「慰安婦」であるという恣意的前提にのっとして、日本人「慰安婦」の証言から朝鮮人「慰安婦」の自発性、愛国、日本兵との同志的關係などをつくりだしているわけですね。さきほどの鄭さんの報告でも指摘されましたし、『帝国の慰安婦』73ページ以降をご覧いただければお分かりいただけると思います。また、挺対協の作成した朝鮮人「慰安婦」被害者の証言集から被害証言をどのように恣意的に切り取って解釈しているのかという点は、本書の問題点が最も凝縮している部分ですが、すでに梁澄子さんや鄭榮桓さんが具体例を挙げて示しておられるのでここでは述べません。かわりに私はここで、日本人「慰安

婦」のことをお話ししたいと思います。元日本人「慰安婦」のなかに、「慰安婦」時代を自分の人生のなかで「ましだった」、「楽しかった」などと証言した人がいたというのは事実です。しかしこの発言をどのように位置づけ、「慰安婦」問題解決運動や研究を進めていくのか、という点で私の意見は『帝国の慰安婦』とは、まったく違います。もともと娼妓や芸妓や酌婦だった日本人「慰安婦」の証言をその個人史のなかにおいてみると、「慰安婦」になる前は廃業の見込みの無い奴隷的境遇の売春をさせられていて、戦後はレジュメに書いたような状況にありました。それに加えて、日本人「慰安婦」は将校の相手をさせられたことが多かったので、彼女たちの人生全体のなかで「慰安婦」時代がよりましな時代として浮かび上がってくる場合のあることがわかります。そのように考えますと、今後私たちが解明すべきことは、どうして近代日本社会には国内法・国際法に反するこうした奴隷的境遇の売買春というものが日常的に存在したのか。そして、この人身売買が、日本軍による「慰安婦」の徴集にどのように利用されていったのかを解き明かしていくことではないか。そのことによって、日本軍性奴隷制の特徴、そして日本国家と日本軍の責任をより多面的に明らかにしていくということが重要だと思っています。

けれどもレジュメの3を見ていただければわかるように、『帝国の慰安婦』は逆に、性奴隷制概念を批判し、日本軍と国家には法的責任を問えないとしています。

『帝国の慰安婦』の性奴隷制批判というのはレジュメに引用した論理が特徴的です。

「「性奴隷」とは、性的酷使以外の経験と記憶を隠蔽してしまう言葉」である。つまり性奴隷制のなかに置かれた人間には、何の自発性も、何かに楽しみを持つということもありえないという主張であり、換言すれば、性的酷使以外の経験と記憶が少しでも存在する人間は性奴隷ではないという主張です。このような性奴隷認識によれば、奴隷的境遇にあってもさまざまな人間的感情を持って売春している女性たちの主体性や人間性も軽んじることになり、「売春婦」差別になるということなのかもしれません。しかし、よく知られているように、性奴隷制における性奴隷の定義というのは「性的酷使以外の経験」を持たないものではありません。奴隷制下にあってもよりましな生存を求めて苦闘したり、楽しみを見つけるということは十分にあることで、当然のことです。

本書のこの部分というのは、「慰安婦」被害者や、性奴隷制のなかにある人たちの心を一見慮っているようでありながら、その実、広く流通している通俗的な奴隷イメージに訴えかけることで、性奴隷制概念を批判し、同概念が本来持っている支配-被支配関係の構造を告発する役割を雲散霧消させてしまう効果を発揮しているように思われます。

ところで、こうした論旨の『帝国の慰安婦』をフェミニズムやジェンダー史を掲げる一部の人たちが評価するのはなぜだろうか、ということを私なりに考えてみました。それは売春する女性たちや「慰安婦」に、主体性とか自発性、たくましさがあったはずだという観念的理解、そして、それを言説のなかに取り取りたいという欲求があるからではないで

しょうか。そのような観念的理解とか言説だけで、売春する女性たちや「慰安婦」被害者の経験を決めつけてはいけないのではないかと私は考えています。売春する女性たちとか「慰安婦」被害者たち自身にできることなら直接寄り添い、あるいは、近づけるところまで近づく努力というものを絶えず行って、その人たちの側から見えて来るものがどういうものなのかを具体的に考える必要があると私は思います。

最後に、Aグループのご報告とコメントに対して質問させていただきます。二項対立を超えてとか、運動とは切り離して学問を語る、既成概念の問い直し、などのご指摘は、一般論としては一考に値するかもしれませんが、ですけれども、『帝国の慰安婦』はそれ以前の問題を多く抱えている本だと思われてなりません。西先生は、先行研究を排除するのではなく乗り越える必要がある、とおっしゃいました。そのとおりだと思います。しかし、先行研究を批判的に読むことも大事です。人の文献や証言をその文脈をまったく無視して、恣意的に都合よく切り取って、違った文脈で使うということはいけないことではないのか。それがいけないことだと考えておられるのかどうかということを知りたい。これが一つ目の質問です。

二つ目の質問です。本書、『帝国の慰安婦』には人の文献をその文脈を無視して引用したり、被害証言をその文脈を無視して切り取っている多くの部分があるとお思いなのか、お思いでないのかということを知りたい。もしそう思うとすれば、そのような問題のある同書をもとに何か学問的な議論というものができるのでしょうか。以上で終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

コメント・梁澄子

板垣:ありがとうございました。それでは最後のコメントを梁澄子さんをお願いしたいと思います。梁澄子さんは『日本軍「慰安婦」問題解決全国行動』共同代表でもあられます。長い間、在日朝鮮人で「慰安婦」制度の被害者であった宋神道さんの支援に関わってこられました。では梁澄子さん、よろしく願いいたします。

梁澄子:梁澄子です。よろしく申し上げます。

岩崎さんのご報告で、日本軍「慰安婦」問題解決運動がはらむ問題についてご指摘してくださいました。私は、運動に誤謬がなかったとは思っていませんので、真摯にご指摘に対して熟考したいと思っております。しかし、岩崎さんの論文のなかのいくつかの記述については、事実に合致しないものがあります。具体的に言及する時間がないので、本日の私のコメントペーパー61ページに2点だけ挙げました。ご参照ください。ここにまとめも入っております。

また、岩崎さんの論文を読みながら、運動がこのように研究者によって評価される歴史になりつつあるのだなという感想を持つとともに、ならば、運動の当事者へのインタビューなど、もう少しバランスの取れた根拠を持って語っていただきたかったという思いも持ちました。全体として、アジア女性基金を推進した方たちの記憶と記録に依拠した判断が多いのではないかと感じたからです。第三者の客観的な視点から運動に対していただいた助言を真摯に熟考させていただきたいということは繰り返し申し上げながら、『帝国の慰安婦』や岩崎さんの論文を読みながら感じた違和感について、つまり私たちの運動と関連して見落とされていると私が感じていることについてお話をしたいと思います。

63ページの3のところから、入りたいと思います。

運動に関わり始めた当初、出会った被害者たちに「何を望みますか」と尋ねると、必ずと言っていいほど戻ってきた答えは「もう一度生まれ変わって、普通に結婚して普通に子どもを産んで、普通の女の人のように生きてみたい」というものでした。決してかなわない原状回復を望む彼女たちに対して何ができるのかと、自問自答を繰り返しました。具体的に私たちが出せる結果としては、日本政府の謝罪と賠償を勝ち取ることはできないだろうと、自分に言い聞かせて運動に参加していました。

ところが、実際に運動をする過程で、関わり始めた当初にはまったく予期することのできなかった果実を私たちは手にすることができたのです。それは、名乗り出て、自らの辛い体験を吐露し、それを受けとめてくれる人たちがいることを何度も確認するなかで、被害者たちが自ら被害回復の道を歩んだことです。はじめは恐る恐る語りはじめた彼女たちが、語ることで傷を癒し、人々と交わるなかで自らへの信頼と他者への信頼を取り戻し、自らの被害の本質に気づいて、堂々とした姿に変わっていきました。その姿から、私たちも多くを学び、私たち自身も変化を経験することができたと思っています。

日本軍「慰安婦」問題解決運動は、被害者と共に歩むことによって、被害者も変わり、支援者も変わり、運動も変化した、そういう運動だったと私は思っています。このこと、つまり被害者と支援者が互いに影響し合いながら変化してきた運動の実態が見落とされていると思うのです。

『帝国の慰安婦』にも、またこれを称賛する言説のなかにも、被害者を運動に操られる客体として見なす視点が感じられてなりません。朴裕河さんが「支援団体に訴えられた」と表現して、被害者自身に訴えられたことを認めようとしらないのも、その一例だと思います。

私たちが四半世紀にわたって接してきた被害者たちは、私たちのような運動ごときに操られるような人々ではありません。最底辺で人間の本音を常に見せつけられて、むき出しの差別にさらされてきた彼女たちは、誰よりも嘘や、だましを鋭く見抜く人びとです。

「多様性」を強調しながら、自らのイメージに合わない行動をする被害者の言動に対しては「支援団体に操られている」と見る見方こそが「多様性」を無視するものであり、被害者を自らの意思を持つ主体として認めないものだと思います。

私は、被害者支援をしてきた体験から、朴裕河さんの被害者証言の解釈の仕方に大きな違和感を持っています。

私は、『帝国の慰安婦』に引用されているような「楽しかった思い出」や「軍人への憐憫の情」「恋愛感情」にまつわる話を直接、何度も聞いたことがあります。被害者たちは、「楽しいことはありませんでしたか?」とか「軍人の中に良い人はいませんでしたか?」という質問に対して「あったよ」と言いながら、必ず華やかな笑みを浮かべます。

たとえば、今や挺対協と共に世界各国を回って活動している金福童さんの証言を、つい最近、2012年から2014年にかけて、改めてじっくりと聴取したことがあります。ここにいらっしゃる吉見義明先生の証言聴取活動の一環でしたが、その時、金福童さんがこんなことをおっしゃいました。64ページに書いてあります。

「あいつらの言うとおりにしていれば、自分の身体に害はないから。あいつらの言うことを聞かなかつたら殴られて自分だけ大変な思いをする。とにかく、あいつらの言う通りにしていれば可愛がられる。軍人だからと言って、みんながみんな悪いわけじゃない。可哀想だと言って勘弁してくれる軍人もいるし、少しでも休めと言って、ただ座って出て行く軍人もいたよ」と。

私は聞きました。「そういう良い軍人がまた来たりしましたか」と。

すると、「時々来る。毎週来るわけではなく、時々来た」というので、「その軍人が来ると嬉しかったですか」と訊くと、「うん、待ってた」と言ったんです。

そしてその瞬間、金福童さんが華やかな笑みを浮かべました。その笑みを見た時、他のどのような凄惨な話を聞いた時よりも胸が締め付けられました。幼い福童さんが、その軍人を「待ってた」時間が浮かび上がったからです。「言うとおりにしていれば可愛がられる」と堪えて待っていた時間の地獄が生々しく浮かびあがったからです。幼い福童さんが本当に待っていたのは、その地獄からの「解放」だったはずですが、しかし、慰安所に閉じ込められた彼女は、「可哀想だと言って少しでも休めと、ただ座って出て行く軍人」を待ちわびたんです。これこそが、性奴隷とされた女性たちが陥る罠であり、被害の本質を物語るものだと思います。

もちろん、朴裕河さんも随所で、その痛みを理解しているかのように語ります。たとえばこんな風です。「慰安所には誇りや愛や幸せも存在しえたが、そのことが、過酷な性労働による病と死の苦痛の空間としての慰安所の本質を覆い隠せるものではない」と。結局は、「誇りや愛や幸せ」と「病と死の苦痛の空間としての慰安所」というものを分けて考えているのです。そして、「誇りや愛や幸せ」の記憶を「性奴隷以外の記憶」と明確に表現しています。

西さんをご報告のなかで注意深く「〈同志的關係〉（という一種の幻想・錯覚）」と記述していますが、「一種の幻想・錯覚」という表現も、これを言い当ててはいないと思います。

ジュディス・ハーマンは『心的外傷と回復』という本のなかで「被監禁者は孤立してゆくにつれてますます監禁者に対する依存を深めていく」と指摘しています。「恐れ脅えがひどければひどいほど、被害者は許されている唯一の人間関係にしがみつき」「犯人の目をとおして世界を眺めるようになる」と。

朴裕河さんが「誇り」「愛」「幸せ」と読み取ったものこそが、時間や空間、肉体だけでなく、精神までも支配された、文字通り奴隷とされた女性たちが抱える最も深い被害であったと、私は思っています。このような実態から、私たちは日本軍「慰安婦」制度を性奴隷制度だと見なしてきたのです。

被害者支援をする上で、今ご紹介したジュディス・ハーマンの本から私が学んだことは多大でした。とりわけ最も大きな学びだったと思っているのは、「慰安婦」にされるという体験は、普通に生きていたら到底経験しえない体験であるため、そのような体験をした人が抱える闇は、普通の経験しかしたことの無い者には、どこまで行っても到底分かり得ない、ということでした。このことを意識化したときに初めて、被害者たちの経験を謙虚に想像することができるのだと思います。朴裕河さんの被害者証言解釈に決定的に欠けているものがそのような謙虚さです。そして、それゆえに被害者の怒りを誘発したのです。繰り返しますが、日本軍「慰安婦」被害者たちの主体的な判断力には、いつもきちんとした理由があります。

在日朝鮮人「慰安婦」被害者、宋神道さんの裁判が終わった時、支援運動を振り返って、私は『オレの心は負けてない』という本に、宋さんの抱える傷を、被害を、私たちはどこまで行っても「知り得ない」のだということを知った時に、やっと運動を始めることができたということについて書きました。今日、私がお話した部分に関わる記述なのでペーパーに引用した部分だけでもお読みいただけたらと思います。

このようなお話をしても、挺対協の運動は政治運動がメインであって、このようなあり方とは違う、と思う方がいらっしゃるかもしれません。しかし、私は、こういう体験と思いを説明抜きにわかってもらえる存在だからこそ、挺対協との連携を深めることができたのです。

私が本格的に挺対協と連携し始めたのは2004年の博物館建設運動からです。私は、国民基金反対運動や2000年女性国際戦犯法廷の活動にはほとんど参加せず、当時はひたすら宋神道さんの裁判支援に集中していました。

2003年、アジア連帯会議で渡韓した時に私が見たのは、2000年法廷までの期間をリードしてきた尹貞玉さんら第一世代が退いた後、若手に一新されて、苦しみもがく挺対協の姿でした。何よりも、新たに挺対協に加わった若いメンバーたちは、たった4、5人で200名もの被害者への対応に苦しんでいました。被害者支援をしようとする者は、自身も深い傷を負わずにはられません。彼女たちが何に傷ついているのか、何にもがいているのか、

宋神道さんとの10年をなんとか乗り切った時点にあった私には手に取るように分かる気がしました。少しでも、その経験を挺対協との連帯運動に生かせたらと思ったのが、今日まで続く連携のきっかけでした。その挺対協のたたかいのなかには、韓国の民族主義とのたたかいも含まれています。

皆さん、ピョン・ヨンジュ監督の映画「ナムムの家」を機会があればぜひもう一度見てください。そこには一般のバスに乗って水曜デモに向かう、自らの意思を持ったハルモニたちの姿と思いがあふれています。大使館前で被害者5～6人と挺対協5～6人だけのデモが繰り広げられ、日本大使館が圧倒的に大きく彼女たちの前に立ちはだかっています。それが、今では何百、何千という人をその場所に集め、日本軍「慰安婦」という呼称を尊敬の対象にまで高めたのです。そのことの意味を考えてください。

ここでもう一つだけ、コメントペーパーに書き漏らしたことを補足しておきたいと思います。『帝国の慰安婦』のなかには2012年に「性奴隷」という呼称を被害者自身が拒否したというくだりがあります。この記述自体が不正確なものです、それについては話す時間がありません。現在の日本軍「慰安婦」という呼称は1993年、日本で開かれた第2回アジア連帯会議で決めた呼称です。その際、「慰安婦」という呼称は実態を表していない、性奴隷とするべきだという意見もありました。しかし、挺対協など韓国の運動団体から、当事者に対して性奴隷被害者と呼ぶことは、当事者にとって受け入れがたいだろうという意見が出され、性奴隷制度であったことを踏まえつつ、日本軍が女性たちにこのような呼称をつけて呼んだことの不当性を歴史にあえて残すという意味を込めて日本軍「慰安婦」と呼ぶことに決めたのです。ところが、被害者たちのなかには、この「慰安婦」という呼称も嫌だ、受け入れられないという方たちがいらっしやいました。彼女たちは、「挺身隊」という名で連れて行かれた記憶を持っていたり、あるいは、戦場で「慰安婦」と呼ばれていたことは記憶しながらも、戦後の韓国で「挺身隊」という呼称で記憶されてきたことから、「挺身隊」が自らを表す言葉だと主張しました。

「韓国挺身隊問題対策協議会」という団体名称が『帝国の慰安婦』のなかでも問題にされていますが、挺対協は毎年のように総会でこの団体名称を変えることについて議論しながら今日まで名称を変えなかったことについて、一つは今年こそ解決するだろうから解決まではこの名称で活動を続けようという意見が毎回あったということと、もう一つは、挺身隊という言葉に込められた戦前戦後の被害者たちの記憶の問題を理由にあげています。この記憶も歴史であり、この記憶を歴史から消さないことも、被害当事者たちの思いを受け止めることだと考えて、挺対協の名称で活動することを続けてきたのだと。

それに対して、朴裕河さんも含め、現在の日本の言論は、単に「挺身隊」という用語を歴史的な事実と反する間違いとして片付けてしまっています。朝日新聞もそうです。なぜ、朴裕河さんは彼女たちの全ての記憶を受け止めなければならないと主張しながら、「挺身隊」という「記憶」を事実の誤りとしてだけ否定してしまうのでしょうか。

最後に、62ページの2に戻りまして、『帝国の慰安婦』には、朴裕河さん自身が聞き取った被害者の証言は出てきません。これは先ほど、鄭榮桓さんもおっしゃったことです。朴さんは、挺対協が編纂した証言集5冊のなかからたくさん証言を引用しています。朴さんが『帝国の慰安婦』のなかに「取捨選択」して盛り込んだ恋愛体験とか軍人とのひとときとか、そういうことが、挺対協の編纂した証言集のなかにありのままに記録されているからこそ、朴さんはこのような形で書くことができたわけです。にもかかわらず、そのような記憶を隠蔽してきたのは挺対協だ、という論旨が展開されていることが私にはどうしても理解できません。これについて報告者のみなさん、どのようにお考えになるのかお聞かせいただきたいと思っています。

最後に『帝国の慰安婦』が「元慰安婦たちにいま必要なのは、「あなたが悪いのではない」という言葉である。そのような「慰安」の言葉を、「慰安」を与え続けさせられてきた彼女たちにいま、贈りたい」と締めくくられている、この認識がいかに立ち後れた被害者認識、問題認識を露わにしているかについては、もうこれ以上、説明の必要がないと思ってこれでお話を終わらせていただきます。

板垣:ありがとうございます。表紙にはここからリプライということになっておりますが、ここですでに2時間20分経っておりまして、10分ほどの休憩をここで挟みます。その上でリプライということにしたいと思います。4時に再開ということにしたいと思いません。

リプライ・西成彦

蘭:Aチームで10分、Bチームで10分という形ですね。Aチーム、Bチームという言葉を使いましたけれども、よろしいですか。だから2人出すんだったら5分、5分、1人出すんだったら10分という形です。決めてください。よろしいですね。全体で10分。だから両方合わせて20分です。ではよろしいでしょうか。

はい、ではほぼみなさんお帰り【お戻り】になったと思いますけど、着席してください。

西:はい、私はあんまりこういう会に出てくることがない、ましてや東京から離れているところに住んでいますので、いつもは文字で読ませていただくような方々のお話を肉声で拝聴させていただいて、今日は非常に昂揚しております。

コメントをいただいたことに対してのリプライということですので簡潔にいきますけれども、まず小野沢さんから出ましたように、『帝国の慰安婦』に問題点があるのを認識しているのかということですが、みなさんのご指摘のなかには、非常に重要な指摘があって、裁判等も解決して増補改訂版などが出せるときにはできるだけ直してもらえようような助言をしていきたいと思っておりますので、そのあたりはご理解ください。その際に、今日のみなさんのご発表も含めて、やはり朴さんの本があつてこそ、それを乗り越える努力をそれぞれがなされているというふうに認識しています。つまりそれを足がかりに

して新しい研究がもう始まっていると、僕はそんなふう聞いております。ただその時に、今日も私が申し上げたように「鞍部」で乗り越える、一番低いところで乗り越えるのではなくて、一番高いところで乗り越える方々がもっともっと出てきてくださることに期待するわけです。

今日、鄭栄桓さんは、『帝国の慰安婦』が日本のリベラル知識人やあるいは日本の読者たちの欲望に応える本であるというふうな言い方をされました。しかし、朴さんの本は、韓国や在日韓国・朝鮮人の方々の欲望というものを、もう一度相対化しようと、そういう試みでもあると思います。具体的に申し上げておきますと、やはり、業者の問題に触れたということは、韓国、朝鮮人も無実ではおれない。そういうふうに韓国人である朴さんは考えていらっしゃるわけです。

それからもう一つ、証言の問題ですが、挺対協が編んだ証言集のなかにはかなり盛りだくさんで、多様な証言があると聞いております。私は読めませんので残念なのですが、ただそのなかでやはりマスターナラティブ的なものが選り抜かれてしまっていて、それが人口に膾炙しているということは事実だろうと思います。そういうなかでアニメが作られ、映画が作られていき、今日、梁澄子さんの話にあったような性奴隷制の本質を突くような、これは「美談でもグロテスクでもない」とお配りした原稿には書きましたけれども、その部分をこそ、もっとも性奴隷制の重要な要となるエピソードだと考えてみるような思考が求められているのではないのでしょうか。そこにもそういうところは見たくないという欲望がたぶん働いていて、しかし、そこを敢えて書き立ててしまっているのが朴裕河さんなんだと私は思っています。ですから、その部分を上手に乗り越えるような研究を僕も考えていきたい、構想したいと思いますし、みなさんにもそういった形での乗り越えを期待したいと思います。以上です。

リプライ・岩崎稔

蘭:それでは次、岩崎さん、よろしくお願いします。

岩崎:10分を2人で分けっこする、ということで、5分をいただきました。

今日はどういうふうになるのかなというふうに思ってやって来ました。ちょっと日常的な仕事がバタバタしているなかで辛うじて駆けつけたみたいなどころがありまして、来てみてまずガラッと気持ちを切り替えた、あるいは切り替えざるを得なかったし、刺激を受けました。今後いろんなことを考えていくきっかけになったと思っています。そのことについては感謝しています。やっぱりこういう場は必要だなと思います。

実は『和解のために』が出た時点でわたしも最初に考えたんです。朴裕河さんに対して厳しい評価をされる人とそうでない人との間で、わたしたちが東京外大でやっております WINC (Workshop in Critical Theories) という研究会の課題にしてみようと。そこで調整を試みましたが、非難するひとからは、これは同じ土俵で論ずるに足りないという形で断りを受けました。批判する側の人たちと、少なくとも朴裕河さんの問題提起を聞

くところがあるというふうに考える人の間で、もうちょっと生産的な議論を作ろうと考えたことは、当時、いとも簡単に頓挫してしまいました。その経験もあるものですから、今日のこの会の形をこのぐらいの規模で実現しようとされた外村さんのご苦勞、それから実行委員会のメンバーのご苦勞には敬意を表します。

さて、私の発言に対して批判を返してくださったのは梁澄子さんですが、そのレスポンスを運動体の当事者の声として敬意を払いつつ伺いました。ご指摘いただいたことについて、多くの点は私自身も共感しております。ただ、その上でなおかつ、ではこの梁さんのおっしゃったことで朴裕河さんが出した問題、『帝国の慰安婦』が出て以後に起きたこと、それこそ「『帝国の慰安婦』事態」と言ってもいいけれども、そういう問題は、すっかり説明がついて雲散霧消するののかということ、私にはそうは思えません。運動のなかで格闘されている活動家への敬意や、その運動を通してサバイバーの方たちから学んだというご指摘は重要だと思いますが、それでも、いくつかの局面において、同時に被害者の方たちの言説をいわば自分たちの立場の正当化のために使っている面もあったと思うんです。そういう問題に関して、もっと反省的で細心であってもいいのではないかと、少なくとも『帝国の慰安婦』の受け取られ方、語られ方に関しては、問題は済んでないんじゃないかなと思います。

せめて『帝国の慰安婦』をめぐる民事、刑事の裁判はあれでいいんでしょうか、ということ私からもう一回投げ返したい。いろいろ足らざるところもあるし、訂正しなきゃならないところもあるのかもしれないけれど、私はこの裁判だけは、やっぱり非常に不適切な事態を生み出していると思います。その一点だけでも、もう少しお互い歩み寄りながら、問題を違う土俵で立て直す作業を協力してみませんか。

わたしはこの会場に入ってきて、あなたはAの側だというふうに指定されました。AだBだというよりは、もっといろんな形で適切な出会いや連帯や協力の場があってほしいと思います。それを作るために、私自身の「過剰な」批判的発言に関しては直してくれというのであれば、いくらでも考えますし、理解しあう努力をしたいと思っています。とりあえずリプライは以上です。

蘭:あと3分で終わります。

リプライ・浅野豊美

浅野:コメンテーターのコメントをするというのもおかしな話ですけど、最後に岩崎先生が言われた裁判についてどう考えるのか、これをぜひB側の方々には考えてほしいです。学問的にいくら批判しても、それは自由だし、それは朴さんも喜んで歓迎すると思うんですけど、やはり学問の内容をもって名誉毀損だってことで民事、刑事の裁判に訴える。特に刑事裁判は社会全体の公益に反する犯罪かどうか争われるわけです。社会全体の公益に反する罪として、刑罰をもって罰せられるようなことを朴先生はしたんですかっていうふうに、私は伺いたい。

名誉を汚したってということですが、91年の夏以前の状態に戻して、「慰安婦」の方が社会の恥と思われる状態にまで戻したってような嫌疑が刑事裁判で問われているんじゃないかと思うんですけど、それは裁判で争われるような問題ではないじゃないかと思いません。

〔学問的〕言説を批判するにせよ、裁判の問題とは別な次元だとおもいます。少なくとも、学問の自由があったからこそ、女性の運動がこれだけ進展したわけですし、「慰安婦」の方の名誉も回復したわけです。我々がどこまで変わっていけるのか、その精神の自由というものを代表しているのが学問の自由だとおもいます。

それがまず求められます。何かあれば裁判だとなってしまうえば、社会の進化というか発展が止まってしまうと思うんですよ。やっぱりこの裁判の問題は別に切り離して考えて欲しいし、それについてどうお考えになるのか、ぜひご一考いただきたいと思います。

蘭:はい、ありがとうございました。

リプライ・鄭栄桓

板垣:では、鄭栄桓さんから。あの報告者と討論者はやや、原理的に分かれているということもありますので、報告者からのほうからは…。では鄭栄桓さん、10分間、お願いします。

鄭:コメントありがとうございました。西さんからのご指摘で、朴さんの批判をするならば、一番低いところではなく、一番高いところ、おそらく、朴さんの本の可能性、問題提起をしている部分から乗り越える必要があるというご指摘、これは、私の批判の水準へのご批判だと思います。私自身は、できるだけ、『帝国の慰安婦』の主張の核心的なテーゼに限定して検証したつもりです。細かい粗探しはいくらでもできるんですね。たとえば、徴兵は国家総動員法に基づいて行われているとか、平然と書かれているんですね、そういうの、こんな間違っているんだって言っても仕方ない。わたしは、朴さんの主張の核心、「帝国の慰安婦論」であるだとか、歪曲ではなくて、先ほど浅野さんがおっしゃられていましたけれども、わたしは朴さんの内容をかなり正確に要約していると思います。基本的には法的責任は業者にあつて、日本軍については、需要を創出し、制度を発想し、犯罪を黙認した責任であると、そういう言い方をしていますよね。かつ読み解いていくと、実は黙認した責任というのについても朴さんの叙述はそれも否定しているような、「良い関与」としてですね、つまり犯罪を取り締まったということを強調するような叙述もあるわけです。だから実は、日本軍に関する、朴さんの主張を統一的に理解することはかなり難しいんですよ。それは最初に言ったように、この本自体に矛盾する叙述が散在しているからだと思います。なので、私の批判の舌鋒というか書き方がきついというのは十分自覚しておりますけれども、ただ内容に関しては、朴さんの主張を非常に丁寧に理解しているつもりです。丁寧にというか、できるだけ全体をこの本のなかから、汲み取ろうといたしました。そういう意味で、朴さんの論旨自体は、そういった本の、朴さんの本の一部が要

約されてしまうとそこがゆがめられてしまうことで、本来ならば著者が抗議するべきことだと思うんですよ。「わたしはそんなことは書いていません」と、ですが、出版後の朴さんの要約等では、そういった自著に関する朴さんの理解自体が不正確なんじゃないかなと。これは、よく考えたら変な話なんですけど、とわたしは考えるわけです。そういう意味で私としては、朴さんの論旨を、つまり、西さんの表現でいうと、高いところとまでは批判できたかどうかわかりませんが、おっしゃりたいことを再構成した上で批判しており、再構成されたが論旨自体が極めて問題が多いというのが、私の判断です。こういったことで、西さんへの応答とさせていただきたいと思います。

浅野さんは、私についていろいろとご指摘されましたけれども、学問の問題とおっしゃいました。おっしゃられた通り日本軍「慰安婦」という、巨大な歴史的な事件について、今の私たちがどうやって理解するのか、本当に難しいと思うんです。で、いろいろな方法があると思いますし、その場合に、だからこそ、わたしたちは例えば、資料とか証言とか個々の人の経験に基づいて、対話するしかないですよ。だけど朴さんはその資料や証言の読み取り方があまりにも恣意的である、というのが私の批判なんです。だから、浅野さんは私のある種の「帝国主義」と「民族」の対立としてもものをみていると、大きい枠組みでおっしゃいましたけれども、機会があれば、私の朴さんの本に対する指摘に間違いがあるなら、ぜひ教えていただきたい。例えば、日韓請求権協定の交渉において、韓国政府が1961年の予備会談で、自ら朝鮮人「慰安婦」の請求権を放棄したと、朴さんはおっしゃっていますね。これ妥当なんでしょうか？あるいは、これは浅野さんのご研究を引用されながら、「もし朝鮮人慰安婦の個人請求権が認められることになれば、日本敗戦後に放棄された、在朝鮮日本資産に関する日本の請求権問題という新しい論点がでてきちゃう」、混ぜっ返されてしまう、と朴さんは、浅野さんのご研究を引用しながらおっしゃっています。このような解釈は可能でしょうか？

このように具体的なところでわたしは、朴さんが私に対して、怒っているだろうとは思いますが、本については本当に、本に即して問題点、しかもこれは瑣末なものじゃなくて、核心的なテーゼについて間違っていると断言しています。にもかかわらずなぜこんなに評価されるのだろうか、ということについて、私には異様に思えたということで、にもかかわらず、日本においては全国紙をはじめメディアが繰り返し繰り返し朴さんの側の主張を掲載する、これは認められると思います。書かれた朝日新聞、毎日新聞の方もいらっしゃると思いますし、そこまではしませんでした。これまでの文字数の表かなにかを作れば一目瞭然だと思うんですね。これはあまりにも、内容に関する評価の落差が大きいと考えている次第です。

浅野さんのご批判いただいた、先達の枠組を前提として資料を読んでいるのではないかというご指摘については真摯に受け止めますが、少なくとも、今日の会では、観念的ではなく具体的に誤りを指摘いたしましたので、私の資料の読み方が間違っていればぜひ教えてください。そういう形でない、この本に関する生産的な討論はできないと

思うんですね。そういう点で、わたしは本の中でもいいましたが、かなりわかりやすい問題点を指摘いたしました。逆に、もう一歩進んで言いますと、これらの誤りは、わたしの仮説ですが、これは必然であったと考えています。朴さんはご自身のある種の政治的なメッセージに則した慰安婦像というものを彫琢するという前提があるがゆえに、無理に資料を読むしかなかったと、わたしは判断しています。だから個々の資料や証言の解釈というものは、単純なあやまりやミス、つまり、西さんがおっしゃった増補改訂版で修正が可能なものではなくて、根本的な朴さんのテーゼ自体の問題があると考えております。なので、個々の間違いについては、朴さんが修正してあらためて対話をしてきましょうというレベルの問題ではないのです。これが私の『帝国の慰安婦』批判の論旨であります。なので、繰り返し言いたいのは、本が何を言っているのかについて、先ほどの報告を聞いても、ずいぶん理解が違うなと思いましたが、多様性、つまりこれまで聞き取られなかった声を指摘した、ということだけだったら、この本はここまで問題にはなっていないと思います。わたしは、この本はもっと踏み込んで、日本軍「慰安婦」問題とはいったいなにか、その本質を修正していると思います。それは先ほど言ったような演繹的手法の前提にある朴さんの「慰安婦」観にもとづいて、資料や証言を読む。しかもそれがほとんどすべてが妥当とはいえないような解釈にもとづいて行われている。そういうレベルの批判を私はしているつもりです。なので、もし私たちの批判、今日の報告者たちの批判を真摯に受け止めてくださるなら、個別のささいな揚げ足取りをしているのではなくて、中核的なテーゼそのものに対して批判的な視線を向けているのだというメッセージをぜひ聞き取っていただきたい。それはいわば、朴さんのいう「和解」論を前提とし、わたしはその最大の犠牲者というのは、被害当事者の女性たちであったと考えている次第です。以上です。

司会による論点整理

蘭:6人の登壇者の方が報告されて、リプライされました。この論点に関してこれだけみなさんのほうでも、さきほどのコメントに対するリプライで論点がかかり出てきたというふうに思われます。そこで、私と板垣さんで作戦会議をしまして、論点整理をしました。板垣さんの方から、これから紹介します。論点はここにあるだろうと。板垣さんがそれを報告します。それに対してわたしが付け加えます。

論点整理のあとに、指定討論者の方たちがいらっしゃいます。10人の方に、論点整理を踏まえて、あるいはこれまでの議論を踏まえてコメントしていただきたい。それが〔これからの〕進行です。

板垣:すでに多様な論点がでていきますので、ここだけを話せというつもりはございません。まずこの研究集会の資料の7,8ページあたりをご覧ください。外村さんが冒頭で紹介されましたが、7,8ページあたりが集会の趣旨です。この集会には「研究集会」という名前がついております。ここに立ち返りつつ、このあとの討論は進行していかなくてはいけな

いだろうと思っています。というのは、いわば、いくらでも空中戦になりうる議論だと思うからです。

例えば、岩崎さんの議論の中では「ここまで後退した、我々はどうするか」みたいな論点がでてきましたけれども、それも大切ではあると思いますけれども、やはりこの本の評価をめぐって、それをきっかけにものをどう考えるのか、というところになるべく踏みとどまることが趣旨文からしても大事だろうと。最後の段落に書いてありますように「討論の場は何らかの結論を出すことや、対立する意見を一致させる、妥協点を見出すことを目的とはしておりません。朴裕河氏の論著、あるいはそれをめぐる現在の市民社会の論調などを論じながら、論点を出して」とあるような議論をする、そういう流れになっています。とにかく、何を論じるにしてもこの本から出発して議論をしていくということで、このあと1時間半ほどしかありませんが、進行できればと思います。

この間の議論を聞いていたら、いくつかこういう論点があると理解しました。

一つめ。いわゆる「慰安婦」問題の責任の所在をどう考えるのか、ということは、この本そのものの論点でもあり、今日の議論にも関わるかと思っています。すなわち、日本政府・日本軍あるいは日本軍人の法的責任ということをめぐるどう考えるのか、それは抜くことができないように思います。「責任」ということばには人によって理解の幅がある。それは、たとえば当時の国内法・国際法では法的責任はそもそも追及できないのだ、というレベルの理解が一つあるでしょう。三つくらい〔の立場が〕あるんですけれども、二つ目は、当時の国内法・国際法でも責任は追及できるのだけれども、現在それはできない、それは得策ではないという立場。そして、三点目は、当時の法体系でも法的責任の追求はすべきだし、今日もまた、それを追及すべきだという立場があると思います。その辺でこの本は、いったいなにであり、またここにおられる方はどう考えるのか、これについては、非常に重要な論点であるかと思っています。しかし、もちろん法的責任論を追及するからといって、法的責任論以外の責任論が意味がないということではもちろんない。そこをどう考えるのか、ということが一つ論点としてあるかと思っています。

それから二点目に、「自発性」とかあるいは「同志」とか、「主体性」という表現が出てきました。これは、日本軍「慰安婦」被害者イメージ…。〔「被害者イメージ」といわずに〕「像」というと、大使館前に建っているものとかぶってきてしまうので、イメージの方は「イメージ」としておきますが。日本軍「慰安婦」被害者イメージの「多様性」は、議論のキーワードになっていたように思われます。多様性というときに、これはまさに「性奴隷」となっていたその当時の彼女たちの姿ということと、現在のサバイバーたちの姿と、その両方が出てきたと思います。多様性を描き出すというときに、一体今日どういう意義を有するのか、それを描き出すということが今日にどういう意味を持っているのか、一つの論点となっていたかと思っています。それは、証言をどう聞くか、どう切り取るかということとも関係していると思います。

それから三点目として理解したこととしては、「ナショナリズム」とか、「民族」とか、いろいろな言い方で…、「民族主義」というような表現もできましたが…、これが一つのキーワードになって議論が展開してきたように思えます。それは、植民地主義をどう考えるのかということとも当然関わってくる。これも当時の時代、つまり、公式的に植民地支配が行われていた時代の「民族」という問題と、現在の「民族」という問題、民族主義、ナショナリズムという問題が交錯するなかで、議論が展開されているふうに思います。これまでの議論、すなわち、日本軍「慰安婦」問題を考える枠組みであるとか、解決を目指す運動の枠組が、もし「民族」問題というものを以外を全く考慮にいれなかったとするなら、ひょっとするとこの本はなにか新しいものを切り開いたといえるのかもしれない。しかし、本当にそうなのか、ということが出されていたかと思えます。もちろん、日本軍「慰安婦」問題や植民地主義ということを考えてときに、民族問題を考えることに問題があるのか、ということが根本的な問題になるわけですね。それを外さなくてはいいのか、解体しなければならないのかというところまで考えるべきところですよ。そして、それを現在の問題としてどう考えるのか、ということとも深く関わってくる。それは運動体の動きであるにしても、フェミニズムという観点からもどう評価するのか、ということからも、当然関係してくることだと言えらると思えます。

あまり時間を取るとあれなのですが、もう一つは、日本でこの研究集会をやるということはどう考えるか。日本でこの事態を受け止めるべきか。韓国でこの本が出て、また民事・刑事裁判があるということで、「韓国の問題」と考えられがちだし、もちろんそういう論点もあるわけですけども、今日またここで、日本という場でこの集会を開いていることの意義はつねに考える必要があるだろうと。あるいは、日本と朝鮮半島との歴史的に絡まり合った関係の問題としてこれをどう捉えるのか。たとえば、岩崎さんは最近の日本の「知的劣化」という言い方もしています。それから鄭栄桓さんも「知的退廃」という言葉も使われています。このことについての日本社会の受け止め方になにか問題があるということだと思えます。それは、戦後史をどうとらえるか。90年代以降の四半世紀の歴史をどう考えるか、ということとも関わっている。そういう日本の思想的、社会的な問題が論点になっていると思えます。

そして責任という論点をさきほど申しましたときに、「和解」という言葉がキーワードになっていたことは間違いありません。その場合に、和解の主体は一体誰なのか、なんなのか、ということが一つ論点としてでてきているように思えます。日韓の「国民的」和解という話もできましたし、しかし、本当にそこだけが論点なのか。和解の主体って誰なのか、「当事者」というときに、当事者はいったい誰なのか、こういった問題が浮上してきたように思えます。この辺が考えるべき問題として私なりに考えたこととさせていただきます。蘭さんの方で追加がありましたらどうぞ。

蘭: さきほど打ち合わせて、板垣さんのコメントにつきると思いますが。もう一つ浅野さんが言った、今、こういうふうには裁判が行われていることに対して、どう考えるのか。これに関しても一つの論点としてこの場で議論していく、というか、そのことは十分配慮して考えていくということになるでしょうかね。それでは次からは時間は限られていますので、どんどん展開していきたいと思います。

先ほども言いましたように、10人の方が指定討論者として考えられていますね。名前だけ申し上げます。木宮正史さん、太田昌国さん、上野千鶴子さん、李順愛さん、千田有紀さん、吉見義明さん、金富子さん、北原みのりさん、金昌禄さん、中西新太郎さん。この順序です。

今読んだ順序で登壇してもらうか、先に話をしたいという人がいらっしやれば、A側、B側というのはあまり関係なく議論していただければいいと思います。

先ほどからみなさん言っていますように、こういう場を設けられたということ自体が一つの画期的なことだと思いますので、ここから先ほど板垣さんが言ったような論点にフォーカスしていただいて議論を続けていきたいなと思うんですけども、どうでしょうかね。

今、読み上げた順序で機械的に推薦が上がったものを並べたんですけども、よろしいですか。

西: [前列の席から、Aが続けて5人登壇する、そのあとBが続けて5人登壇、という意図の発言として] Aが5人、Bが5人っていうことでいいんですか？

蘭: とりあえず、それでいきましょうか？ じゃあ5分ずつ。

指定討論・木宮正史

木宮正史: ご紹介にあずかりました。

今日のメンバーを見ると司会の板垣さん以外、狭い意味で朝鮮半島の地域研究者というのはいないので、私はいかにこの問題について、朝鮮半島の地域研究者が怠慢であったのか、ということ強く感じます。私は今話を聞きまして、一方で、朴裕河先生の研究者としての脇の甘さというものを十分感じます。これはご自身も謙虚に受け止める必要があるかと思えます。他方で、わたしがちょっと感じたのが、今のみなさんのご議論が、「慰安婦」問題がおかれた、日韓関係というコンテクストに対する鈍感さがやはりあるのではないかなと思えます。

私は、この「慰安婦」問題というのは、日韓関係がよくならなければとうてい解決できない問題だと思います。他方で、この問題があること、この問題で運動している人が悪いということを行っているわけではありません。しかし、この問題があることによって、日韓関係が非常に悪化し続けてきたことも事実です。

おそらく朴裕河さんは、この悪循環にどう対応すべきかということが、念頭にあったと思います。したがって彼女が言及した先行研究というものも、おそらくそういうものがあつた上でのものであったと思います。本書に厳密に沿って考えるべきだと、もちろんそれはその

通りだと思いますが、私は逆に本書をそういう風を読むとすると、現実の意味で歴史研究の遡上に果たしてどの程度あげる必要があるのかと、ご本人がそれをどの程度望んでおられるのかということは、考慮されるべきだと思います。

確かに、鄭栄桓さんのおっしゃるように、この本の日本での評価については、問題に目をつぶったまま過大評価されすぎたという批判、わたくしはこれについては一理あると思います。それを前提として、ただ、朴裕河さんの問題提起が、日本において「慰安婦」問題を考える上で、歴史を考える上で、果たしてそれほど有効ではないといえるのだろうか、百害あって一利なしなのか、という点について検討したいと思います。

たしか、こうした危惧に対して根拠がないわけではないことは、本書に対する日本社会の反応を見ていればわかります。日本社会における朴裕河評価と、韓国社会における朴裕河評価との間には、大きな乖離があるのは事実です。従来のように、日本だけを悪者に行き届けて、日韓の認識の乖離を埋めることは難しく、解決を困難にしている。そのためには韓国社会の方からなんらかのアクション、歩み寄りも必要なのではないか、という意味が込められていると思います。

それは、ともすれば、日本社会では「悪いのは日本だけでない、韓国にも問題がある、したがって、何も日本だけが悪者になって、謝罪ばかりする必要がない」のだという「居直り」。また、「日本が何をしたところで韓国の反日は変わらないのだから、そうであればなんら謝罪する必要がないし、謝罪するだけ無駄だ」という「諦め」。このような受け止め方を正当化するために利用される危険性があるからです。たしかに、朴裕河氏の著作をそうしたメッセージとして受け止め、そうした自らの立場を正当化するために使う人たちもいるでしょう。それを否定するわけではありません。

しかし、それは朴裕河氏に致命的な原因があるからなののでしょうか？ もちろん、そういった因果関係があることは否定しません。しかし、その責任を、本書、朴裕河氏の著作に求めることに、どれほど合理的な理由があるのでしょうか。私は、本書の同じ内容を日本人が書いたら、それこそ秦郁彦氏のような人が書いたら、そのように誤解されるに十分な理由があると思います。しかし、韓国人である朴裕河氏が、「慰安婦」問題をはじめとする歴史問題に関する韓国社会の従来への取り組みがなぜ奏功しなかったのか、原因を考えつつ、日本社会にもアピールできるようなロジックは何であるのか、そのためにはどのようにしたらよいのかを考えつつ、それを念頭に置きながら書いたのが、本書ではないかと考えます。

そうした新たな試みの意図に関しては、一旦は評価してもよいのではないかと考えます。私は常々日韓関係を考えながら、日韓両国、両社会は相手に対して、変わってもらいたいと考えるのは、逆方向、逆効果なことを、どうしてやり続けてきたのか、としばしば考えます。相手にこう変わってもらいたいと考えるのであれば、もう少し違った効果的な方法があるわけですが、そうしたことをしようとしなくてもかかわらず、それでいて相手が変わらないのは、相手に問題があるからだとかばかり考える傾向にあります。この点に関しては、日韓両国双方とも同様だと考えます。朴裕河氏の試みはそうした悪循環を重ね続ける日韓関係に

対して、どうしたら韓国にとって望ましい日本社会になってもらえるのか、そのためには韓国社会はどのようなメッセージを発することが必要なのか、そうしたことを考えた所産ではないだろうかと思います。

それは、もちろんこれがどの程度成功をおさめているのか、これは最後に話しますけれども、若干留保する必要があると思います。それにもかかわらず、例えば、場合によってはここでも同様に考えていらっしゃる方がいるかもしれませんが。朴裕河氏の一連のお仕事を呉善花氏や金完燮氏と大同小異だと、私から言わせると、何ともひどい見当違いの評価をする人が韓国におられるのは事実です。私は、本書をはじめとした朴裕河氏の一連の仕事に関して、「日本は何にも悪くない、悪いのは韓国だ、したがって、何も悪くないからと居直る」のか、「韓国でも理性的な問題意識を持っているのだから、我々ももっと理性的な姿勢をもつべきではないか。そのためには、歴史問題に真摯に取り組むべきだ」という姿勢を持つ人が増えるのか、それは朴裕河氏の責任であるというよりも、それを受けとる側の日本社会の問題だと考えます。果たして、日本社会がこのような問題提起をどのように受けとめるのか、自問自答したいと思います。

最後ですが、朴裕河氏を学問的に批判することは、大いに結構だと思うのですが、その前提に、他の方もおっしゃっていますが、やはり訴訟の問題は、一言明確に何らかの主張をしていただきたいと思います。それから逆にいうと、朴裕河さんの韓国における行動というか、評判を聞いていますので、私は朴裕河さん、それから朴裕河さんにある種支援するような日本の社会においても、なぜ韓国社会が朴裕河さんに冷たいのか、ということを考える必要があると思います。

指定討論・吉見義明

板垣:もう一回打ち合わせして、A側、B側という順番になりました。申し訳ありません。次に吉見義明さん、中央大学の吉見義明さん、ご存知の通り、『従軍慰安婦』というタイトルの岩波新書などのご研究をされている方です。では吉見さん、よろしく願いいたします。

吉見義明:吉見です。私の言いたいことは、レジュメの71ページから72ページに書いてありますので、ご覧になりながら聞いていただければと思います。

朴裕河さんの『帝国の慰安婦』という本については、日本軍・日本政府を免責するだけでなく、被害者の被害回復を求める挺対協や、あるいは被害者支援運動を批判するものがあります。それからまた私自身も批判の対象になっていると思いますので、私に対する批判に関して必要な反論をしたいと思います。ただし、この批判は、運動の立場からではなく、学問的な立場から行いたいと思います。

まず、一番目は、ここに書いてあるのを読みますが、朴裕河さんは戦時の構造的性暴力について、どうも構造的認識ができていないのではないかと、ということです。それは、業

者に法的責任はあるけれども、日本軍・日本政府には法的責任がないという断定をしているというふうには私は思うのですけれども（191頁）、ここにもっともよく現れていると思います。

朝鮮半島から連行された女性たちのほとんどは業者に略取または誘拐または人身売買されたということ、女性たちを略取または誘拐または人身売買して海外に連行することは、たとえば刑法 226 条に違反する犯罪であるということについては異論はないわけです。この業者は、軍または総督府によって選定され、女性たちを集めるように指示されているわけですから、軍や総督府にも責任があることになります。

また、戦地・占領地にいる日本軍部隊は、軍の施設として慰安所を設置したわけですね。そこに略取または誘拐または人身売買された女性たちを入れて、拒否できない状態の下で軍人・軍属の性の相手をさせたわけですから、日本軍はこの業者と共同正犯であるということになります。また日本軍が軍の施設としてこのような「慰安所」を作らなければこのような問題は起こらなかったわけですし、業者は軍の手足として使われたわけですから、軍の責任の方が重いことになると思うんですね。残念ながら朴裕河さんには、このような構造的認識ができていないと言わざるをえないのです。

次に二番目ですが、朴裕河さんは、「慰安婦」の主体性をどうも誤って論じているのではないか。アメリカの奴隷制研究の経過については略しますけれども、好意的に解釈をすれば、朴さんには「慰安婦」の主体性を論じたいという意図があったかもしれないけれども、女性たちが絶望的な状況の中で、いかに生き延びようと苦闘したのかという視点が欠けているように思います。[配布資料では]歌舞伎のセリフを引用しましたが、省略します。「慰安婦」も絶望的な状況の下で生き抜くために、特定の兵士の庇護を求めることはあるわけですね。しかし、そこから「慰安婦」と兵士は「同志的關係」だったという結論を導き出すには非常に大きな飛躍があると思います。

また、朴さんは、小野田寛郎さんの証言を根拠に、女性たちが商売熱心に軍人に「媚び」たり、「明るく」振る舞ったり、「楽しそう」にもしていたとしたら「それは彼女たちなりに、『国家』に尽くそうとしてのこと」だと述べています（231頁）。

しかし、女性たちが兵士に媚びたり、明るく振舞ったり、楽しそうにしているというのは、陸軍の情報将校だった小野田さんがそう感じたということにすぎないのではないのでしょうか？ それをそのまま事実として用いるのであれば、朴さんは帝国陸軍の将校と同じ目線で論じている、といわれてもしかたがないのではないのでしょうか。

また仮に、小野田さんがいうとおりに女性たちが振る舞っていたとしても、それは、朴さんの理解とは違って、そのようにしないと生きていけないからではないのでしょうか。またこのような振る舞いの裏に隠されている女性たちの思いになぜ、文学者である朴さんは想像が及ばないのでしょうか。

三番目に、朴さんは、しばしば資料や証言が語っていることとは逆の結論を導き出していると思います。それも根本的なところでそういう結論を出しています。したがって、この本

は研究書として失格ではないだろうかというふうに思います。

その具体的な例として「慰安婦」制度は性奴隷制だったことを否定しようとして、「〔外出が〕たとえ『二、三カ月に一度』程度のものであったとしても……それは外出や廃業の自由がなかったとするこれまでの考えを翻すものだ」と述べられているところ（94-95頁）をとりあげたいと思います。

時間がきましたので、省略しますが、朴さんが主張していることと、引用している証言は真逆なわけですね。「外出の自由」があったというふうに紹介している元「慰安婦」の証言は、実は外出の自由がなかったと述べているわけです。「廃業の自由」があったという論拠として挙げられている元「慰安婦」の証言は、実はそうではなかったということですね。このように自分の主張の論証ができていないという点で、研究書としては失格と言わざるをえないのではないのでしょうか。

四番目に植民地支配責任について少し論じたいと思いますが、制限時間が過ぎましたので、最後に一つ、アメリカ史研究者の油井大三郎さんの言葉をみなさんに紹介したいと思います。ベトナム反戦運動を油井さんは研究していますけれども、彼によれば、そのときにアメリカの左翼とリベラルは相互に激しい論争をしたけれども、米軍のベトナムからの撤兵という一点では論争を超えて共闘して撤兵を実現したということです。現在の日本においても、相互の論争はあると思うのですが、その論争を超えて、被害者の被害回復と賠償という一点で共通の認識が持てれば、激しい論争をしても構わないと思うのですけれども、そういう共闘をするべきではないだろうかと思います。以上で終わります。

指定討論・太田昌国

蘭:太田さんよろしくお願いいたします。太田さんは、幅広く活動をされていて、今回はどんなコメントをされるか楽しみです。

太田昌国:太田昌国です。私は、日本がアジアで唯一植民地帝国になったという近現代史を持っているということで、この植民地支配と侵略戦争の負の遺産を日本がどのように克服することができるか、それが私たちにとっての、日本社会に生きるわれわれにとっての最大の困難な問題だと考えて生きてきました。そのための言論および実践的な活動を私なりに展開してきたつもりです。

現在、日本社会が、みなさんがさきほどから触れられたような、このような〔一定の「民意」の支持を受けた極右政権が成立している〕現状になっている体たらくについて、非常に大きな責任も悔しさも無念さも感じているという立場からお話します。

このような活動を展開する上でわたしが出会ってきた困難さ、これはいくつも話すことはできませんので、今日の課題に即していいます。例えば、私自身がアイヌとか在日朝鮮人とか、在日台湾人とか、そうした近代日本が抑圧的に振る舞った被害者〔当事者あるいはその末裔の〕人たちとなんらかの討論になったとき、彼らがときに、ときにですよ、みなさんがではないですよ、ときに絶対的な被害者の立場にこもって、といいますか、そこ

に依拠してわれわれを批判するときに、一体どういう応答できるのか、ということが若いときからの課題でした。

20代、30代にそのような言論に出会うと立往生して、答えることができなくなりました。当時、わたしばかりではなく周辺の人たちも、多くはそうであったと思います。たとえば、日帝本国人という糾弾がはじまると、それについて答える言葉がない、実践がない、そういうところで立往生してしまう。しかし、わたしはその後のさまざまな活動の中で、人は運動のなかで可変的な存在である、社会・政治運動のなかでの言論活動、実践活動を通して可変的な存在であるから、固定された被害者／加害者関係のなかで問題を立てることはできない、そのような言葉になったときに自分が黙ってしまっただけではいけない、それがこの間、もう少し大人になってから、わたしがなんとか回復してきた一つの立場でした。

そのような立場からみたときに、もちろん冒頭に言ったように、わたしにとって日本の歪んだナショナリズム、〔侵略に帰結した〕民族主義を批判することはかつての課題であり、現在の課題であり、この現状がある以上、これからの課題でもあります。同時に、わたしは、日本が植民地支配をした、侵略したアジアの人々と出会ったときに、もし彼らが〔自国の〕ナショナリズムに依拠して日本の批判を、あるいはその社会に住んできた私たちの批判をはじめたときに、いったいそのような批判とどこで出会うのか、〔出会うべきなのか〕ということで討論することを選んできました。

つまり、たとえば、韓国でも中国でも、支配者のナショナリズムというのは現在でもすぐわかるように存在しています。それから民衆運動の中でも、私はちょっと向き合いたくないナショナリズムだなどと思う現象がときどき見られます。いったいわたしたちが出会うべき人々は韓国のどこにいるのか、中国のどこにいるのか、台湾のどこにいるのか、そういうことを自分なりに探しもとめて追求する、そういうことが課題だと思ってきました。

朴裕河さんの最初の著作、『反日ナショナリズムを超えて』に出会ったときに、わたしは韓国の中で、向き合うべき一つの声に出会ったと思いました。『和解のために』という本に出会ったときも、そのときもそう思いました。独島論など、さきほどみなさんが批判されている、資料操作の面ではちょっと困るな、というものは『和解のために』にもありました。『帝国の慰安婦』の場合には、的確な批判もなされましたけれども、より一層史料的な扱いでは問題がはらまれている本だというふうに、私自身は考えています。

しかし、ここで提起されている問題を、さきほどからの批判者がいうようなかたちで捨て去ろうと私は思いません。このなかには、性奴隷とかさまざまな問題を論じながら、「帝国が行なった」植民地支配そのものに根本的な原因があったという、最後の主目的に向かう論拠がはらまれています。そういうふうに私は捉えていますから、そのような質をもったこの本には、これからも向かい合っていきたいと思います。

今日、仮に「B班」と呼ばれているみなさんが、この間なさってきた集會に私はたくさん参加してきて、この間は朴裕河さんの批判が集中的に行なわれているので、みなさんの意見

もししっかりと聞いてきたつもりです。そこで学んだことも多かった。しかし同時に、「うん、この雰囲気が集まりの中では、私は部外者でいたい、もう少し冷めた人間でいたい」という気持ちがどうしても起こりました。それは、ある種のあまりにもの一体感、批判の同じトーン、それがその聴衆の反応を含めて集会に現れていたからです。自由な空気のなかで、きちっとこのような本と向き合うような時間を持ちたい。それがわたしのこれからの希望でもあります。おわります。

指定討論・金昌禄

板垣：〔一人の持ち時間が〕5分ですと10人で50分なのですが〔発言が長くなる傾向があるので時間厳守で〕、皆さんよろしく願いいたします。次に韓国からわざわざ手弁当で来られた、慶北大学の金昌禄さん、現在、軍慰安婦研究会の代表もされておられますし、資料2ということで入っている声明の中心的な方でもあります。では、よろしく願いいたします。

金昌禄：韓国から参りました金と申します。資料集にある、資料2の立場表明に参加したもののひとりとして、その立場のなかで学問的な議論の場ができればと提案した者として、この集会に参加できたことをとても嬉しく思います。

韓国でも集会があればいいと思いますが、実は私はこの問題は日本でまず議論すべきだと思います。それは、『帝国の慰安婦』に対する日本からの賞賛がなかったなら、韓国でもその本が注目されることは多分なかったろうとわたしは思うからであります。

まず確認しておきたいことがあります。『帝国の慰安婦』は文学作品ではありません。それは著者が選んだ史料に基づいて、著者なりの法的な主張を展開している本である、わたしはそう理解しています。だから、それに対する評価の中心は、史料に対する評価、それから法的な主張に対する評価になるべきだということです。

法的な観点からいくつか述べたいと思います。『帝国の慰安婦』は、日本の韓半島支配は合法だったという前提から出発します。だから、韓半島の人民は日本の臣民だった、国民だった、帝国の一員だった、そういう前提から出発します。それに対して、いろいろな議論もありますし、韓国の公式的な立場はそれに反するということに対してはなんの言及もありません。まったく無視しています。わたしはこれこそが、同志・加害者・協力者、無意識な帝国主義者という主張の一番もとになるものである、というふうに思います。しかし当時の朝鮮半島、韓半島は、法的な面からみても、それは帝国の一部〔といえるのか、それでその人民を〕臣民、帝国臣民といえるのか、疑問です。憲法のすべてが適用されたわけではありません。神権主義的な天皇制に関する部分は適用されましたけれども、臣民の権利とか司法とか帝国議会に関する部分はまったく適用されなかったのです。朝鮮総督府の恣意的な支配のもとで苦しんだ人々、しかも、性奴隷の被害者たちに帝国の一員だったからあなたは加害者だったといえるのか？ それ正しいのか、疑問に思います。

それから国民動員ということがありますがけれども、日本軍人と「慰安婦」被害者は、同じ次元で論じられないわけです。論じることはできません。日本軍人は日本の法に依って徴兵されたわけです。しかし、日本軍「慰安婦」はなんの法的な根拠もなしに性奴隷を強いられたのです。日本の軍人においては、徴兵に対する援護が問題になりますけど、日本軍「慰安婦」の場合は、反人道的な犯罪に対する賠償が問題になります。両者を同じ次元でみることは間違ったことであると言わざるを得ません。

それから、『帝国の慰安婦』は、請求権協定を通じて日本は補償をし韓国は権利を消滅させてと主張しています。日本政府は補償をしたと言ったことはありません。それを認めません。なのに、なぜそれが言えるのか、わからないのです。韓国政府が、日本軍「慰安婦」問題に対して、「慰安婦」被害者たちの権利を消滅させたことはありません。

それにもかかわらず、日本は責任を取らなければならないと主張しています。なんの責任でしょうか？ これは今までの責任の話がどういう脈略で行われてきたのかが、まったく理解できていないのではないかと、わたしはそう思います。

そういうような『帝国の慰安婦』の法的な主張は、新しいものではありません。植民地支配責任を否定してきた、日本人たちの常套句であり、しかも彼らができなかった主張にまで進んでいる、とわたしは思います。同志・協力者・加害者・無意識な帝国主義者・補償済みという主張がそれです。植民地支配責任を否定しながら帝国の構造を批判することができるのでしょうか？

それから、論点に対して、いくつか話したいと思います。民族主義の問題なのか。私はそれ以前に普遍的な女性人権の問題としてアプローチすべきだと思います。

それから裁判に対してですが、これにつきましては、資料2にも少し書きましたけれども、民事裁判、刑事裁判にならなかったならよかったと私も思います。しかし、それが裁判になったということを通じて学問の自由・表現の自由の問題からアプローチすることは正しいのか、疑問に思います。韓国の検察は、権威主義時代に学問の自由を弾圧した経験があります。ある〔特定の〕人を弾圧するために企画起訴をしたわけです。しかし、今回は違うのです。このケースは被害者たちが訴えたからはじまったわけです。それで民事裁判で損害賠償が認められて、刑事裁判は進行中であるということです。

わたしに対しては、あなたがこの話をするためには、なんとか裁判に〔対して〕やれと、そう言われることがありますけれども、わたしにはそういう力はありません。これは被害者たちが訴えたからはじまったわけです。もちろん検察の起訴そのものに対していろいろな議論がありうるだろうとは思いますが、それ〔に対して〕学問の自由の観点からまっすぐ出発することはできないと思います。それ以前にこの本に対する評価、学問的な評価があつてしかるべきである、そういうふうに思います。以上です。

指定討論・上野千鶴子

蘭:次はですね、上野千鶴子さんをお願いします。

上野千鶴子:まず、この場に立つ感慨をお伝えしたいと思います。何十年会わなかった人たちに再会し、かつては共闘したこともある人たちと再びこのように相まみえることができ、この場を設定してくださった主催者の方々に深く御礼を申し上げます。

ただし、A班、B班という言い方とか、拍手の出方が、とてもはっきりとわかれているのは、すごくイヤですね。

とくに鄭さんが、一番最初に何人かの引用を冒頭に挙げられましたが、この人たちが一枚岩に見えるようなパフォーマンスはやめてください。この人たちは多様な人たちです。朴裕河さんの本に対する評価もばらばらです。ここにいる我々だってものすごく多様なんです。私は自分の文章のなかで「本書は避けて通れない書物だ」、書きましたが、優れているとは一言も言ってません。「朴裕河一味」とか、「朴一派」とかいうふうなネーミングが流通していることも、伝聞で聞き及んでおりますが、そのような、一枚岩の集団をわざわざ作り上げるような行為は、ここではやめていただきたい。

この集まりができたことは、朴裕河刑事告訴がきっかけでしたが、わたしの基本的な立場は、書物を法廷に立たせないということです。

たったいま、金さんが元「慰安婦」被害者が原告だとおっしゃいましたが、わたしどもが大学でセクハラ事案を受け付けるときに、申立者が「セクハラ」だといっても、そのまま受け止めることはしません。ちゃんとそれがセクハラ事案に相当するかどうかという判定をしてはじめて事案として成り立つわけで、今回の刑事告訴は、判定を司直に委ねたということになります。ということは、政治に委ねたということになるんです。そうことをしてもいいのでしょうか？

私は、少なくともここにいる多くの人たちは、書物を法廷に立たせないという考えを持っていると思います。批判があれば、市民領域、つまり我々が今この場でやっているような領域でやることだと考えるなら、朴裕河の起訴の取り下げについて、最小限の合意ができるのではないのでしょうか。そこまで、この場でこぎつけられればと思っております。本当はこの場で最後に共同コミュニケとか出ればいいんだけど、まあ出そうもないでしょうが。そのくらいの最小限の合意ができればいいと思います。その上で、批判の応酬があつて当然でしょう。でないと、この場そのものが、あまりにも政治的なバイアスのもとに置かれていることになります。

朴裕河さんの書物については、私も脇が甘いというか、これでは誤読を招く、わたしならこういう書き方はしないとか思うところはいっぱいあります。「同志的」とか、「愛国的」とか「自発性」とか、こういう表現が問題になっているのはよくわかりますが、私はこの書物について、もっとも評価すべき点は、植民地支配の罪をつきつけたところだと思っています。その点では、鄭さんのような「業者主犯説・軍従犯説」という読みはまったく誤読であると。そのようには書かれていないというふうに思います。

金さんがたった今おっしゃった「日本の免責」ということにはなっておらず、むしろ植民地支配の罪を一貫してつきつけた点において、これまでのすべての「慰安婦」論のなかで、日本人としての痛覚をもっとも強く呼び起こすものだとすら思っております。

そういう意味では、たとえば女性の人権問題というアプローチをするべきだという、金さんのご発言を裏切って、むしろ戦時性暴力の普遍性に対して、植民地女性という差異を持ち込んだ、韓国の慰安婦は他の占領地の慰安婦とは違うのだと。（朝鮮人慰安婦は）和装、和名、日本語を使わされた、いわば日本女性の代替だったと書いてありました。朝鮮人女性が、日本人女性の二流の身代わりであったという点は、彼女が一貫して強調してやまないことだと思います。そういう点で、この問題を私たちが次にどのようにのりこえて行くのかについては、公的記憶、植民地のマスターナラティブが非常に大きく支配していると思います。2週間前に立命館大で、戦時性暴力の連続性と分断についての比較史シンポが行われたばかりで、ここにも来てくださった方がいらっしゃいますが、占領地においては恋愛・売春・強姦のグラデーションがあり、かつ被占領者-占領者においても、傍観・協力・抵抗のグラデーションがあったという指摘があります。

さきほど、小野沢さんが、日本のフェミニスト、ジェンダー研究者がなぜこの本を評価するのかという問いを立てておられたことにお答えすると、それは、もちろん被害者のエージェンシーをすくい取るためです。だからといって私たちがセクハラ裁判などで一貫して強調してきたことは、これです。いかにエージェンシーがそこに認められたとしても加害者の免責には決してつながらない、ということを経験を含めて戦ってきました。このことは、決してお忘れにならないでください。

その背後にあるのは、構造的な暴力、植民地支配における帝国の構造的な暴力もとにおける自発性の問題です。この問題は、沖縄の集団自決に見られるカッコつきの「自発性」をどう評価するのかという問題や、もう一つ、ここでは誰も指摘されていませんが、朴さんが書いておられた、朝鮮人皇軍兵士の「自発性」をどう評価するのかという問題とふかく結びついていると思います。

以上です。

指定討論・北原みのり

板垣:では、続きまして、北原みのりさん、最近では『奥様は愛国』という著作もありません。

北原みのり:はい。北原と申します。よろしく申し上げます。裁判について一通りどの方もおっしゃっているのですが、資料の81ページになりますけれども、わたくしがインタビューしました、イ・ナヨンさんが、韓国の司法制度に対しても詳しく書いていて、これを読んでいただければ、内容がわかるんじゃないかと思えます。

そういったものを〔『世界』でのインタビュー記事〕前提に私は、54人声明に対してフェミニストとして改めて抗議をしたいと思っています。「名誉を傷つけられた」と性暴力被害

者当事者たちが述べたことに対し「名誉を傷つけられたとは思えない」と、女性たちの誤読だと断定したことに私は非常にショックを受けました。

浅野さんは「思う」「思わない」の論争では反証可能性はない、意味がないと仰いましたけれども、私を含めこの声明文に対し抗議する人たちは、「私がそう思う」から「抗議」しているのではなくて、当事者の女性たちが名誉毀損で告訴した事実を軽視して、無視したことを問題にしています。この声明文から見えるのは、当事者たちが支援団体に正義のために利用されているという朴裕河さんとの共通認識だと思います。そのような眼差しこそが、いかに当事者の女性たちを軽視しているか。少なくとも性暴力被害者に対して向ける言葉としては酷い言葉だった、誤りだったと、私は認めていただきたいと思っています。

「慰安婦」問題とは、私にとっては、当事者と共に歩んできた女性たちの闘いの歴史でもあると思います。

「売春婦だろう」と日本側に言われて「売春婦ではありません」と返せば、「公娼出身の女性を差別している」「多様な女性の存在を封じ込めている」との批判が返ってくる。そのようなことは朴裕河さんに指摘される以前から、四半世紀にもわたる運動の中で支援者団体自身が葛藤してきたものであり、運動の過程でその答えを導き、乗り越えてきたものだと思います。そのような運動の歴史に真摯に向きあおうとしないどころか、四半世紀近く解決できなかった責任を、朴さんは日本政府とそして支援者両方に求めている。そのような論を展開していきます。少女像を次々に建てる支援者団体こそが日韓の関係を悪くしていると強烈に印象づける冒頭から最後まで、この本に貫かれているのは強烈な挺対協批判です。

私は、先ほどご紹介いただきましたけれども、日本の愛国の女性たち取材したことがあります。「慰安婦は嘘だ」と街中で叫ぶ女性たちが増えたのを朴さんは「少女像」以降だと、明確に、明記してるんですけども、私が取材した限り「少女像をきっかけに韓国が嫌いになりました」という女性に会ったことはありません。圧倒的に、竹島であったりとか、東日本大震災の時に、「テレビ見なくなりました」、「インターネットばかり見るようになりました」、「テレビ信じられません」という女性たちが「韓国は嫌いだ」って空気の中に入って行く。だから、完全に日本社会の問題として、韓国、「慰安婦」問題に対して嘘だってというような人たちが増えている。だけど、ただ朴さんが「少女像以降増えた」と書くと、嘘ではないけれども、正確ではないんです。そのように印象操作がすごく行われている本だと思います。

また、挺対協が設立した「戦争と女性の人権博物館」に政府が5億ウォンを拠出したことを、まるで挺対協が政府の利権団体かのように、ナショナリズムである証拠のように朴さんは記しますけれども、ほんとにこれも、「戦争と女性の人権博物館」がどんだけ大変な思いで造られてきたのか。10年前に政府は一切お金出さなかった。企業もお金を全く出そうとしなかった。さらに、西大門に建てようとしていた博物館が強烈なナショナリズム

団体の反対にあつて建てられなかったという経緯の中で、10年間経つてようやく造られた後に、5億ウォン、政府がコンテンツ費用として出している。そういったこともあるのに、まるでスルリと政府がお金を出たような印象を朴さん書くわけですよね。少しでも取材すれば簡単にわかること、正確に分かることを、挺対協批判という目的があるからか、事実をずさんに編集してしまう、印象操作が甚だしい。

これ私は脇が甘いというレベルでは済まないと思っています。それでも、こういうこと言うと、もっとなんかもっと大きく読んだほうがいいのか、全体を読んだほうがいいのか、いろんなこと言われて、ほんと悔しいんですけど。

もう一つひどいなと思ったところが、小説を引用した箇所で、慰安所間を移動する「慰安婦」たちが出てきますけれど、その時の「慰安婦」たちの様子を引用して、「移動の自由」がある程度あったって言うわけですよね。私、同じような事象でも、どのような言葉を選んで、描くか、ということに、やっぱり研究者としての姿勢とか倫理っていうのが問われるんじゃないかと思っています。朴さんの選ぶ言葉からは、事実の取り扱いがずさんというところか、人間の痛みというものに対する共感はまったく感じられない。身体がない。身体はないけれど、なぜか過剰なエロスがある。私はなんか本当にこの本を読んでいて、日本軍と「慰安婦」との関係、日韓の関係、帝国主義とその支配下にあった人々との関係は、痛みの伴う身体ではなくて、エロスの身体として描かれていることが、一番気になりました。ほんとこういうのは日本の男の人は大好きなんですよ。

だから私は、これは知識人の問題だ、という風に思っています。朴さんの本だけでなく、今回の声明文でも明らかになっているのは、性暴力被害者支援を行ってきた女性団体に対する軽視だと思っています。このような運動に対して、これから政権からもおそらく挺対協は日韓「合意」後、ますます追いやられていくでしょう。そういう中で、これは韓国の運動の問題と突き放すのではなくて、国際的にどのように支援していったらいいかを考えなければいけない。それは、フェミニストなどがしなければいけないことだという風に私は思っています。

学者の方が歯にももの挟きむ言い方が多いので私もすごく気になってくるんですけども、私ははっきり言いたいんですけども、間違つたテキスト前提に議論を深めていくことはできないと思っているんですね。議論を深めていくようなことは大事だと思っています。多様性も否定しない。だけれどもこの本ははっきり言えば私にとっては理科系にとっての小保方さんですし、報道ステーションにとってのショーンKだと思っています。ほんとに。ですから、さっきほど浅野さん知識人の責任って？ みたいなことおっしゃったけれども、やっぱり、ぼんやりした理由で、簡単に持ち上げた結果多くの人が痛む結果になる。持ち上げる責任と、持ち上げた人の責任は重いと思っています。以上です。

指定討論・李順愛

蘭:李順愛さん、ではよろしくをお願いします。

李順愛:李順愛と申します。私は、この問題、「慰安婦」問題が出てきた時に、自分自身はこれまで韓国の民主化運動への連帯運動などを少しやってたんですけれども、この問題が大きくなってきた時に、この問題についてはやらないって思ったんですね。それは、ちょっともう白黒がはっきりしているというか、やることは日本批判っていうことになるので、私はその時の自分としてはもうやりたくないってというか、ちょっと他のことをやりたいと思ったんですね。ですから、運動としてはもう一切しないということを最初に決めてきまして、それで基金の問題が後で出た時に、こういう言い方は僭越ですけども、ちょっと見かねて、何度か文章を書いたりいたしました。今回の本については、私もやはり今までの四人の方がおっしゃったように、ちょっとこれ恣意的だなと思うところがあったことも事実です。先ほど鄭榮桓さんが、この朴裕河批判のところから、日本のリベラル批判というところまで持っていられましたけど、その注を見ますと、徐京植さんの引用がなされていて、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、徐京植さんがハンギョレ新聞に和田春樹さん、リベラル批判、日本の知識人を問う、みたいな形で和田春樹さんの長い批判を書き、昨日その和田春樹さんの反論が載せられました。朴裕河批判からリベラル批判に行くのは、その気持ちはわかるんですけども、全体として見たいってということだと思うんですけども、徐京植さんと和田春樹さんのやりとりをみて、はっきりいって私は同じ在日朝鮮人として恥ずかしいっていうふうに思いました。

それと、これは90年代から思ってきたことなんですけれども、やはりこの問題については、すぐれたルポがないなっていうのを非常に感じておりました。というのは先ほど出てきました、挺対協批判ですけども、それは朴裕河さんだけがやっているのではなくて、私も途中で気づいたんですけども、ほぼ運動が始まったころから、表面には出てこないんですけども、そういうふうな、挺対協のやり方に対する違和感っていうのは持ってらっしゃる方がいらっしゃいます。私なりに渡韓した時には実際に聞いたこともありますけれども、表面にやっぱり出てこないんですね。それがまあ、韓国社会の現実的な理由があるんだろうなと思ってるんです。だからやっぱりすぐれたルポがあったらもう少しこの運動の動きであるとか、反対に韓国社会の中で理解されている日本社会っていうのはちょっと私、朴裕河さんも書かれていますけれども、疑問を持つことが多いので、そういうルポがほしいなと思いました。

指定討論・金富子

板垣:〔金昌禄、北原みのりを司会が紹介する際に登壇しようとしていたため〕お待たせしました、金富子さんです。今回の集会の実行委員でもあり、東京外語大の教授で、この問題の解決のためにずっと走り続けてこられた、金富子さんです。ではよろしく願いいたします。

金富子:はい、金富子と申します。さきほど「在日の欲望」という言葉がでてきてびっくりしたんですけども、在日だからではなくて、植民地ジェンダー史研究者として発言したい

と思っています。

『帝国の慰安婦』に対して、「多様性を示」したとか、「多様な慰安婦」像を描いたという評価があります。54 人の抗議声明でも、最近では毎日新聞で上野千鶴子さんもそのように評価しています。しかし本当なのか、ということです。

『帝国の慰安婦』は、朝鮮人「慰安婦」の連行時の年齢に関して、少女は「少数で例外的」であり、それは「軍の意志」よりも、幼い少女まで集めたのは、「軍の意志」よりも「業者の意志」と主張しています。つまり、朝鮮人「慰安婦」の多くが少女だったことを否定。そして、二つ目に、「軍の意志だったことを否定しています。この説というのは誰も唱えていない説なんですけれども、これは業者主体説、性奴隷否定という後につながる一つの土台になっていくばかりでなくて、民族言説としての「モデル被害者像」、これは上野千鶴子さんが唱えたことなんですけれども、その「無垢な被害者像」批判というのを上野さんがなさいましたが、その実践でもあると私はとらえています。

その論拠というのは二つありますが、一つは被害者の証言。つまり、証言集 5 の中に出てくる証言です。「わたしが一番幼かった。ほかはみな 20 歳過ぎ」という証言。そして、二つ目には、ビルマのミッチナーで米軍政府情報局の尋問をうけた朝鮮人「慰安婦」20 人の「平均年齢は 25 歳」ということから成り立っています。しかしそれが本当なのかということに関して、実態を踏まえてみていきたいと思います。朴裕河さんが使用した証言集 5 を全部読みますと、この 9 人の被害者の証言はすべて連行時に未成年です。つまり朴さんは証言集 5 が示す「10 代の少女」という全体像を無視して、「20 歳以上」という持論にあう証言だけを恣意的選ぶというような情報操作しているわけです。

そしてこれは単に証言集 5 だけではありません。このパワポは、韓国挺対協などが編んだ 6 冊の証言集——これは公刊されているものですが——から連行された年齢を一覧表にしたものです。被害者合計 78 名のうち 73 人が未成年でした。この事実を朴さんはどのように証明するのでしょうか？

表1:『証言』にみる朝鮮人「慰安婦」の連行年				ファン・ハルモニ	1924年or25年	16歳頃?
出典	姓名	生年	連行時の年齢			
証言集1 (19人)	金宇順	1924年	17歳	金ソラン	1926年	18歳
	金徳鎮(仮名) =金順徳	1921年	17歳	金君子	1926年	17歳
	李英淑	不明(1922年?)	17歳	金オクジュ	1923年	17歳
	河順女	1920年	20-21歳	金ウンレ	1926年	17歳
	呉五穆	1921年	16歳	沈達蓮	1927年	12-13歳頃
	黄錦周	1922年	20歳	チヨスンドク	1921年	19歳
	文必琪	1925年	18歳	チエファンソ(仮名)	1927年(戸籍上は1930年)	15歳(満14歳)
	李容洙	1928年	16歳	ファンズニ	1922年	13歳
	李玉粉	1926年	12歳	キムクッスン(仮名)	1914年	本人23歳(聞き取り者27、28歳と推測)
	文玉珠	1924年	16歳	チヨナムレ	1921年	16歳
	李順玉(仮名)	1921年	17歳	ハヨンイ(仮名)	1922年	15歳
	李相玉	1922年	15歳	シンヒヨンスン	1924年	18歳
	李得南(仮名)	1918年	22歳	キムユガム(仮名)	1930年	14-15歳
	李容女	1926年	16歳	金ファンソ	1926年	16歳
金台善(仮名)	1926年	18歳	金チヤンヨン(仮名)	1925年	16歳	
朴順愛	1919年	23歳	ハンオクソン	1919年	19歳	
崔明順(仮名)	1926年	19歳	金ヨンジャ	1923年	16歳	
尹順理	1928年	16歳	崔カブスン	1919年	15歳	
姜徳景	1929年	16歳	チヨンユンボン	1920年	22歳	
証言集2 (15人)	崔イル	1916年	16歳	尹スンマン	1929年	13歳
	朴ヨニ(仮名) ⇒朴酉年	1921年	18歳	金ボットン	1915年	19歳
	金アソツ	1922年	15歳	安ボブスン	1925年	17歳
	ベソソック	1922年	17歳	申ギョラン	1921年	17歳
	呂福實	1922年	17歳	ソクボクスン(仮名)	1921年	18歳
	陳慶澎	1923年	15歳	金ジョンソン	1922年	19歳
	金春子	1923年	15歳	李クンスン	1927年	17歳
	朴頭理	1924年	17歳	尹エジャ	1931年	13歳
	孫バニム	1924年	17歳	李フナム(仮名)	1925年	17、8歳
	金錦花	1924年	17歳	河ボギヤン	1926年	15歳
	金福童	1926年	16歳	梁ジョンソン	1925年	16歳
	姜舞子(仮名)	1928年	14歳	李ヤングン	1922年	20歳
	崔ジョンレ	1928年	14歳			
	朴スニ(仮名)	1930年	14-15歳頃			
金ウソソ	1932年	12-13歳頃				
証言集3 (14人)						
証言集4 (9人)						
	証言集5 (9人)					
証言集6 (12人)						

78人中、
未成年73人

コンジヨムヨブ	1920年	16歳
金ファジャ	1926年	17歳
チヨソウン	1924年	18歳
姜日出	1928年	16歳
石スニ	1928年	14歳
李玉善	1927年	16歳
イムチヨンジヤ	1923年	17歳
ノチヨンジヤ	1920年	19歳頃
チヤンチヨムドル	1923年	16歳
金ボンイ(仮名)	1927年	16歳
金スニアク	1928年	16歳
吉元玉	1928年	13歳
78人	うち未成年	73人

出典: 挺対協など編『証言集』1~6集

そして、肝心のビルマのミッチナーで捕虜になった朝鮮人「慰安婦」20人に関してですが、彼女たちの捕虜時の平均年齢は25歳ではなく、23歳です。そして、重要なのは2年前の連行された時の年齢は21歳であったことです。しかもその20人のうち、12人が未成年だった。つまり、朝鮮人「慰安婦」の、引用していった根拠それ自体を出典から見ていないということになるのではないのでしょうか。

植民地朝鮮の資料からもそれは裏付けることができます。朝鮮人女性の平均結婚年齢は1930年19歳、1935年18歳でした。朝鮮人女性は20歳前後で結婚する。つまり早婚だったわけです。早婚なので、10代後半、未成年の少女だったということになるわけです。つまり、結婚すると連行は難しい。つまり、性病のおそれのない未婚女性を集めようとすると、未成年になってしまうということです。

そして日本軍兵士の証言もまたあります。中国最大規模の漢口慰安所で、「半島から来たものは〔売春の〕前歴もなく、年齢も18、19の若い奴が多かった」

〔出典は山田清吉『武漢兵站』〕。有名な証言です。

「資料や証言から見る限り」、と朴さんは言いますが、そのような意味で、朴さんの論証はすべて破綻しています。つまり未成年、少女が多い、というのが、朝鮮人「慰安婦」の特徴なのです。これはつまり、「モデル被害者像」、民族言説だからではありません。

で、しかも先ほど上野さんが、「植民地支配の罪」という話を言っていますが、日本と違

って朝鮮で未成年が徴集されたのは、偶然ではなく、植民地支配と民族差別を土台にした国際法の植民地除外や、性病対策などを理由にした「日本政府・軍の意志」なわけです。つまり、未成年であるということを否定すること自体が、「植民地支配の罪」の否定につながるものなのです。

結局、『帝国の慰安婦』は、多様性を示したのではなく、朝鮮人「慰安婦」には「少女が多かった」というこれまでの研究を否定し、「成人が多かった」というまったく新しい別の「慰安婦」像を主張しているのです。致命的なのは、朴さんのこうした新しい「慰安婦」像が、資料と証言に基づかないばかりか、いま見たように、ありもしない「証拠」を創りだしているということです。これは学術的な評価の対象に値しないということです。

しかも、これが秦郁彦などによる、未成年だけではなくて性奴隷、あるいは軍の施設であるということをもふまえたこれまでの研究をすべて否定しているということにつながっていきます。つまり『帝国の慰安婦』が示した、朝鮮人慰安婦＝少女否定、性奴隷否定、慰安所＝戦地公娼施設論は、多様性ではなく、朴さん独自の政治的メッセージを込めた「慰安婦」像・慰安所理解であるということ、そしてこの慰安婦像は秦郁彦さんなどの「日本軍無罪論」に限りなく近いということです。

『帝国の慰安婦』を「多様な慰安婦像」を示したと絶賛する人々は、フェミニストを含め、「日本軍無実論」に加担することになるのではないのでしょうか？ さきほど、朴さんは重要な問題提起をしている、と絶賛していましたが、そうした重要な問題提起は、事実を歪めてなされるべきものではありません。事実に対する謙虚な姿勢のうえになされるべきものだと思います。以上で終わります。

指定討論・千田有紀

蘭:そしたら、いよいよ指定討論者あと二人になりましたけれども、千田有紀さんお願いできますでしょうか。ジェンダー研究の担い手です。

千田有紀:千田有紀です。私ははじめにこのコメントのお話が来たとき、お引き受けしようかどうか少し迷いました。けれども、私自身、以前、外語大に勤務していて、B側に座っている方たちと一緒に研究をしていたりとか、そのなかで朴さんとも一緒にプロジェクトをやっていたという経緯があって、まあお話させていただこうかなと思って、お引き受けさせていただいた次第です。

私自身はこの従軍「慰安婦」問題に出会ったのは、1991年のハルモニのカミングアウトの前です。大学時代か高校時代だったかもしれませんが、偶然同じ名前の千田夏光さんの『従軍慰安婦』の文庫本を読んで、従軍「慰安婦」という存在がいたんだということを知りました。朴さん自身も千田さんの本を引いてらっしゃいますけれども、私はむしろ千田さんの本は事実として知りうるころもあったと同時に、ものすごく強烈な違和感を持っていました。それは一つはですね。やっぱり日本人「慰安婦」と朝鮮人「慰安婦」のことが書いてある時に、日本人「慰安婦」は娼婦だったと。公娼制度のもとにいた日本人の「慰安

婦」は年増で性病持ちで娼婦だったという形でかなり侮辱的な書き方をしている、それと同時に、朝鮮人の少女たちは、年若い処女の乙女たちが連行されて行って気の毒だったというような書き方をしているところ。もちろん先ほど金富子さんもおっしゃいましたが、事実として年若い女の子が少女が徴用されたということがあったのかもしれないですけども、そのときにやっぱりその被害を強調するときに、じゃあ日本人の「慰安婦」は性病持ちで娼婦だったからいいじゃないか、年増だったんだと云うような言い方で貶めるというそういうような形で従軍「慰安婦」を語っていいものだろうか、というような疑問がずーっと私のなかには残っています。これ自身は解消されきっていない、私のなかの疑問でもあります。

ただ西野さんであるとか、今日もパンフレットありますけれども、先ほど発表された小野沢さんであるとか日本人「慰安婦」についての研究が進んでいるということは私自身はすごくありがたいことだなというふうに思っています。やはり戦前の公娼制度のもとで娼婦にされていた人たちがどういう人だったのか、特に昭和恐慌のあと、食い詰めた東北から売られたりとか、売られた少女たちというのが公娼制度のもとで娼婦にされていたわけで、そういう日本人の「慰安婦」に関しても私は深い問題点と悲しみを感じる場所でもあります。ただそのことを、「従軍慰安婦」問題が問題化されたあとに問おうとすると、むしろ言えなくなっていくというか、日本人のあなたがなぜ日本人「慰安婦」のことを言うのか、それは重要な問題ではなくて、ほんとうに重要なのは植民地主義の問題なんだというふうな形で、私自身の問題意識が消去されていくことと、同じ「慰安婦」であっても日本人の「慰安婦」は問題ではないんだというふうな形の言説があることに対してはずっと違和感がありました。日本人「慰安婦」研究の不在自体は解消されてはいますが、朝鮮人の「慰安婦」の問題をどういうふうに語るのかという問題ははまだ残されています。私自身は先ほど出ましたけれどもモデル被害者みたいなものを作らず、年若いからとか処女だからとかではなくて、やはりどのような形ででも「慰安婦」というような制度が悲惨だったんだというふうなお話が問題化できるといいなというふうに思っています。

私も朴さんのこの本が問題がないとか、瑕疵がないとか、史料の扱いが丁寧であるとかは思わないと同時に、文章ももう少し、なんというか書き方がかなり乱暴だなというみなさんの感想はもちろん共有しています。でもその上で、評価するとすると、やはり暴力の問題の複雑性というものはあると思うんですね。たとえば朝鮮人の業者がかなり直接朝鮮人の「慰安婦」に暴力を振るうと朴さんはいうんですけど、暴力を振るうというふうな形態での支配というのはものすごくプリミティブで、支配としては破綻していると思うんですね。暴力を振るわないということを聞かせられないというのは、フェミニズムの文脈でもポスト構造主義以降の文脈で、支配としては破綻しているということが強調されている。むしろより巧妙な暴力というのは、たとえば証言集にも出ていたけれども、顔をうかがうというふうな形で、こういうふうなことをすると気に入られるんじゃないかというふうな形で相手の顔をうかがう、そのほうがより巧妙な支配である。そしてなおかつ、もうひとつ上の

支配っていうのは自発性を引き出すということだと思うんですね。それは顔色を見なくても、自分からやらないきゃいけないんだというような形で主体化されていく。これが一番すごく悲惨な支配の完成形であって、そういう意味では朝鮮人の「慰安婦」の人たちが皇民化政策のもとで日本人として自分が国に奉仕するというような人たちがいた。朴さんの書き方だとすべてがそういうふうな同志的關係だとか、愛国的であるというような書き方をされている印象がありますが、そういうことがなかったということふうに私は言い切ることはできず、そしてそのこと自体が実に悲惨なんじゃないかなというふうに思っています。

フェミニズムというのは女というものが一枚岩でないということをごこ 10 年 20 年言い続けてきたんだと思うんですけど、私自身はこれを言うのはすごくためられますけど、同じように民族も、みなさんご存知のように、一枚岩ではない。朴さんが業者の問題を取り上げたということ自体も重要な問題提起であり、そのこと自体は国家の責任を免責するものではもちろんなく、むしろ同じような民族のなかで、そのような暴力的な関係、利害関係があった。そのこと自体がすごく植民地主義の悲惨さというものを際立たせているというふうに思います。

最後に、やはり私はこういうような議論は、議論自体は有効であると思っています。みなさんも繰り返されていますけれども、刑事とか民事告訴というような場所ではなく、こういう開かれた場所できちんと論じていくそのこと自体がすごく重要だと思っています。終わります。

指定討論・中西新太郎

板垣:そうしましたら最後の指定発言になりますけれども、中西新太郎さん。元横浜市立大学で文化社会学をやっておられました。では、中西さん、よろしくお願ひします。

中西新太郎:『帝国の慰安婦』の主張を、加害の位置にある日本の国家、日本の社会に否応なく位置している一員としてなしうる作業は何かという点から受け止めたいと思います。

「慰安婦」問題が容易に解決しがたい状況に至った原因について、朴さんは日本の支援者たちの問題を指摘しています。「その認識の正しさ如何はともかくも、慰安婦問題が本格的な歴史認識論争と結びつけられる限り、左右に分裂するほかなく、そのような議論が、日本国民の合意を導き出せるはずがない」(266 頁)「実際に、90 年代の歴史認識論争は、最初は単なる素朴な疑問から反発していた否定者たちを本格的に反発させ、単なる左翼嫌いや朝鮮嫌いをも吸収しながら 2000 年代以降、慰安婦問題を含む本格的な韓国批判書『嫌韓流』のような漫画がベストセラーになるような状況を導いた」(同)。

さらに戦後日本には「慰安婦問題についての謝罪意識を持ったり、その気持を表す程度の〈政治的变化〉はあった」(304 頁)のだけれども、それは無視され「運動は、救われるべき慰安婦たちの多くを置き去りにして、日韓が(のちにアメリカも)連携した〈左翼運動〉が、日本の右翼を制圧した形となった」(305 頁)という認識です。ここに現れている戦後日本についての認識の仕方と 90 年代から 2000 年代にかけての日本の現実の社会的過程と

は違っていると私は思っています。

謝罪の気持を表す程度の変化はあるのだから、それを基盤として「解決」ができたはずだし、可能だったというふうに果たして言えるのか。少なくとも実証はされていない。それからここで問題にされている左派による「慰安婦」問題の政治化が右派の反発を呼び起こしたという認識は、90年代半ばからゼロ年代にかけての右傾化、この言葉は慎重に扱うべきだと思いますが、右傾化と排外主義感情の広がりや、2010年代に具体化する排外主義行動の地盤や根拠というものをリアルにとらえてはいないと私は考えています。

そういうふうに考えたときに、「慰安婦」問題の解決をこのように仮構された左右対立の次元から切り離して、謝罪の気持を表すという、そういう水準での、日本国内で合意のできる水準で考えることができる、考える他ないと、そういう主張は、左右対立にとらわれない「第3の立場」とでも言える場所を優越的に想定しているかに映ります。善意の第三者として「解決」の水準をコントロールするそうした場所の設定というものは、「慰安婦」問題をめぐる対立、国家間関係も含めた被害と加害の関係全体にそくして考えると、奇妙に感じられます。

しかも、加害の責任を種々のレベルであきらかにして、なしうることを検討すべき日本社会の一員が自らのおく場所をそのように想定することはある種の位置錯誤ではないかというふうに私は思います。

ちなみに、小倉紀蔵氏のコメントを拝読する限りは、朴氏の議論をさらに超えて「すべての認識をできるだけ包摂できる場」からの問題へのアプローチが必要だというふうにおっしゃられているようです。問題の全体像に到達するためには認識の場を広げていくことが必要だと、一見もっともだと思いますが、その主張は、理解の全体性が獲得されるのは、問題をめぐるそれぞれの議論がつき合わされて、その妥当性が問われるプロセスを通じてだという、認識論上の要請と、それとともにどのような「包摂」あるいは「全体性」も歴史的な現実と切り離しえないかわりの下で構築されるということを考慮していないように思います。現実はそうになっていないということではないか、というふうに思います。

さらに言えば、そうやってそのように想定された「解決」は、この解決の一つの重心というか、核心的な重心であるはずの被害者の要求、それが仮に一義的に確定できるとはかぎらないにせよ、被害者の要求に応えているかどうかという観点によってではなく、「右派」の反発に力を与えるような危険を避けるという「現実主義」的な判断に左右されることになるのではないか。しかもそうした「現実主義」は、「慰安婦」問題をめぐる対立のリアリティにそくしていない点では、現実主義的だというふうにも判断できません。

実際、右派言説のなかでは、「残存左翼」、あるいは「残存左翼」ではなく「明確な左翼思想を持つわけではなく、人権・平等・自由・フェミニズム・反戦平和などの思想」によって突き動かされる「うす甘いサヨクの市民グループ」、これは小林よしのりさんの『戦争論』のなかの表現ですが、が等しなみに「左翼」とみなされ、メディアにおける左翼の代表として朝日新聞が激しい攻撃にさらされてきたことは周知の通りです。このような認識を悪しき

二項対立だというふうに言うことは容易にできますが、問題は、その二項対立の図式を通じて作られた全体像というものがどのような現実を描いて、そこに問題がどこにあるかということだと思えます。

こうした認識は冷戦思考の結果ではなく、むしろ、冷戦崩壊とこれに引き続くグローバル秩序の再編とが、これまで日本社会で「常識」として通用してきた戦後日本の「自画像」を描き直すよう迫ったことの一つの帰結、一つの応答というふうに考えていいと思えます。

「慰安婦」問題が日本の激しい国内対立の一焦点となっているのは、どのように応答するにせよ、脱植民地主義化の課題も含め戦後日本の政治・社会過程への問い直しこそがそこに含まれているからであり、私たちはみな、そうした問題の問い直しの磁場の力のなかに入り、そこから逃れることはできないと思っています。以上です。

板垣:さてここまで、合計 16 人の方々がお話を頂きました。ここで論点を詰めるという作業をもう一度しないといけないと思っています。外村さんによりますと 6 時に終わらなくてもよい。最長 6 時半位までというふうにかがっています。論点を詰めるために、このままなし崩し的に相互討論とするよりはもう 5 分ないし 10 分の休憩を入れて、この辺で最後に詰めるべき議論は何かというのを詰める。その上でその上で再開して総合討論というふうにしたいと思っています。よろしいでしょうか。

[フロアより同意の意味での拍手]

板垣:そうしましたら 5 分だと短すぎると思うんで、10 分休憩を取り、55 分再開ということで最後の討論に入りたいと思います。

総合討論

[休憩中に、司会と実行委員による総合討論の進め方についての協議があった。これを受けて、上野、小野沢、鄭、西、梁が壇上で着席して総合討論を行うこととなった。]

蘭:みなさん、それでは最後のこの会をどういうふうに終わっていくのか、相談しました。先ほどまで 16 人の人たちが論点をかわしていきまされたけれども、その中でみなさん聞いてらっしゃって、まあもうこれは確実に一致するよねっていうような所も感じられて、でも非常にこう何か、同じ部分をまったく違う解釈をしているということもまああると思うんですよね。その辺に関して、最後に 5 人の方がたに前に出てもらって、基本的に今回この会を終えるにあたってそれぞれ一致できる所とか、[一致できない点とかに] 論点絞って、最後に議論して行って終わりにしていきたいと思っています。

板垣:最後には、実行委員会の本橋さん、中野さんにお話していただいて終わろうと思うので、これからたぶん 15 分ぐらいしかこの議論の場はないと思います。なので論点はせいぜい二点まで、というふうに考えています。

一つは、今日ここに来た人の中で、日本軍「慰安婦」問題に関する責任は日本にないとか、業者にしかないとか言う人は恐らくいなかったんじゃないかというふうに思います。ただ、その日本にある「責任」というところがいったいなんなのかという、そこにおいては、必ず

しも一致するようには見えなかったし、たぶんそこに一つの評価の違いの分かれ道が出ているようにも思えました。違うかもしれませんが、ここで議論したら。ただ、その辺を一回話めてみる。

それから、その点に関わって、被害者像、被害者イメージというものをどう捉えるか。「主体性」とか、「エージェンシー」とか、あるいは「自発性」、いろんな言い方ができました。そこをどのように捉えるか。その多様性ということを書いていくことがどのような意味があり、あるいは、その意味には否定的、肯定的いろいろあると思いますけれども、どのような意味があるのか。その辺がひとつ触れられるべきことではないかという風に思います。

ここから先は、まったく順序決めておりませんので、マイクつかんだもの勝ちぐらいでもいいと思っているのですが……はい、ではどうぞ。

西:何度も話しますが西です。ともかく我々が共有しているものは日本、帝国日本を継承している日本国に責任があると、まずそれが基本だと思います。その際に、今日の議論、朴さんの本よりもなによりも今日の議論の中で明らかになったことは、憲兵が少女たちをひっさらって行って性奴隷にした、という単純な「慰安婦」像よりも、より構造的な暴力に近い、つまり、同志的な感情を持ってしまう、笑みをもらしてしまふ、そうした支配形態の方がずっと暴力的である、という千田有紀さんの話に象徴されているような認識が重要だと思うんです。つまり日本が責任を踏まえる場合に、単なる物理的な暴力にとどまらない責任ってものをきちんとおさえる。そのために私は『帝国の慰安婦』はそれを手に取った読者たちにとっては、多くの場合有益に働いていると私は思っています。ですから、それを「善用」するのは、それぞれの我々の力にかかっていると思います。逆にそれをこき下ろすことによって、かえって日本の右派を増長させたり、韓国のある種の心ない人たちが朴さんに個人攻撃を仕掛けるのを煽ったりという事態をどうやって阻止するかってことの方がより重要で、私が自分の発表の中でアビューズ(abuse)って言葉を敢えて使ったのはそういう意味です。つまり批判はいいけどアビューズはやめてほしい、そのこともここでは共有したいと思います。

上野:私も付け加えますが、司会者が二つのポイントをおっしゃったことに三つ目のポイント、少なくとも刑事告訴は不適切だ、という前提に立ってこれから後の議論を続けたいって言う、その点で合意はできないですか。

[会場、ざわつく。]

鄭:そうですね、ちょっと合意できないんじゃないですか？ 私は、合意できない。

蘭:[フロアの参加者より発言を求める動き] ちょっとまってくださいね、はい、すみません、[登壇している] この中で、えー。

小野沢:あ、よろしいですか？ 今日の会は裁判とは別に、この本の内容を丁寧に読んで、そこにどういう問題があるのか、あるいはここが不適切だとか、そういう議論をする場所だと解釈をして来ております。なので、その刑事告訴が不適切かどうか、という問題は今日の議論の対象ではないのではないかと考えます。

上野:でも幸か不幸か刑事告訴があったから、この場が実現したっていうのが... [事実です]
〔フロアの参加者より、それを否定する声があった〕

梁:それは違うと思います。

上野:ですから、こういう場が画期的な形で成立したってことの、この次をどうするんだ、ということ、みなさん固唾を飲んで見守っておられると思うんで、じゃあ最小限何で合意できるか。西さんが仰ったけど、この場にいる人たちは誰一人、日本を免責したいと思っていないわけですよ。それだけは確実ですよ。だからそのために、日本免責に加担するような、どのような言論であれ、朴裕河のものであれなんであれ、すべてそういう言論に対抗していく、ということについては、一致しているとは思いますが。

鄭:私は司会でまとめてくださった論点に沿って、あまり合意できないと思いますので、いろいろな、つまり、さっきから出てるのは、免責っていう時の責任っていう、その責任がまったくないとは、その『帝国の慰安婦』だって言っていないわけですよ。賠償補償を払うべきだって言ってるわけです。だけど、賠償とか補償の使っている意味が全然違うっていう話が延々とう、わたしはそういうことを言っていますし。それで、その辺りでの本の評価と、今おっしゃられた、その免責って一体なんなのか、ということが関係していますので、もちろんおっしゃられたことはその通りだと思いますけれども、せつかく司会の方で整理してくださったので、その二つの論点で話せばいいんじゃないですか。

私は、これは B 側っていうのはその裁判の問題で討議したわけではありませんが、私は刑事制裁が適切かどうか、適切だとは思いますが、この刑事制裁の可否について、司法の場で判断すればいいんじゃないか、っていうのは私の意見ですが、これについては合意もされない方も多いと思いますし、今この場で話し合ってもしょうがないんじゃないかと思います。だから、不適切であるということについて合意をするべきだってことには反対します。

梁:今、この裁判があったからこういう場が設けられたっておっしゃいましたがそれはもう、事実と反していると思います。今日のお話の中でも、朴裕河さんに対する激しい批判だとか、あるいは刑事裁判、この裁判の行方をも左右しかねない過激さだとかって言われましたけれども、私たちがこの本に対してやっぱりこれ言わなくちゃならない、という風に思ったきっかけは、裁判ではなくって、日本で出版されるやいなや、こんなに間違いだらけの本が、あまりにもみなさんから、評価されすぎたからです。そして私の周りの人たちもそれを買って読んで、何かいいことが書いているんじゃないかというという風に、そういう動きが作り出された時に、そういう読み方をしていない人もいるということを発信しなくてはいけない、と思った。つまり、みなさんによって、私たちは、発信をせざるをえなくなったんです。私は韓国で出版された時にすぐに読みました。非常にたくさん反論したかったけれども、黙っていました。あえてこういうものを議論の俎上に乗せる必要がないと思ったからです。しかし、日本で出版されるやいなや、あまりにこの本の内容にそぐわない、過大な、事実無根の評価がなされたと思ったので、反論せざるをえなくなりました。裁判のことでこの議論が始まったわけでは、ありません。それから…。

上野:いや、でもね、冷静に考えてください。A側って言われている人たちは例の54人声明の54人が大半です。その54人はものすごく多様な人たちの集まりで、ただあの声明でのみ、一致した人たちです。それが、A側、と呼ばれた人たちなので、もう非常に多様であり、B側と呼ばれている人たちは、比較的統一見解を持っているというこういう〔状況で〕...

染:いえ、違います。私たちも多様です。私たちの多様性をなぜ認めていただけないんでしょう。私と鄭榮桓さんと小野沢さんと、みんな、違います。なんかすっごく今の言葉はショックです。撤回していただきたいです。

板垣:はい、えっと…

梁:ちょっとそれはひどいと思います。それとですね、刑事告訴のことについて、立場表明を求められたので、あの…。

板垣:すいません、それは、あの…、

梁:いいですかもう？

板垣:いいです。そこをやっぱり言い出すと、どんどんこの本の評価あるいは、日本の植民地主義をどうするかっていうところからずれていくと思いますので、すみませんが、先ほどのあの論点に沿ってどなたか、どうでしょうか。鄭榮桓さん、あらためてその二点について、本でもレジュメでも出していますが、もう一回、見解を先に出していただいた方がいいと思うんですね。

鄭:あ、そうですね、見解、本当繰り返しになるんですけども、先ほど上野さん、植民地支配責任の罪を問うたというところがこの本の一番の、評価すべき点とおっしゃったかもしれませんが、そうでしょうか？ 私はこの本にはそういうことは書いていないんじゃないかと思うんですね。これはすごい読み解くのは難しいんですけども、植民地支配が原因で、朝鮮人の女性たちが「慰安婦」になって、されていったという表現は、確かにありますよね、一方で。たけど、朝鮮人女性が多かった理由は植民地化ではないとも書いているんですね。こういったいろいろな事を踏まえて、この本を読み解いていくと、植民地化っていうのをどのように考えているのか、その上での動員っていうのを朴さんがどのように考えているのかというと、やはり経済的な状況によって自発的に、ここで言われている売春を選ばせざるを得ない状況に置かれるという以上は動員と考えない。その間の形態っていうものは、朴さんほとんど語っていないんですね。逆に、業者による、日本軍による徴収の指示等については、基本的にはですね、業者の自発性を強調する立場に立っているんで、私はまず実態の理解として、少し『帝国の慰安婦』、だからまあ私はあまり誤読はしていないと考えています。同時に、この本では基本的にはあの日本軍、あるいは日本政府に対する法的責任は問えず、「慰安婦」制度自体は犯罪ではないという風に、かなりはっきりと言っていると思います。たしかにこの本への評価の中で、従来戦争犯罪の枠組みの中でのみ語られてきたけれども、植民地支配の問題にまで、植民地主義や帝国主義の問題にまで広げたという評価が存在するのは知っていますけれども、それこそ若干誤読が含まれているんじゃないか。むしろこの本は、植民地と占領地をかなり単純な二分法に基づいて、「帝国の慰安婦」という一

つのイメージを作り上げていて、逆に、例えば女性国際戦犯法廷などで、もちろん人道に対する罪としてこの「慰安婦」制度を裁くわけですけれども、その中で単純な戦争犯罪概念にとどまらず、植民地犯罪概念にまで結びつけていこうという契機というものが、実際にはあるわけですよね？ それらについては非常に評価が低いなという風に考えていて、それから考えるとはっきりこうだということは書いていないんですけれども、植民地支配責任の罪、ということ語った本なのか、ということについては私は少し違うんじゃないか、と思います。以上です。

西: ちょっといいですか。この本は、韓国、韓国と日本と両方で出てるんですね。で、韓国の方々のあいだでは、やはり今まで聴かされてきたような「慰安婦」像とかなり違う、あるいは、植民地支配の捉え方についてもかなり違う、かなり重たい内容を持っていた、ということもあって、なかなか人口には膾炙していかなかったのかとも思いますけれど、日本ではむしろ、「慰安婦」問題に多少関心はあるけれどもなんか難しい本は読めずにいた、そんな人がたぶん手にとっているんだと思います。だから、鄭栄桓さんのような玄人が読んで納得するような本ではなかったかもしれませんが、これが入り口になったって人はたくさんいると思います。だからこそ僕はあえて「馬跳び」って言葉を使ったわけで、この本から入った人が次にどういう本を次に手にとっていくのか、そういう時に、あのできるだけ高いところで越えていってほしいってことが僕の希望だって述べましたけれども、ともかくこの本は一旦出てしまっているわけですから、これをどうやって自分の主張や自分の思想を深めるために利用できるのかっていうのが、我々全員に課された課題だと思っています。

小野沢: ああ、よろしいのでしょうか？ 私たちが繰り返し言っているのは、この本の中で引用されている文献や被害証言が、その元々の文脈から切り離されて、著者に都合よく引用されて利用されているっていうことが非常に問題だということなんです。被害者のエージェンシーを描いたのがこの本の重要なところだという発言がさきほど上野さんから出されましたけれども、そのエージェンシー自体が、本書によって切り取られて引用された文献・資料から言えるのか、言えないんじゃないか、ということです。本当に根拠を持って語られているのであれば、いいんですけれども、根拠がない、ということが問題であるということも言っているわけですね。それから、いくら被害者に自発性があったからといって、加害者の免責にはならないとも上野さんはおっしゃいましたが、その通りです。ですが、この『帝国の慰安婦』は、明らかに日本軍と日本国家には法的責任を問えないといっているわけですね。なので問題があると言っているわけです。

梁: 西さんが今、日本でこの本は、一般の人が手に取りやすい、読みやすい、わかりやすい、とおっしゃいましたが、すごく難しい本だと思うんですよ。

〔フロアの参加者から「読みづらい」との発言〕

西: 後まで読み通した人は少ない…〔このあと、「かもしれない」と続いているようでもあるが、この発言はマイクを通しておらず、はっきり聞き取れない〕

梁: ええ、少ないですよ。その難しさがなぜなのか、というのは今日鄭栄桓さんがずっと

お話になったと思います。にもかかわらず日本でたくさんの方が手にとったのは、日本をやはり免責しているからなんです。そこが心地いいんです。ここで拾い出した、証言の、つまり、私たちは挺対協の証言集1は翻訳して出しました。これは、2も翻訳したのに出せなかったんです。なぜかという1が売れなかったからです。本当に朴裕河さんが言っているような、総合的な、多様性を示した元本ですよ、これが。元本は読まないんです、なぜならそこには悲惨な経験も書いてあるから。でも、朴裕河さんがその中から、日本人にとって受け入れやすい、楽しい思い出もあった、軍人と恋愛もした、そこだけを抜き取って書けば、それは読みたいわけですか。それで読まれたんじゃないんですか？ 本がそんなに平易に一般の人にわかりやすい本だから読まれたというのは、ちょっと分析が違うんじゃないかと思えます。

もう一つの、課題、討論の課題として、被害者像に関する、被害者の主体性をどうみるかというのが最後のテーマになっているようです。ただもうこれについては私は今日はもう申し上げたつもりです。それにたいして先ほど岩崎さんから、やはり、理解は、大変理解を示していただきました。しかし、運動は自分たちの立場を正当化するために、被害者たちの言葉をやはり利用した面もあるんじゃないかという風におっしゃいました。やっぱりその話を聞いていて、運動が被害者をやっぱり利用、利用っておっしゃいましたよね、利用してる面があるっていうのを抜きさることができないのは、やっぱり被害者の実態がつかめてないからなんだと思うんですよ。被害者に直接会ったことがないとか、被害者がいかに、先ほども言いましたけれども、本当に最底辺で差別されてきた人っていうのは、すごい感覚が研ぎ澄まされてるんです。私たちの嘘とか偽善は本当に通用しないんです。なぜか。彼女たちは、本当に差別の対象だったので、誰も彼女たちの前では気を使わないんですよ。気を使わないので人間の本性がモロに出ちゃうんです。だから彼女たちは、そうでしょ？ このように地位のある方たちの前では人はある程度気を使うんですよ。でも、彼女たちの前で気を使って語る人、気を使って行動する人は、本当にいなかったんです。だから、人の本性とか、この人は何を思って近づいてきているのか、本当に見抜くんです。またちょっとさっきの話にもどっちゃいましたけれども、彼女たちは自分たちの判断で、そういったものを見抜いて、この間動いてきています。

裁判の話に実は戻したくはないんですけども、あまりにも上野さんから言われて、共通項にならないところを共通項にしようというような、論理のすり替えをされたので、やはりそれについて一言だけ、最後に申し上げておきたいと思えます。私は金昌禄さんと同じで、こういうものを法廷にもっていったことを望ましいとはやはり思っていません。そのことがあったために今日この場での議論も、何かにかそちらへのすり替えにされてしまうというそういう戦略に上野さんによって使われているということも含めて、決してこれはあまり…。

上野：〔発言をしているが、梁の発言に消されて聴取不能〕

梁：あまりいいことではない、あまり望ましいことではなかったと思えます。朴裕河さんが

在宅起訴をされた時、ちょうど尹美香さんが日本に来ていて、記者の方がそのことについてどう思うか、と質問したら、尹美香さんは一言、「とても心が痛みます」と言いました。「闘うべき相手は他にいるのに、なぜこんなことになってしまったのか」という風に言いました。私もそういう風に思います。ただ、これをおさめるためには、私たちが刑事告訴を取り下げるとかってハルモニたちに言うのではなくって、朴裕河さん自身の努力が必要なんです。被害者たちはこの本によって名誉が毀損されたと感じて、訴えたわけですから、自ら。それに対して朴裕河さんが真摯に受け止める姿勢をまず示すことからしか始まらないんですね。なのに、一番最初にあった仮処分の審議が三回あって、被害者は全部出たのに朴裕河さんは一回もでないとか、あるいは、刑事告訴のところで対質尋問のときに、被害者が出て行こうとして途中までいったのに、突然延期を朴裕河さんが申請して、被害者自身が家に帰らなくてはいけなくなった。その後絶対に対質尋問をしないという姿勢で貫いた。また、刑事調停、起訴になる前に調停の過程があったわけですよ。その調停の過程で、調停案がだされますよね？ 最初の朴裕河さんの調停案をみましたが、びっくりしました。自分の本が被害者たちの名誉を傷つけたものではなくって、「慰安婦」問題を解決するために書いたものだということを、被害者たちに認めろという風に言っていました。また、ナムムの家の所長と弁護士に対して、自分に謝れと書いてありました。そういった調停案が出されていて、その後の調整の後で、被害者側、原告側は、この本が、「慰安婦」問題解決のために書かれた本である事を認めろという、その要求まで飲むつもりで臨んだそうです。ところが、最終的に朴裕河さんが調停案を蹴りました。その理由はいろんなところに言われていますけれども、日本を出した出版物の記述を変更することがどうしてもできない。それは日本に対して失礼だと思ったからだって言ってますよね？ 最終的に和解できる可能性があったのに、朴裕河さんが蹴っちゃったんです。私は今からでも朴裕河さんが、被害者たちがなぜ自分を訴えたのか、というところに真摯に、裁判に行かないとか、対質尋問をその場で突然ドタキャンするとかそういうことじゃなくって、自分は被害者たちに訴えられたんだってことをまず直視して、そこに出かけて行って直接何を言っているのかを聞いて、認めるべきところを認めることから始めないといけないと思います。それ以外の方法で刑事告訴を取り下げさせることは無理です。

上野:刑事告訴をしたのは、韓国の司法ですから。司法というか、検察ですから。その...〔上野注:告訴は当事者、起訴は検察であることを上野が使い分けしなかった。外村注:上野の発言に対して「違う」「告訴をしたのは…」「検察がするわけじゃない」等の声がフロアの参加者からあった。〕

上野:あの検察というか...いま、司会者さん、今のやり取りこう、ちょっと聞いておられて、ほとんど今までの発言の繰り返しになってきているんだけど...

蘭:はい。わかりました。

上野:あの、この次どうするかってことがとっても大事だと思います。すみません私もう数分で出ないといけないので。

浅野:私が代わります。そもそも、そっちが三人でこっちが二人というのがおかしい。

上野:じゃ私ちょっと……出ないといけないので。

〔上野、立ち上がり壇上を降り、浅野が登壇し代わりに座る〕

浅野:まず今の点ですが、短く言いますけど、あの VAWW [や運動圏] の方にぜひお願いしたいんですけど、まずハルモニの方たちに、自由に第三者が会えるようにしてくださいよ。我々がインタビューしたりとか……継続的にお話を聞かせていただきたい……〔フロアの参加者からの発言多し。「VAWW とは関係ない」など。立ち上がって発言しようとした人もいた。〕

蘭:〔その人たちを制して〕いや、まあ聞きましょうよ。

浅野:まあ、ともかく、運動圏の方々をお願いしたいことは、自由にハルモニたちに会わせてくださいということです。朴裕河先生と〔ハルモニ〕は今向き合っているために、それは会いたくないし、話も聞きたくない。裁判の場でしか話したくないっていう気持ちはわかるけど、やはり、第三者が会って、実は朴先生はこんなことで、こういう気持ちで書いたんじゃないありませんよっていう機会を……

〔フロアから発言を試みる者がいた。〕

浅野:実はこういう意図で書かれたんですとか、説明、申し上げようとおもっても、囲まれていて、ハルモニのところに行っても会えなければ……。

〔フロアの参加者がざわつく、「うそでしょ」との声。〕

浅野:そうですよ！

梁:説明する場が、法廷であったってことですよ。そこに来なかったってことです。

浅野:それは、ともかくです。第三者が会えるようにしてくださいよ。元、ハルモニのおばあさんたちに、自由に会えるようにしてください。

〔フロアの参加者からの発言が多くなる。〕

浅野:その、法的責任を〔朴さんが〕認めてないという点について、さっき〔私が〕発言した点が〔総合討論では〕全く無視されています。

蘭:〔発言が続いているフロアにいる参加者に対して、ともかく〕聞きましょう。

浅野:あともう一つ言いたいことは、……〔ともかく〕ヤジや拍手喝采がこちらの方から聞こえてくる雰囲気〔何とかしていただけないでしょうか〕？ これが韓国だったら、もう異議は言えなくなるのでしょうか、日本だからこそ、こんな風に私がみなさんに言論を通じて訴えることができるんです。だから、韓国の中での閉鎖的なその雰囲気、それをなんとかしたいっていうのが朴先生の言いたかったことなんですよ。

〔この間もフロアの参加者からの発言が続く、浅野発言が遮られる状況があった。「事実が間違っている」と立ち上がって述べる者がいた。〕

浅野:やっぱり、この日本社会の中の言論の自由を……

〔フロアから「すみません、あの、いいたいことがあります。韓国のことマスコミですけど」と発言を試みる者がいた〕

浅野:発表者がちゃんと準備して、オブリゲーションを守って資料を提出して、それで最後に発表して、最後にまとめようとする〔のをヤジで遮らないで欲しい〕のはかまわないでしょう。……ともかくまあ、あの、言論の自由ってのは本当に大切なことです。また、運動の論理と、学問の論理はやっぱり違うっていう前提の上で話をする必要があると思うんです。じゃあちょっと一旦マイクを置きます。

〔フロアからの発言多し。〕

蘭:はいじゃあ、いいですか。そしたらですね、あの一よろしい? こういう場をせっかく設けて、最後に言いつばなしにならないで、それで両方が向かい合って話をしよう、という場を設けて。そのことの意味を考えてください。いいですか? はい、それで、それなりにかなり、まあやり取りがあったという風にまあ、思います。それで最終的にですね、このへんは、えーと 18 時 20、今、6 分ですね。30 分までで終わりにするというのをほぼ予定しつつやっていますので、登壇していただいた、まあ上野さん退場しましたけれども、6 人の方にですね、あの拍手をして、それで最後に、実行委員のお二人にですね、本橋さんと、それから中野さんの方から話をしてもらって、それで最後に外村さんに締めていただいて、この会を終わりにしたいと思います。

はい、じゃあどうもありがとうございました。

〔拍手。フロアの参加者より「会場の発言はないの?」との声。〕

蘭:はい。すみませんちょっと会場〔からの発言〕は、あの、今回準備できません。

実行委員のことば・本橋哲也

本橋哲也:本橋哲也です。実行委員の一人をしております。こうやってどちらかの陣営に色分けされることは大変困惑するのですが、しかし問題の重要さに比べれば私の困惑など大したことではありませんので、ともかくこうした貴重な場と、場を与えていただいたことを心より感謝いたします。

まずはじめに、このような画期的な集会を準備していただいたみなさんに本当に感謝したいと思います。外村さんをはじめ、ここにおられない方々が水面下でいろいろ努力してくださって、こういう会が実現したことをまずみなさんと喜びを共有したいと思います。本当にありがとうございました。板垣さん、蘭さんも長い時間、司会ありがとうございました。

その上で簡単に三点、私の方から個人的な感想を述べさせていただきたいと思います。一点目の感想は、サバルタン、ということについてです。今更ながらで本当に恥ずかしいのですが、今回の問題を考える中で、一つだけ、わかってきたことがあります。それはなぜ、ガヤトリ・スピヴァクが、「サバルタンは語れるか?」という疑問形で提示して、サバルタンは語れない、とも、サバルタンは語れる、とも言わなかったのか、ということです。それはおそらく、サバルタンに語らせないことも、また、サバルタンに語らせることも、どちらも等しく暴力であるからではないでしょうか。さらに考えれば、語ることでできない人の語りたことがわからない——これは一応そうだととして、はたして語ることでできる人の語り

たいことはいったいどこまでわかるのか、という疑問が湧いてきます。語られたことを尊重するのは大事ですが、そこには、語られてしまったことによって、語りえなかったことがあるはずではないでしょうか。それがいったい何なのかは、聞く人にはもちろん、また、ときには語る本人さえもわからない。よってしばしばそれは無かったことにされてしまうのだけれども、そのわからないけれども、あったかもしれないものに対する気遣いや恐れのようなものがなければ、このサバルタン問題は、ますます困難の度を増すのではないのでしょうか。この代弁表象という問題は、言葉によって生きようとする私たち人間にとって、避けられない難問、アポリアであって、その事に自覚的であり、かつ、慎重であり続けることが、まずは今回の問題から、なんらかの果実を生み出すきっかけとなると思います。その意味で、先ほど梁澄子さんが紹介された、金福童さんの笑み、笑いですね、笑みが心に突き刺さりました。そのことを聞かせていただけただけでも今日来た甲斐があったと思います。

二点目の感想は、よく言われることですが、踏み絵ということについてです。この問題について、いわゆる踏み絵的な状況を作り出したのが朴さんの著書の出版なのか、それに対する告訴なのか、朴さんの著書に対する批判なのか、あるいはいくつかの「声明」なのか、それはさまざまな意見があると思いますし、ここで問うてもあまり意味はないでしょう。むしろここで考えるべきは、踏み絵とはいったい何なのか、ということだと思います。よく考えてみると、実のところ、踏み絵自体が悪いわけではないのではないのでしょうか？ 私たちのように広い意味で、人文学、言葉に関わるものにとって、テキストを読んだり、人の意見を聞いたり、自らの言葉で考えることは、まさに日々踏み絵を踏んでいるのと同じことです。言葉を材料にして考える営みがある限り、それは避けられません。つまり、人文学とは、踏み絵にほかならない、と言ってもいいと思います。まずいのは、そのようにして踏み絵を踏まざるをえない人たちを、なんらかの動機によって、どちらかの陣営に属していると攻撃したり、自らの権威拡張のために利用する態度ではないのでしょうか。さらによくはないのは、踏み絵を前にして私たち自身が思考停止に陥ってしまうことです。踏み絵とは、思考への誘いにほかなりません。ですから、踏み絵はどんどん作るべきだし、時に勇気を持って踏むべきだと思います。しかし、それをもって他者を判断することには、限りなく慎重であるべきではないのでしょうか。このことをさらに考えたい人は、ちょっと偉そうに申し訳ありませんが、遠藤周作の「沈黙」と、アーシュラ・ル・グィンの「闇の左手」をもう一度お読みください。

三点目最後ですが、私たちの「抗議声明」についてです。今回の集会がどんな形であれ、被害者、サバイバーの要求に応えられる形での「慰安婦」問題の解決と、彼女たちのエンパワメントにどう繋がられるのかを、それぞれの現場でこれから私たちはそれぞれ真剣に考えなくてはなりません。それは互いの立場を批判すること、互いの意見から学び合うことと同じくらい重要なことだと思います。今の私には、この集会の結果として、何が一致点として見出されるのかをまとめる力はありません。朴裕河さんの本が、実証研究のレベルで多くの問題をはらんでいるにもかかわらず、日本では賞を得るなど公的に評価されすぎたこと、しかし同時に、その本を民事刑事裁判の中で裁くことは必ずしも適切ではない、この二点ぐ

らいは、この場にいるみなさんの多くが、全員でなくても多くが、共有できるものではないかなとは思いますが、しかしその点も私には自信がありません。

その意味で今日の議論を聞いていまして最後に一つ、個人的に私もこの場で実際に、踏み絵を踏まなければならないと思います。どういうことかと申しますと、私は朴裕河氏の起訴に対する抗議声明に署名した一人です。そのなかに、「なによりもこの本によって元「慰安婦」の方々の名誉が傷ついたとは思えず」、という一文が入っていることに対して、改めてこの場で思いをいたし、その点において、署名したことを反省します。もちろん声明を起草した方々としては、元「慰安婦」の方々の名誉が傷ついたということと、元「慰安婦」の方々が傷ついたということとは違うという言い分があるのかもしれませんが、また、私一人がここで署名を撤回したとしても、ほとんど意味のない身振りでしょう。しかしながら、この一節がある限りにおいて、署名すべきではなかったと今は考えます。反省の理由は、何よりナムムの家の子供たちの方たちが、いったいどのような状況で裁判による告訴という手段に踏み切ったのかを、私自身が知りえないからです。どんな人間も、そのあらゆる行動が正しいなどということはありません。果たしてこの件について子供たちの方たちがそうした手段をとられたことが適切であったのかどうか、そのことには疑いをいまだに持っております。しかし、同時に、少なくとも私のようなその場にいなかったものが、元「慰安婦」の方々の名誉が傷ついたとは思えず、とは言えない。そのことはたしかだからです。もう時間ですね。

最後のお礼です。お忙しいところ、本日こうやって、ご参加いただいた皆さんに実行委員の一人として心より感謝申し上げます。私の希望といたしましては、今日ともに過ごさせていただいたこの数時間が、今後の皆さんの、学問的探求や、運動に少しでもプラスとなり、自由闊達な活動を続けていただく糧となりますことをお祈りいたします。私自身も多くのことを学ばせていただきました。ありがとうございました。

実行委員のこぼし・中野敏男

中野敏男:中野でございます。今日はみなさん、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。実行委員として感謝いたします。わたくし、外村さんが最初にこの会をしようと提案されて、まずは同僚である金富子さんと、それを受けるべきか、こういう二つのグループに分かれて、それで実りある議論ができるんだろうかということをととても深刻に考えました。そんなことが可能なのかということ、あるいは実りある結果が生まれるんだろうかということを実際に考えました。それで、まあやってみようという、まあひとつの賭けですけども、それに踏み出したのは、具体的に『帝国の慰安婦』というテキストがあり、『帝国の慰安婦』が一定の「慰安婦」制度像というのを示している、それをめぐって具体的な議論ができるとすれば、一定の成果になるんじゃないかという風に考えたからです。それで、今日その結果として、ある意味で一つは、成果があったなって面と、それからやっぱり残念だったなって面とがあります。

それはひとつ同じことの両面です。同じことの両面ってというのはこういうことです。成果があったというのは、この『帝国の慰安婦』という書物は一定の「慰安婦」制度像をだしています。それは、最初の鄭栄桓さんの報告を中心に、ある程度、批判する B の方から出されたと思います。

4点ぐらい出しますが、まず、多様な「慰安婦」像を語る書物ではなくて、自発性をもった「帝国の慰安婦」だった。このタイトルがそうですね。「帝国の慰安婦」だっていうのが、『帝国の慰安婦』の「慰安婦」像です。2点目に、業者主犯説。業者主犯であって、日本国、日本軍の責任はあるけれども、法的責任は問えないんだということが明確に出されています。それから、日本の謝罪・反省、あるいは戦後補償っていうのは一定なされてきていて、それは評価すべきだという、そういう考え方があります。この書物は非常に複雑で読みにくい書物でありますけれど、誰が読んでもこのことは明確なんですね。とすれば、これについてそうではない、あるいはこの点はどうかという議論が具体的にここでなされて、それでなんらかの形の「慰安婦」像の深化があれば、それはとてもいい機会になったという風に思います。

さらに、その三つの論点、「慰安婦」像、「慰安婦」制度像に加えてですね、この本の基本的な学問的な手続きが粗いということがある。たんに手続きが未熟だとか、たんにミスがあるとかいうことではなくて、資料そのものを偽造しているではないか、というところまで、強く出されています。それについても、明確な反論があり、それについての議論があれば、この本の評価になったと思います。ところが残念ながら、今日この書物を評価する時に、その具体的な内容について評価がなかった。とてもびっくりしたことですけれど、報告者の3名の方が基本的に話なされたことは、議論の仕方についてですね。あるいは、論争のスタイル。あるいは、現実の例えば日韓関係についてのリアリティ。それについての感覚があるか、という問題です。

その問題はあると思います。その問題が問われなくちゃならないと思います。しかしそれが問われるのは具体的なこの書物の内容を通してであって、これがどのような議論になっているかってことを通じてじゃないと、それは検証できないじゃないか。つまり、一般的に、態度を、その論争のスタイルが攻撃的すぎるとか、論争スタイルがなんか運動的すぎるとかいうだけではやっぱりだめで、そのことがいかに、この「慰安婦」、「慰安婦」像を曲げているか。どのように、この「慰安婦」制度について曲がった理解になっているかっていうことを示さないと、やはりそのレベルで議論しないとダメじゃないかという風にわたくしは思いました。そういうことが実現できる場だっていうふうに考えていたのです。それが、せっかくその点で違うということがわかったのは成果ですけど、その点で議論が深まらなかったのが、とても残念なことだったという風に思っています。

それで、なんでそんな議論をするのか。そうですね、たとえば西さんは、加害と被害、加害者と被害者、協力者と抵抗者、という二項対立的な図式で、不可視化されてしまう部分を問う、そこにこの本の、主要な、根本的なポイントがあるんだっていう風におっしゃいます

た。その問いを、なぜするのか、といいますと、西さんは善用するんだっておっしゃっていました。それを善用しなくちゃいけないんだとおっしゃっています。なら、どのように善用するか、ということを最後に考えてみますと、引用ですけど、「彼女があえて強調するのは、日韓日朝対立のパラダイムを超え、むしろ日本軍戦争遂行の協力者としての役割を強いられた男女が、それぞれに被害者であったかもしれない、という新しい認識の可能性、を視野に入れるためである」。そう書かれています。これには驚愕しました。なぜでしょうか。「慰安婦」問題が90年代に、我々に出された時に、それまでの日本における戦争と被害者って問題の議論について根本的に問われたという風に思ったからです。なぜか。日本の戦後民主主義では、日本の民衆は日本の軍国主義の被害者だ、という風に議論され続けてきたわけです。つまり被害が語られてきたわけです。80年代までは、それに対してそれから、それと根本的に異なる像が、「慰安婦」被害者の、その現実の像となって現れた時に、大いに困惑してですね、日本の民衆が被害者であると語ってばかりはいてはまずいということが基本的に問題として出てきて、それから議論が始まったんです。そうすると、この日本の兵士と「慰安婦」が協力者であって、ともに被害者であったということを、新しい、認識の可能性でしょうか？ わたくしには、「慰安婦」、金学順さんの登場をもって開かれた新しい地平の前に移す、それ以前に後退させるようにわたくしには思われました。それで非常に驚愕いたしました。ということはどういうことか、という

浅野：主張はもうやめてください。まとめの、言葉をお願いします。主張は結構です。

中野：まとめているんです。…戦後民主主義の語り、軍国主義のもとでの被害者として日本民衆を語ってきた戦後日本の語りを改めて正当化するものとして、この『帝国の慰安婦』の書物を捉えて、そのように生かそうとしているという風に見えるわけですね。

しかし、これに対して、90年代になって公論化した、「慰安婦」問題とはそもそもそんな戦後日本の戦争の語りをこそ問題にした。そのことを無化するのではないかという風にわたくしは思います。だからこれが民族主義を超えることになるだろうか。この書物をもって民族主義を超えられるだろうかということです。日本で、「慰安婦」問題について、朝鮮人業者主犯説に立つ書物を、日本人兵士も被害者だという立場に立って歓迎する。そういう書物を歓迎するっていうのは、民族主義を超えることでしょうか。わたくしはそうは思いません。むしろ、そういう、「慰安婦」像に対してですね、きちっとした批判をし、それによって、その「慰安婦」像を問い詰めていくことこそが、日本における民族主義を超えるという道を開くわけじゃないですか。それもなしに、むしろこの日本軍の、あるいは日本政府の法的責任を否認するこの書物を支持してしまう、それこそグロテスクなナショナリズムになってしまうんじゃないでしょうか。

するとなぜ、このような書物を日本が歓迎しているのかって問題が出てきます。そのように90年代に壁がこわれて、いまなぜこういう風になってきているのかという、わたくしは、ちょっと俗な言い方になりますが、日本人の加害者疲れっていうのがあるんじゃないかと思っています。加害者として問われ、もう問うな、もう責任を問うな、というそういう、

あんまり責めるなってことですね。加害者と言われた日本人兵士はむしろ被害者であって、「慰安婦」と共に慰めあったんだ、という日本人男性作家のフィクションを使ったファンタジーを、その物語を支持してしまう。その現在の日本の状況、あるいは思想状況についてわたくしは非常に危惧を覚えます。

それでまとめになりますけれど、この書物についての見解は違っても、「慰安婦」被害者の立場に立って「慰安婦」被害者が当事者として受け入れることのできる解決を実現したい。そのことについては、ここにおられる皆さんが合意できると思います。ですよね？ そうだとすれば、今、現実には、日韓「合意」が「慰安婦」被害者に受け入れられていないわけですから、そのことを直視して、まずは日韓「合意」を撤回させる、あるいは撤回する世論を作って、その上で改めてそれを乗り越える道を考える、あるいは議論する場を作っていくということがあって、ここから出発できる。

木宮：でもそれを、合意をなぜ出発点にできないんですか！？

その、理由は何なのですか？ その合意を出発点にできない理由を教えてくださいよ。

中野：「慰安婦」被害者が認めていないからですよ。

木宮：でも韓国の外交部〔外務省〕の発表によれば、それを受け入れると言う人だって相当程度いますよ。それをあなたは認めずに、一部を全部だと恣意的に拡大解釈しているわけですよ。…私は韓国の外交部の人から聞きましたよ。

中野：違うと思います。

〔この間、フロアの着席者からで若干の発言があった〕

中野：それは、いま…

木宮：いや、でも、それは。

実行委員の閉会挨拶・外村大

外村：どうも、時間延長しまして。私が呼びかけましてなんか、ちゃんと実現できるんですか、とかなんかいう話も聞こえたりしてですね。私もちょっと今日の 11 時 59 分あたりによく資料集をコピーすることができたということとか、まあいろいろと。昨日の 6 時に資料出してくださいって、5 時 55 分 40 秒にメールを送ってきたということがありまして。〔なかなか大変でした〕。最初の挨拶を終えたら緊張が解けるかなと思いましたが、挨拶の中盤あたりで会場から発言があつて、そこでまた緊張し、最後までなんか緊張してますね。私が報告するわけでもないのに緊張した集会は初めてです。

〔フロアにいる参加者より「もっと聞きたいので討論を」との声〕

外村：はい。すみません、しかし会場〔の時間の制約〕があります。本当に一人ひとりの皆さんのお言葉、重かったし、響いたし、考えなきゃと思いました。〔ただ〕この集会在意義あったかどうかというのは実はこれはわからないわけです。意義あるとすれば、やっぱり被害者の納得できる謝罪、とか、補償とか、日韓関係、日朝関係がもう少しうまくいくというように向かうとか、歴史認識の問題、ちゃんと事実に基づいて認識するような動きになる、

これからの歴史教育もしっかりやっていくという風なところに、それぞれの皆さんが、あるいは今日参加していない方も含めて、何か動きを作り出すことということになれば集会の意義があったということなんだと思います。

はなはだ遺憾なのが A 側 B 側って話があって、それは違うのであって、いろいろみなさんの話を今日聞いて考えも変わった方もいるわけだし、やっぱり最初言いましたけど、ああこういう視点は気づかなかったというようなことがあるかと思います。あと、吉見さん言われたようにベトナム戦争の経験、一致できるところで戦った、それも重要だし、たぶんお互い交互に批判しながら対話を継続したところ〔が重要〕だと思います。〔吉見さんの話にあった〕油井大三郎さんの〔この点についての〕研究を〔わたしはそれほど〕読んでいるわけでもないですけど。

あと、太田さんいわれた自由な雰囲気ですぐ話せる場をということ、これも大切だと思います。「慰安婦」のおばあさんたちも高齢化しているんですけども、90年代から〔「慰安婦」問題の解決の運動に〕関わってきた人も、2000年代はじめから関わってきた人も、高齢化しているんであって、歴史教育をこれからやるにしても、あるいは性暴力の被害問題考えるって研究者も、これから後進〔の人〕が必要だと思います。なので、〔もちろん〕若い人が〔こうした問題に〕気軽に参加することはできないわけで、やっぱり重い問題ですから、覚悟持って参加することにはなりますけれども、しかしそれぞれ、〔もし〕なにか、とりわけ若い人たちがたりすることも言った時にも、それも受け止めながら対話するといったような場。あるいはあの人たちがどうも間違ったこと言っていると思っていたとしても、そういう人たちとも対話する場というのを、ぜひ作っていかねばならないと思います。そういう場ってというのは、こういう形でなくてもいいわけで、京都でも大阪でもっていうそういう実践がなされる場があるべきであって。大学の研究室、小さい研究室でも、あるいは、市民運動の集会でも対話を作っていく必要があると思います。

それで、フロアからの発言なかったことを本当に自己批判いたします。時間がなかったということを自己批判いたします。集会実行委員の私の責任、私だけじゃない集会実行委員の責任であります。ただし、集会実行委員で話し合っていましたのは、やはり記録集をちゃんとだそうということと、その場合には、集会に参加したみなさんからの、これを受けて考えたこと、さらに考えてほしいことを、私が本当はフロアから発言したかったことを、原稿を出してもらって〔ということです〕。枚数をどうするか、締め切りいつまでということ、二週間くらいかなとかいろいろ考えてますけど、それを受け付けると〔ということにします〕。今、便利な時代でメールで受け付けて、それをまとめて、記録集として出すという、本当に、ここは私がちゃんとします。後ほどまたメールで呼びかけることとしたいと思います。司会のお二人、通常のシンポジウムの司会の10倍くらい大変だったと思いますが、どうも本当にありがとうございました。

蘭:じゃあみなさん、長時間たいへんでしたけれどもこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。